

# びばい未来交響プラン（案）

（第6期美唄市総合計画）

後期基本計画

（平成28年度～32年度）

美 唄 市

# びばい未来交響プラン

## (第6期美唄市総合計画)

### 後期基本計画

## 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 1   | 総論                        |    |
| (1) | 後期基本計画の目的と性格              | 1  |
| (2) | 計画の期間                     | 1  |
| 2   | 本市を取り巻く状況                 |    |
| (1) | 人口減少時代の到来                 | 2  |
| (2) | 人口減少が経済社会に与える影響           | 2  |
| (3) | 札幌圏への人口流出                 | 2  |
| (4) | 世界・わが国の経済復調               | 2  |
| (5) | 食の安全・安心、食育に関する意識の高まり      | 2  |
| (6) | 再生可能エネルギー活用に向けた動き         | 3  |
|     | <参考資料> 美唄市の人口の推移と推計       | 4  |
| 3   | まちづくりの主要課題                | 6  |
| (1) | 地域特性を生かした交流・産業・雇用の創出      | 6  |
| (2) | 基幹産業である農業の振興              | 6  |
| (3) | 商業の活性化                    | 6  |
| (4) | 少子化対策                     | 6  |
| (5) | 少子高齢社会における保健・福祉・医療のしくみづくり | 6  |
| (6) | 美しい環境づくり                  | 7  |
| (7) | 交通環境の整備と移住対策              | 7  |
| (8) | 協働のまちづくりを進めるための「人財」の育成    | 7  |
| (9) | 効率的な行財政運営の確立              | 7  |
| 4   | 後期基本計画の方針と推進管理            | 8  |
| 5   | 地域資源                      | 10 |
| 6   | 施策の体系                     | 12 |
| 7   | 個別計画の体系                   | 14 |
| 8   | 5年後の美唄市の姿(まちづくり成果指標)      | 16 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 9 分野別計画                      | 18 |
| 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり |    |
| 〔1〕 産業づくり                    |    |
| (1) 農商工連携                    | 20 |
| (2) 農業振興                     | 22 |
| (3) 商工業振興                    | 24 |
| 〔2〕 にぎわいづくり                  |    |
| (4) 観光・交流                    | 26 |
| (5) 公共交通                     | 28 |
| (6) 情報化推進                    | 30 |
| 第2楽章 人と文化を育み交流が広がるまちづくり      |    |
| 〔3〕 人づくり                     |    |
| (7) 子育て支援                    | 32 |
| (8) 学校教育                     | 34 |
| (9) 芸術・文化・生涯学習               | 36 |
| (10) 男女共同参画                  | 38 |
| (11) 平和施策                    | 40 |
| 第3楽章 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり    |    |
| 〔4〕 環境づくり                    |    |
| (12) 自然保護                    | 42 |
| (13) 環境行動                    | 44 |
| (14) ごみ処理                    | 46 |
| 〔5〕 うるおいづくり                  |    |
| (15) 都市基盤整備                  | 48 |
| (16) 景観・緑づくり                 | 50 |
| 第4楽章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり    |    |
| 〔6〕 健康づくり                    |    |
| (17) 保健                      | 52 |
| (18) 地域医療                    | 54 |
| 〔7〕 福祉のまちづくり                 |    |
| (19) 障がい者福祉                  | 56 |
| (20) 高齢者福祉                   | 58 |
| 第5楽章 安全で安心して住めるまちづくり         |    |
| 〔8〕 安全づくり                    |    |
| (21) 防災・防犯・交通安全              | 60 |
| (22) 消防                      | 62 |
| 〔9〕 安心づくり                    |    |
| (23) 消費者保護                   | 64 |
| (24) 雇用対策                    | 66 |
| (25) コミュニティ                  | 68 |
| 最終楽章 みんなで力を合わせるまちづくり         |    |
| 〔10〕 地域経営の確立                 |    |
| (26) 協働のまちづくり                | 70 |
| (27) 行財政運営                   | 72 |
| 10 生活圏別地域づくり                 | 74 |

# 1 総論

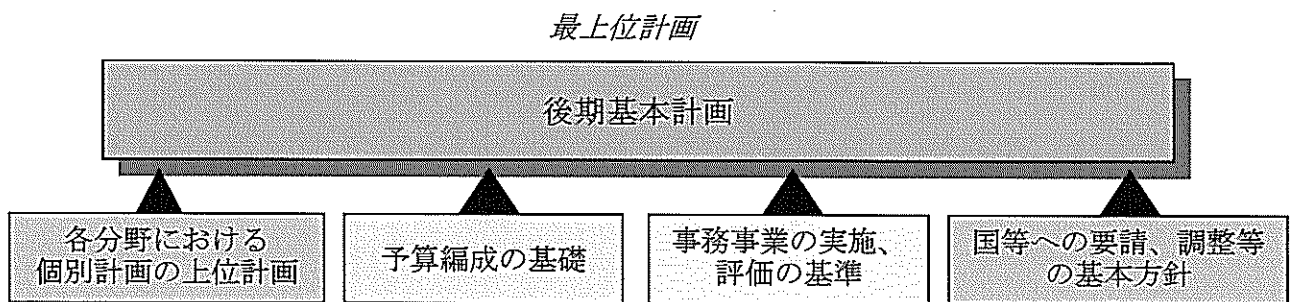
## (1) 後期基本計画の目的と性格

この計画は、前期基本計画の成果と課題を検証し、人口減少を克服しつつ、活力あるまちづくりに向けて、基本構想に掲げる美唄市の都市像「食・農・アートが響き合う緑のまち 美唄 ー市民のハーモニーで創る美しき唄のまちを目指してー」の実現に向け、長期的展望に立って市が取り組むべき課題、施策の概要を体系的に明らかにし、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的とします。

この計画の性格は、この基本構想に基づく、まちづくり全般を対象とする総合的な計画であり、各分野における個別計画や各年度の予算編成、これに基づく事務事業の実施や評価など、まちづくりのあらゆる分野で計画的にまちづくりを進めるための指針となる最上位計画です。

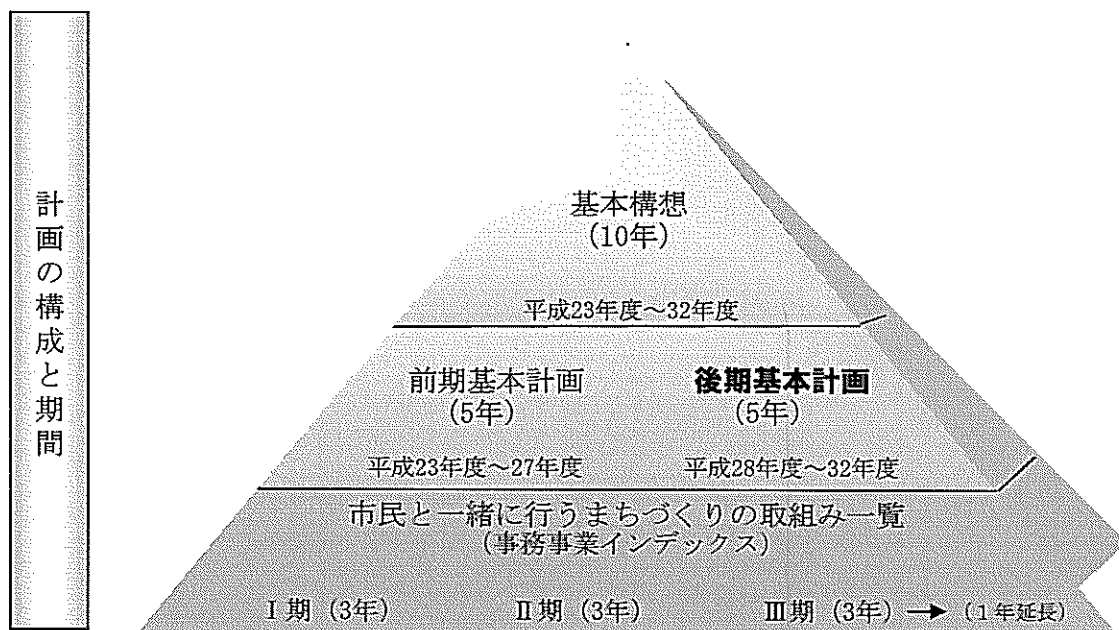
この計画の策定では、現在、国が推し進めている、地方創生の実現に向けた、平成26年11月の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成72年(2060年)を基本とする人口動向の分析や将来人口の推計をする「地方人口ビジョン」と平成27年～31年の5か年を対象期間とし、人口減少対策などを中心とする「地方版総合戦略」との整合を図りました。

私たち市民は、この後期基本計画を市民と市が協働してまちづくりを進めて行くための基本的な方向を示すものとして共有するとともに、国や北海道、民間事業者等が進める計画や事業に対して、要請や調整等を行う際の基本方針として活用します。



## (2) 計画の期間

後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。



## 2 本市を取り巻く状況

### (1) 人口減少時代の到来

日本の人口は、2008年（平成20年）を境に人口減少局面に入り、今後、加速度的に高まっていくことが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所によると、2020年代初めは毎年60万人程度の減少ですが、それが2040年代頃には毎年100万人程度の減少スピードにまで加速すると推計されています。

### (2) 人口減少が経済社会に与える影響

地方では、人口減少により、経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下する恐れがあるとともに、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分以上に減少し、2割の地域では無居住化すると推計されており、地域経済社会に与える影響は大きいものと予測されます。

### (3) 札幌圏への人口流出

本市からの他市町へ転出される方の動向（平成26・27年度に転入・転出アンケート調査を実施）では、就職や転職のため、札幌方面への転出割合が高く、雇用内容や生活環境が要因すると思われます。

### (4) 世界・我が国の経済復調

内閣府年央試算や日本銀行の「経済・物価情勢の展望」によると、海外経済については、先進国が堅調な景気回復を続け、その好影響が新興国にも徐々に波及する中で、緩やかに成長率が高まると見込まれています。

また、我が国の経済状況については、緩やかな回復基調を続けており、企業では、収益が過去最高水準まで増加しており、前向きな投資スタンスが維持されます。

家計では、雇用・所得環境の着実な改善が続き、個人消費も全体としては底堅く推移されます。

今後は、国内需要が堅調に推移するとともに、家計、企業の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続すると考えられています。

### (5) 食の安全・安心、食育に関する意識の高まり

商品への異物混入や賞味期限切れなど食品加工や提供者における様々な不祥事などによって、食に対する不信感が増すとともに、安全・安心な食に対する消費者の関心は高まるばかりです。

また、近年、子どもの孤食や欠食など、食習慣の乱れが、子どもの発達や発育に影響を及ぼしているとともに、親子のコミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会が減少している状況から、食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとし、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“生きる力”を豊かに育むための取り組みが広がっています。

(6) 再生可能エネルギー活用に向けた動き

日本におけるエネルギー供給の8割以上が石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料で、そのほとんどが海外に依存している状況です。

このような状況のなか、エネルギーを安定的かつ適切に供給するため、環境への負荷が少ない、太陽光や地熱などの再生可能エネルギー\*の導入が進んでいます。

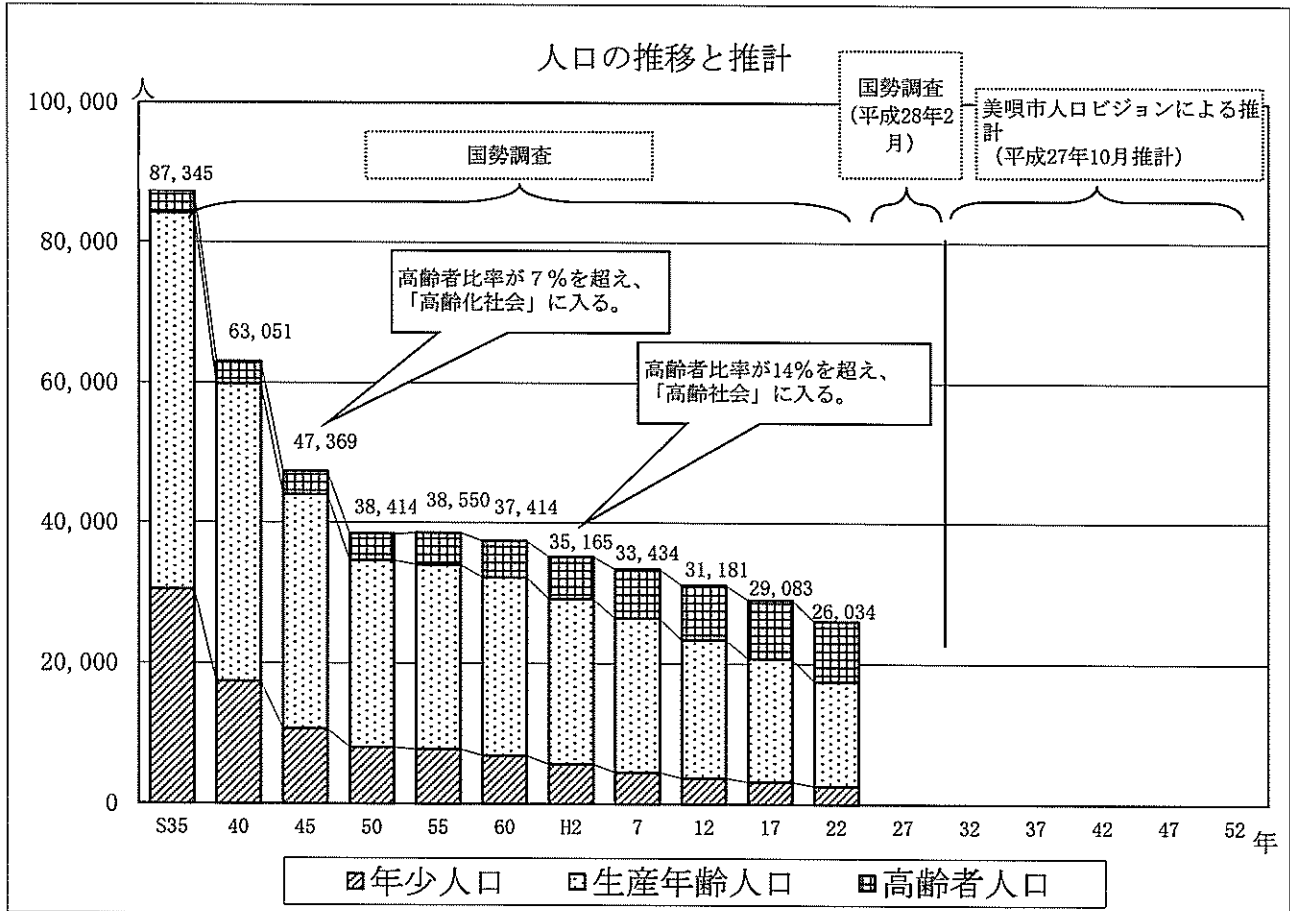
本市においては、雪冷熱エネルギーを活用した冷房が貯蔵庫や福祉施設のなどで導入が拡大しており、今後、情報関連産業や環境関連産業等の雇用の創出といった経済効果も期待されます。

用語解説

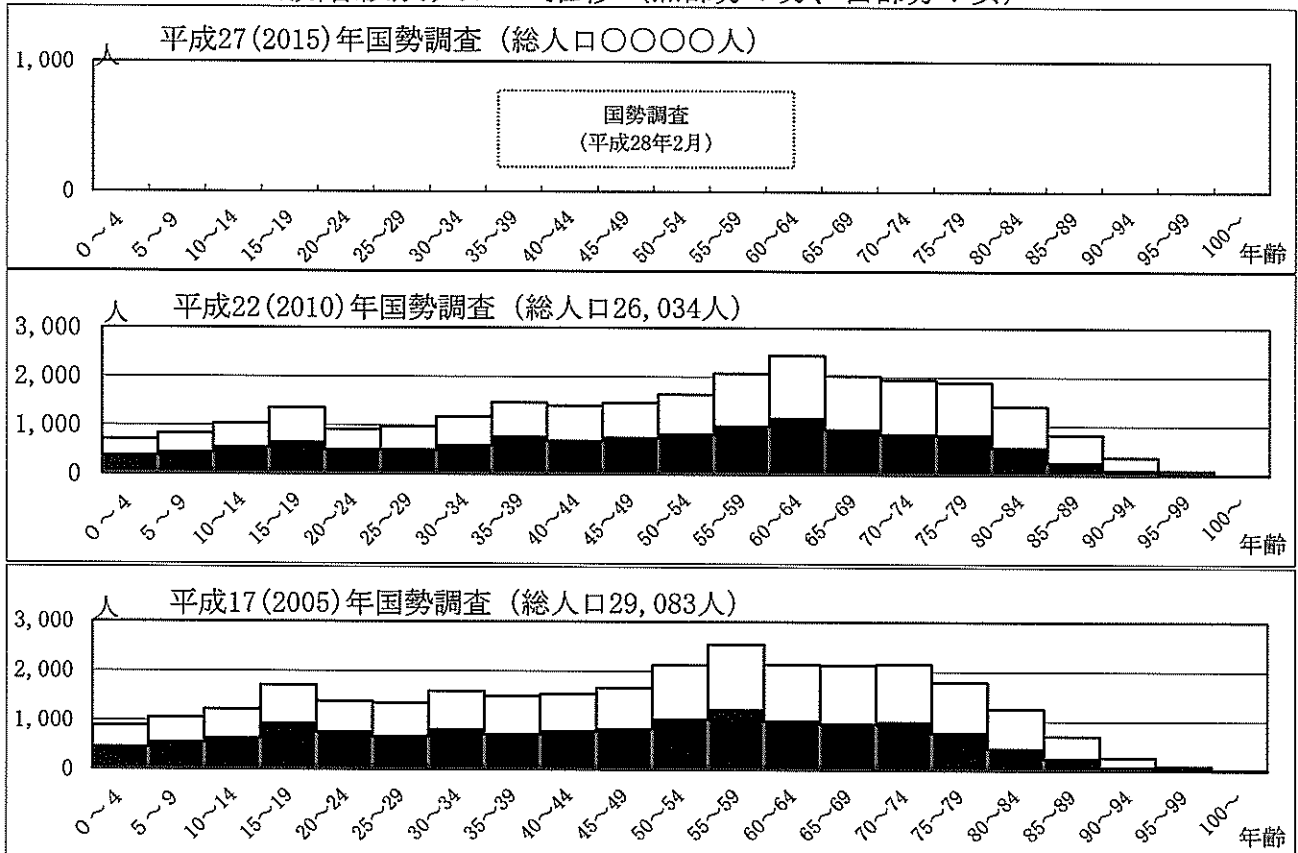
\*再生可能エネルギー:法律で太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。

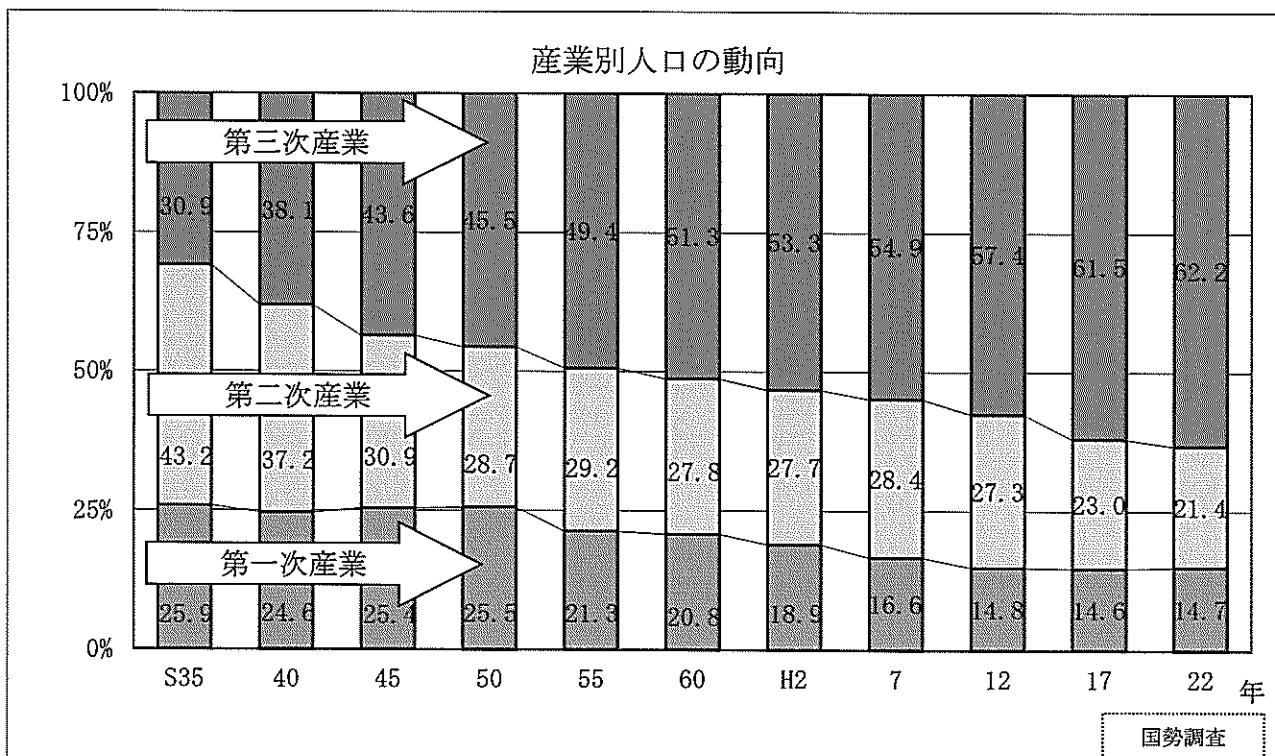
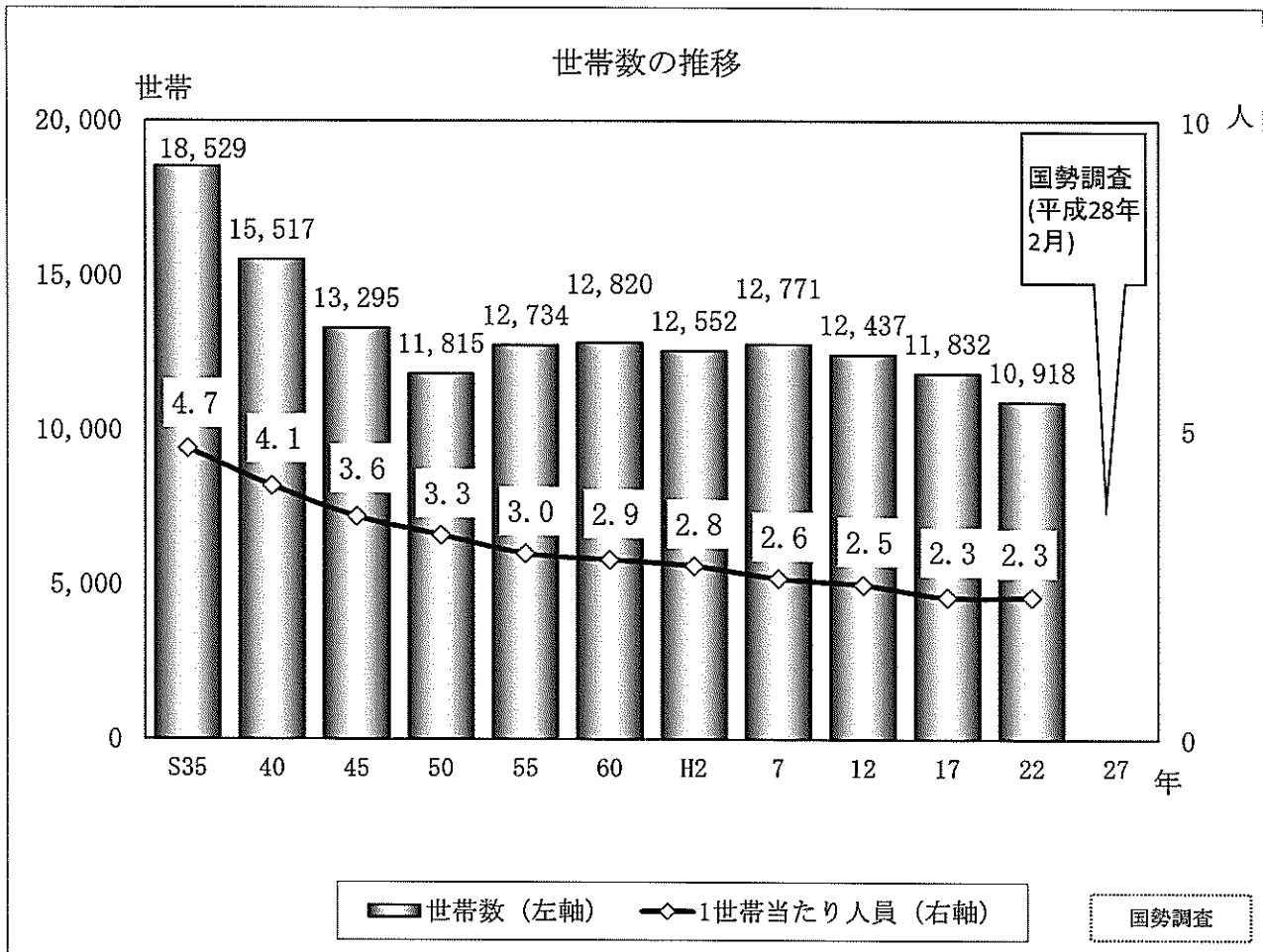
<参考資料>

美唄市の人口の推移と推計



5歳階級別人口の推移 (黒部分：男、白部分：女)







### 3 まちづくりの主要課題

#### (1) 地域特性を生かした交流・産業・雇用の創出

本市は、札幌市と旭川市を結ぶ交通網の中間にあり、交通の利便性が良い場所に位置していますが、観光・交流や産業・雇用環境に関しては、その特性を十分に生かしきれていない面があります。

観光・交流は、多くの方が訪れていた交流拠点施設「ゆ〜りん館」の利用客が減少傾向にあるなど、年々観光客は減少しています。

産業では、長引く景気の低迷や公共事業の減少などにより、設備投資を抑制する傾向にあります。

雇用環境に関しては、緩やかな景気の回復に伴い、有効求人倍率は上昇傾向にあるものの、職種によっては、求人側と求職側の条件が一致しない雇用のミスマッチが生じています。

そのため、道道美唄富良野線の開通を見据えた、観光交流関連の情報発信や特産品等のPRの充実、滞在を含めた来訪者のニーズへの対応とともに、企業誘致活動や地域資源を活用した6次産業化に向けた取り組みを行い、雇用につながる産業づくりを進める必要があります。

#### (2) 基幹産業である農業の振興

本市は、石狩平野の中央部に位置し、広い農地を有していることから、基幹作物である米のほか、小麦、大豆、アスパラガス、タマネギ、ハスカップなどを取り入れた複合的な農業経営が進められているものの、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進んでいます。

そのため、担い手農家への農地の集積や基盤整備による経営規模の拡大、先進農業技術等の導入を図るとともに、6次産業化の取り組みを推進し、複合的で高収益な農業経営を図ることが必要です。

#### (3) 商業の活性化

本市は、人口減少に伴う消費購買力の低下やインターネット販売が盛んになるなど、消費者ニーズが多様化するとともに、郊外店舗の進出により、商店街の空洞化が進行し、高齢者を中心に買い物に不便を感じている市民が増加しています。

そのため、中心市街地に消費者を呼び込むための新たな商業活動・PR活動などに積極的に取り組んでいく必要があります。

#### (4) 少子化対策

人口減少が急速に進む中で、晩婚化や晩産化、子育てに関する不安感や負担感が増していくことにより、少子化が加速していくことが心配されます。

そのため、地域特性に応じた子育て支援や仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、子育て環境の向上へ向けた支援策が求められています。

#### (5) 少子高齢社会における保健・福祉・医療のしくみづくり

地域偏在による医師や看護師の不足など厳しい医療環境が続くなか、人工透析治療や救急窓口の体制など医療提供体制の確保に努めているものの近年、地域医療の疲弊や機能が低下しています。

そのため、総合診療医の確保に努めるほか、医療機関相互の連携をはじめとした持続可能な医療提供体制の構築と少子高齢化に対応した医療と介護の多職種が顔の見える関係を築くとともに、保健、福祉、介護との包括的な連携システムの構築が求められています。

## (6) 美しい環境づくり

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻となり、国をあげての対応が求められています。

そのため、市民一人ひとりや個々の事業者が地球規模の環境問題について、理解を深め、環境保全行動を実践することが重要であることから、環境に配慮した行動を実践できる人づくりや適切な行動を学ぶ機会の確保が求められています。

## (7) 交通環境の整備と移住対策

鉄道交通については、札幌市と旭川市を結ぶ特急列車や普通列車の本数が年々減少傾向にあるとともに、市内バス交通についても、利用者の減少により、減便や運休が避けられない状況にあり、乗合タクシーについても、運行開始から3年が経過したことから、運行区域や経路の見直しなど、より効率的な運行が求められています。

そのため、利用者が利用しやすく、効率的な交通環境の整備が必要となっています。

また、SNS\*を活用した情報の提供や観光PRと連携したプロモーション活動など、多くの人に訪れてもらい、市外からの移住に結びつける取り組みが必要です。

## (8) 協働のまちづくりを進めるための「人財」の育成

協働のまちづくりを進めるためには市民一人ひとりが自ら考え、まちづくりに参加し、住み良いまち、豊かな地域社会をつくることが基本であり、まちづくりへの参画を促すための様々な情報を発信・共有することが重要であります。

そのため、様々な広報・広聴活動を通じて、情報を発信し、広げていくことが求められています。

また、協働のまちづくりを担う「人財」の育成が重要であることから、美唄サテライト・キャンパスなどを通じて、積極的で意欲的な協働のまちづくりを担う「人財」の育成と協働のまちづくりに向けた取り組みが必要です。

## (9) 効率的な行財政運営の確立

人口減少、少子高齢化の進行等により市税や地方交付税などの減が見込まれるとともに、社会保障関連費用や公共施設などの老朽化対策に関連する費用などの増加が見込まれます。

そのため、事業の選択と集中を図るとともに、公平・公正で透明性のある自治体経営の確立と健全な財政運営のため、国や道、民間におけるまちづくりや地域活性化に関する情報の共有化を進める必要があります。

### 用語解説。

\*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネットサイト。

## 4 後期基本計画の方針と推進管理

### (1) 前提となる社会構造等

#### ・人口構造の変化

日本の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月)によると、

|                  |           |                                                                                   |                                                   |
|------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 平成22(2010)年国勢調査時 | 1億2,806万人 |  | 50年間で、人口は4,132万人<br>(当初人口の32.3%)の減少が<br>見込まれています。 |
| 平成42(2030)年      | 1億1,662万人 |                                                                                   |                                                   |
| 平成60(2048)年      | 9,913万人   |                                                                                   |                                                   |
| 平成72(2060)年には、   | 8,674万人   |                                                                                   |                                                   |

生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むものと予想されています。

出生率(合計特殊出生率)は、平成22年1.39を概ね推移するが、緩やかに低下し、平成36年に最低値1.33を経て、平成72年には1.35に収束、平均寿命は、平成22年男性79.64年、女性86.39年から伸長し、平成72年男性84.19年、女性90.93年に到達すると推計されています。

#### ・経済情勢等の回復

内閣府年央試算によると、日本の経済は、雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の「好循環」が着実に回り始め、こうした中で、景気は緩やかな回復基調にあるとなっています。

#### ・脆弱な財政構造

美唄市財政健全化計画(H20-27)、市立美唄病院経営健全化計画(H21-27)が終了するものの、平成28年度以降の財政運営を考えた時に、市税など自主財源が少なく、地方交付税への依存度が高いことから、国の制度等の影響を非常に受けやすい脆弱な財政構造となっています。

### (2) 後期基本計画の方針

#### ・健全財政の推進

健全財政に向けた基本的な考え方に基づき、効率的な財政運営に向けた行財政改革を推進します。

#### ●健全財政に向けた基本的な考え方

- ①歳入に見合った歳出規模の確立
- ②限られた資源(財源、人など)の効率的、効果的な配分
- ③自主財源の確保

#### ・活力あるまちづくり

本市の地域資源である食・農・アートを最大限に生かし、「人財」の育成に努めるとともに、地方創生に向けた取り組みを行い、人口減少を克服し、厳しい時代の変化に対応しながら、活力あるまちづくりを推進していきます。

### (3) 推進管理

#### ・PDCAサイクルに基づく点検と見直し

後期基本計画の推進に当たっては、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→見直し(Action)のサイクルを繰り返し、成果を重視したまちづくりを行います。

そのため、計画の内容については、毎年度、事務事業評価システムによる評価・点検を踏まえ、見直しを行います。

# PDCAサイクルの流れ

スタート

PDCAサイクルとは、仕事を進めていくうえで、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）を繰り返し、成果を重視して評価を反映した行政活動を行うための一連の流れです。

## 1 仕事の内容と根拠を確認する

☐今やっている仕事 ☐これからやろうとする仕事

## 2 事業実施主体を確認する

☐民間で実施できないか

事業の進め方の区分

| 区分 | 連携のしかた                                 | 市の役割                         |
|----|----------------------------------------|------------------------------|
| 民間 | 民間企業や団体などが中心的な役割を担う                    | 助成、協議の場の設定、情報提供など            |
| 民活 | 市が実施主体となり民間企業や団体などの技術や経験、ノウハウを活かして行う   | 制度設計、協議の場の設定、情報提供、広報、実施、評価など |
| 協働 | 市が実施主体となり企画、実施、評価まですべての段階で市民や企業、団体が関わる | 制度設計、協議の場の設定、情報提供、広報、実施、評価など |
| 参加 | 市が実施主体となり実施段階で市民参加型で行う                 | 制度設計、広報、実施、評価など              |
| 市  | 市が実施主体となり市民や民間企業、団体から事前に意見提出や提言などを受ける  | 市が全般にわたり実施する                 |

○実施できる

×実施できない

実施主体が

実施主体が

## 3-1 経営資源（ヒト・モノ・カネ）を分析する

民間資源だけで実施できる

公的資源（助成）が必要

## 4-1 資源（ヒト・モノ・カネ）の他分野（事業）への投入を検討する

## 4-2 事業の見直し（内容・手法）

事業の必要性の再確認

妥当性が見出せない

- ☐事業の廃止
- ☐事業の休止（中・長期間実施を延期）
- ☐事業の中断（短期間実施を延期）

## 3-2 市民や企業、団体との協働による実施を検討する

反映

## 4-3 事業の実施

事業のステップごとに評価を実施

☐事前評価（事業実施前）

評価（良）→着手

☐事中評価（事業実施中）

評価（良）→☐継続  
☐拡大継続  
☐縮小継続

## 5 事後評価（事業終了後）

## 5 地域資源

地域資源は、まちづくりを行う上で活用すべき要素となるものです。

民間企業の場合は、「経営資源」という言い方でヒト、モノ、カネ、情報などがあげられますが、まちづくりではさらに歴史や伝統、文化、道路などの都市基盤、人的ネットワークなど幅広くとらえることができます。

ここでは、そのうち、主なものを示しています。

### ◆施設

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター  
生産環境部水田土壌管理研究室美唄分室  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
森林研究本部林業試験場  
交流拠点施設「ゆ〜りん館」（温泉施設）  
パークゴルフ場（市設置1施設）  
ゴルフ場（民間2施設）  
美唄国設スキー場  
サン・スポーツランド美唄  
子育て支援センター

など

JR函館本線  
国道12号

### ◆歴史・文化・体験

#### 北海道遺産

- ①空知の炭鉱関連施設と生活文化
- ②北海幹線用水路
- ③石狩川

#### 近代化産業遺産（経済産業省）

- ①炭鉱メモリアル森林公園の堅坑櫓と原炭ポケット
- ②旧三井美唄炭鉱事務所

#### 道・市指定文化財

- ①屯田兵屋 ②4110形式10輪連結タンク機関車2号
- ③騎兵隊火薬庫 ④峰延獅子舞 ⑤光珠内いん石
- ⑥旧桜井家住宅 ⑦峰延東傘踊り

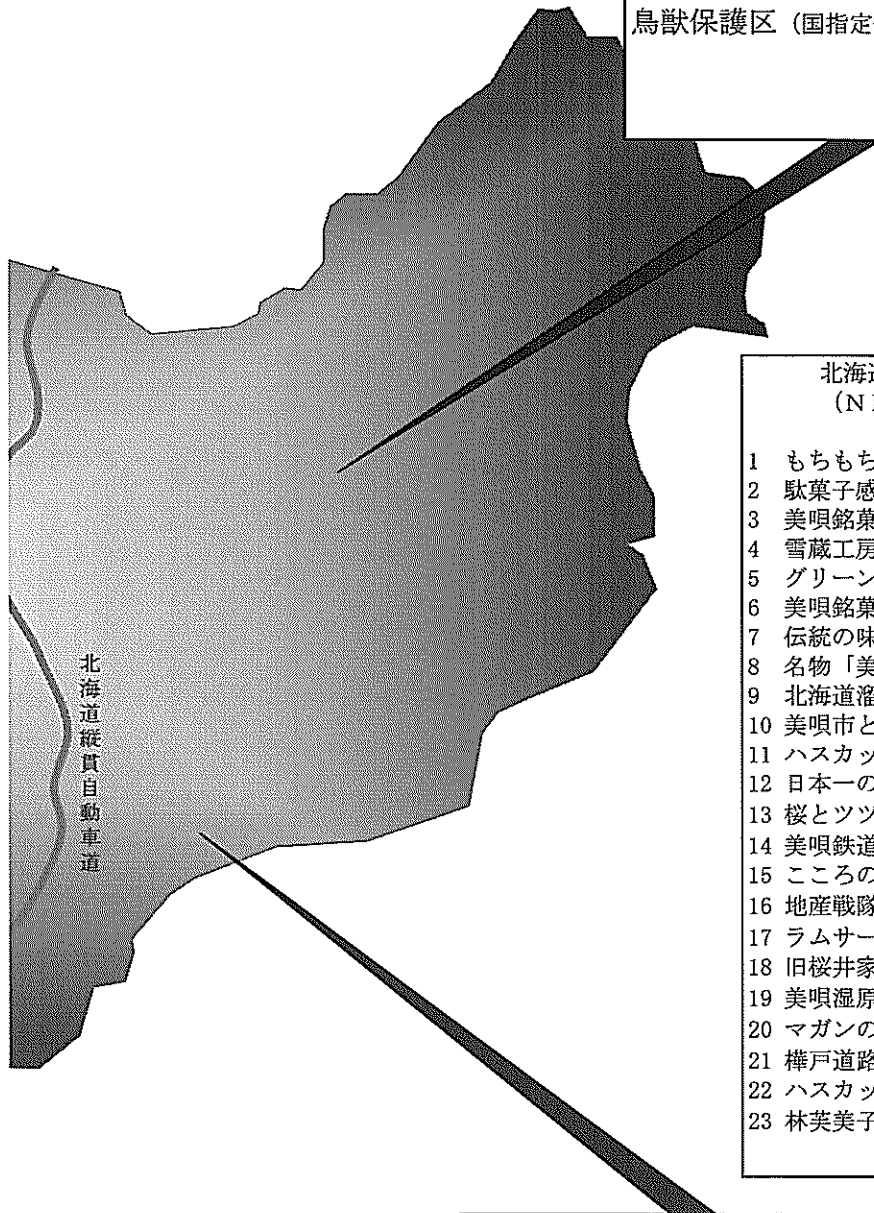
#### アルテピアッツァ美唄

#### 郷土史料館

など

#### 埋蔵文化財包蔵地

- ①茶志内1遺跡（石器片出土） ②茶志内2遺跡（同前） ③東明遺跡（同前）
- ④東明2遺跡（同前） ⑤共練東遺跡（同前） ⑥3号溜池遺跡（土器片・石器片出土）



◆自然環境・景観

宮島沼（ラムサール条約登録湿地）  
 美唄山（標高987m）  
 美唄ダム・びばい湖  
 東明公園（桜の名所・ソメイヨシノの北限）  
 美唄湿原（日本の湿原50選：環境省）  
 鳥獣保護区（国指定→宮島沼 道指定→東明・峰延）

など

北海道ムラの宝物さがしプロジェクト  
 （NPO北海道遺産協議会登録）

- 1 もちもち食感「米粉パン」
- 2 駄菓子感覚「やきそば」
- 3 美唄銘菓「べかんべ最中」
- 4 雪蔵工房 おぼろづき
- 5 グリーンアスパラ狩り
- 6 美唄銘菓「くるみ餅」
- 7 伝統の味「中村のとりめし」
- 8 名物「美唄焼き鳥」
- 9 北海道溜池発祥の地
- 10 美唄市とんでん太鼓
- 11 ハスカップ狩り
- 12 日本一の直線道路
- 13 桜とツツジの名所「東明公園」
- 14 美唄鉄道東明駅とSLタンク機関車
- 15 こころのふるさと「アルテピアッツァ美唄」
- 16 地産戦隊「ビバレンジャー」
- 17 ラムサール条約湿地「宮島沼」
- 18 旧桜井家住宅「桜井邸」
- 19 美唄湿原（北海道農業研究センター美唄試験地）
- 20 マガンの「マミィーちゃん」
- 21 樺戸道路
- 22 ハスカップのおにぎり
- 23 林芙美子の詩（歌碑）

◆食・産業

お米（おぼろづき、香りのあぜ道ハーブ米など）  
 野菜（グリーンアスパラガス、玉ねぎ、軟白長ネギなど）  
 ハスカップ（日本一の生産量）

農業・農地

工業・工業団地（そらち団地・東明工業団地）

商業・商店街

雪冷熱エネルギー利用技術

など

## 6 施策の体系

都市像

食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄  
市民のハーモニーで創る 美しき唄のまちを目指して

3つの戦略

財政健全下の成長戦略

にぎわいづくり  
地域資源の活用

うるおいづくり  
地域資源の創出

人づくり  
「人財」の育成

6つの柱

1 人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり

施策の柱

[1] 産業づくり

[2] にぎわいづくり

施策  
(1) 農商工連携  
(2) 農業振興  
(3) 商工業振興

施策  
(4) 観光・交流  
(5) 公共交通  
(6) 情報化推進

2 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

施策の柱

[3] 人づくり

施策  
(7) 子育て支援  
(8) 学校教育  
(9) 芸術・文化・生涯学習  
(10) 男女共同参画  
(11) 平和施策

5 安全で安心して住めるまちづくり

施策の柱

[8] 安全づくり

[9] 安心づくり

施策  
(21) 防災・防犯・交通安全  
(22) 消防

施策  
(23) 消費者保護  
(24) 雇用対策  
(25) コミュニティ

6 みんなで力を合わせるまちづくり

施策の柱

[10] 地域経営の確立

施策  
(26) 協働のまちづくり  
(27) 行財政運営

3 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

施策の柱

[4] 環境づくり

[5] うるおいづくり

施策  
(12) 自然保護  
(13) 環境行動  
(14) ごみ処理

施策  
(15) 都市基盤整備  
(16) 景観・緑づくり

4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策の柱

[6] 健康づくり

[7] 福祉のまちづくり

施策  
(17) 保健  
(18) 地域医療

施策  
(19) 障がい者福祉  
(20) 高齢者福祉

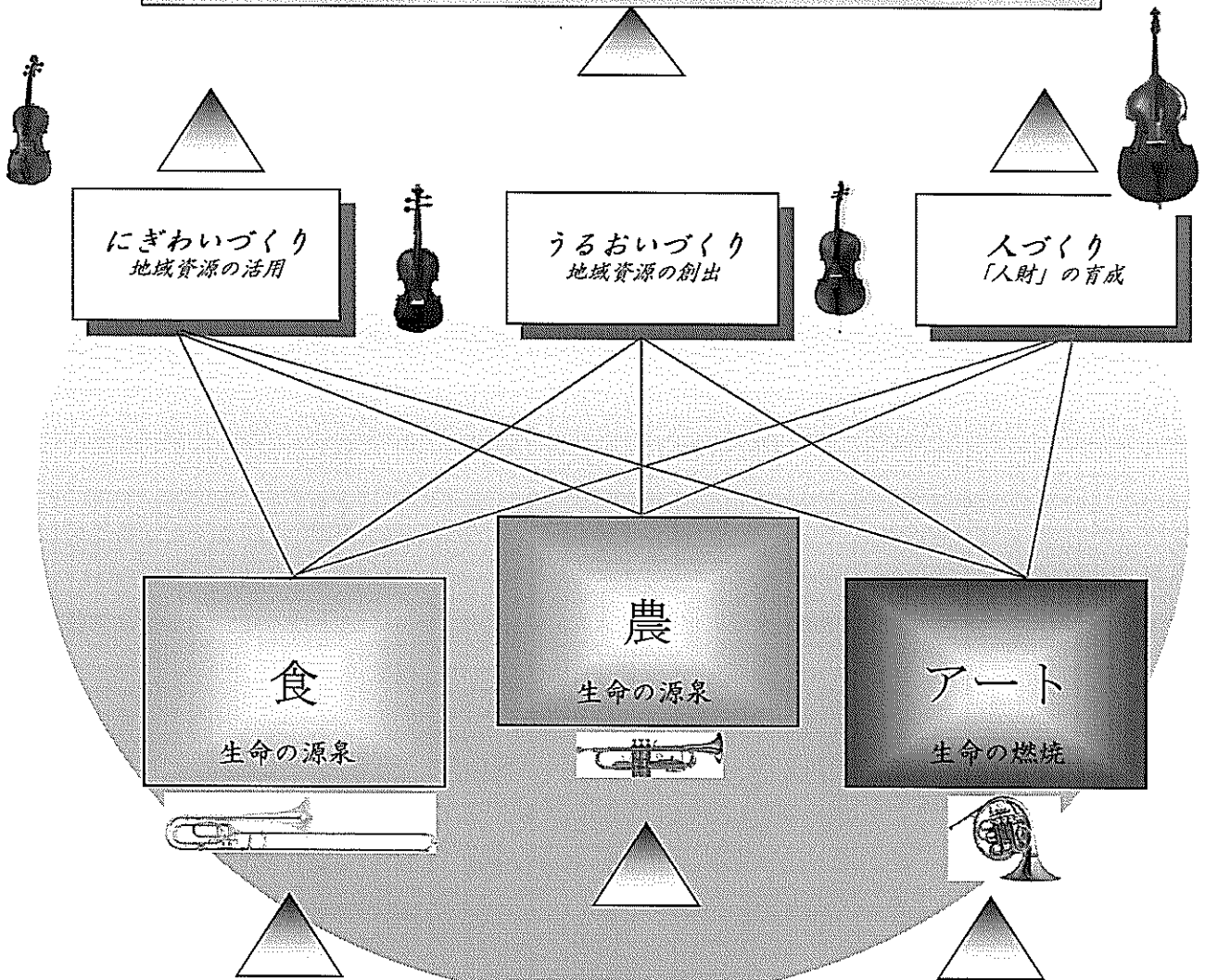
都市像のイメージ

市民のハーモニーで創る 美しき唄のまち

一人ひとりが持っている力を合わせ、生き活きと暮らす市民

響き合う まちの魅力と活力！

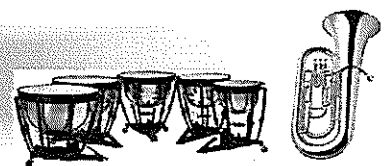
市民一人ひとりが奏でる美唄の魅力 ♪



通奏低音

緑

(環境・福祉・文化)

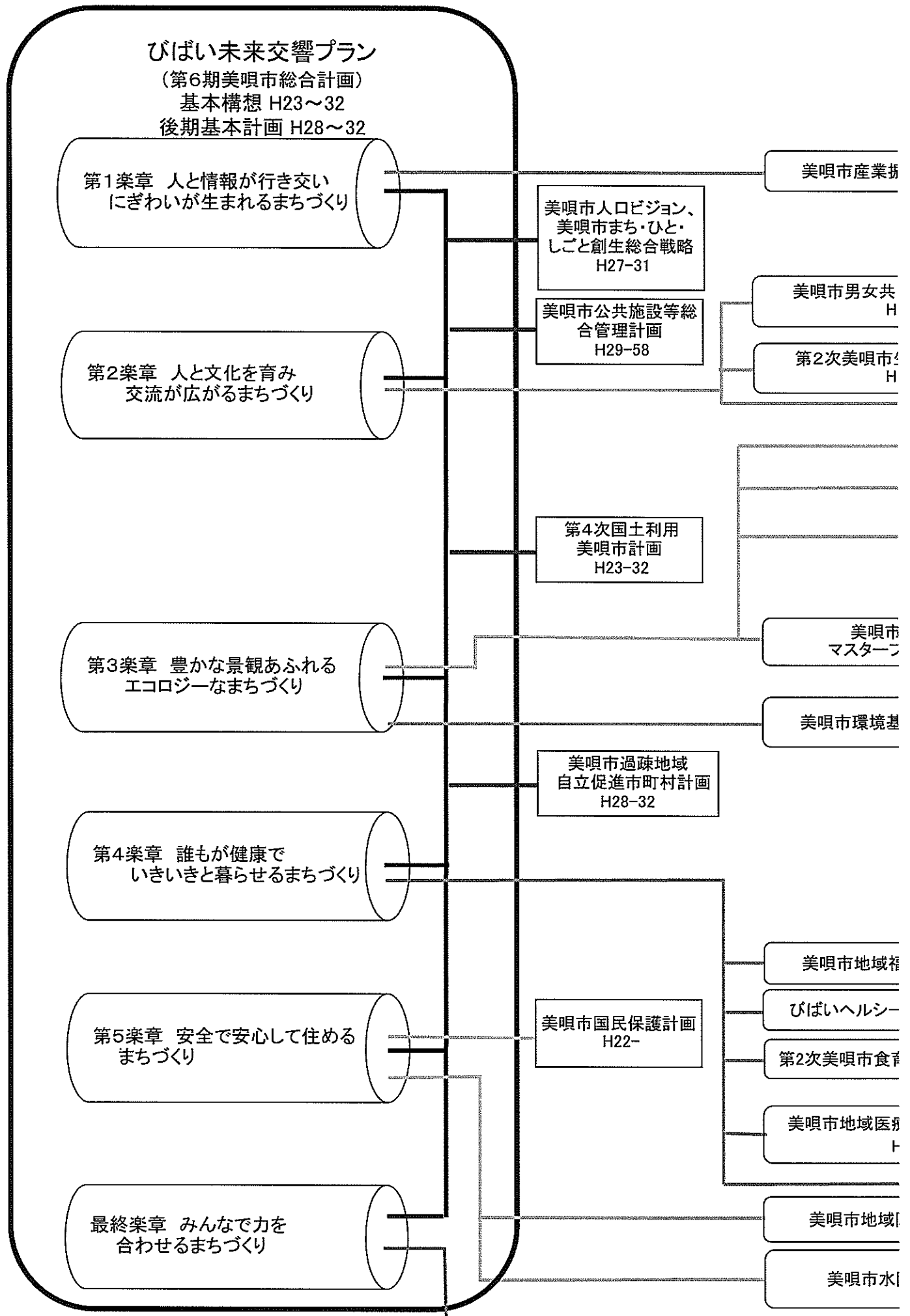


「通奏低音」とは、バロック音楽で低音部の伴奏を絶え間なく演奏することです。この計画では、まちづくりの中で一貫して「緑」を大切にしていくことにしているので、このように表現しています。



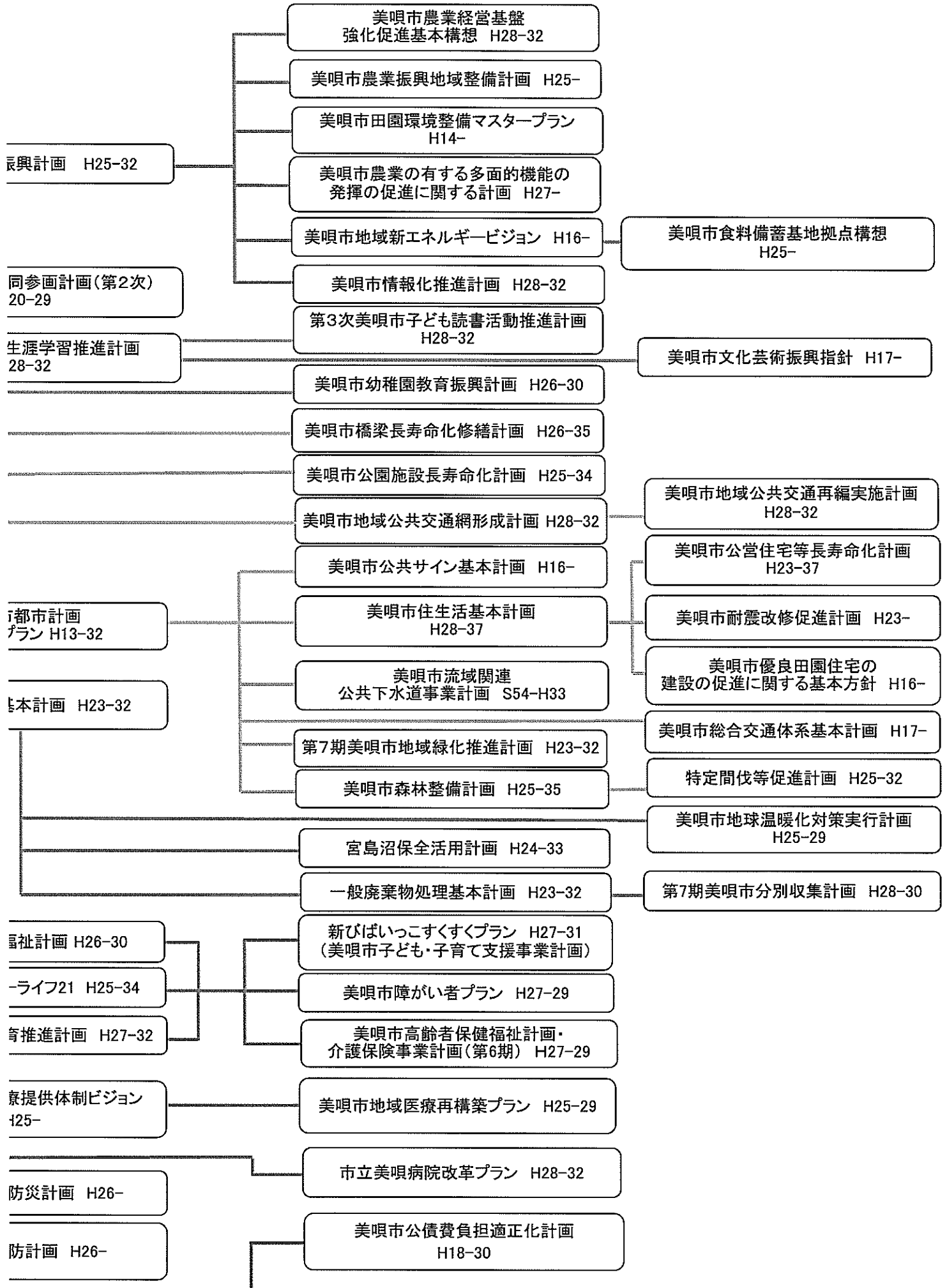
## &lt;総合計画&gt;

## &lt;中間&gt;



計画＞

＜個別計画＞



## 8 5年後の美唄市の姿（まちづくり成果指標）

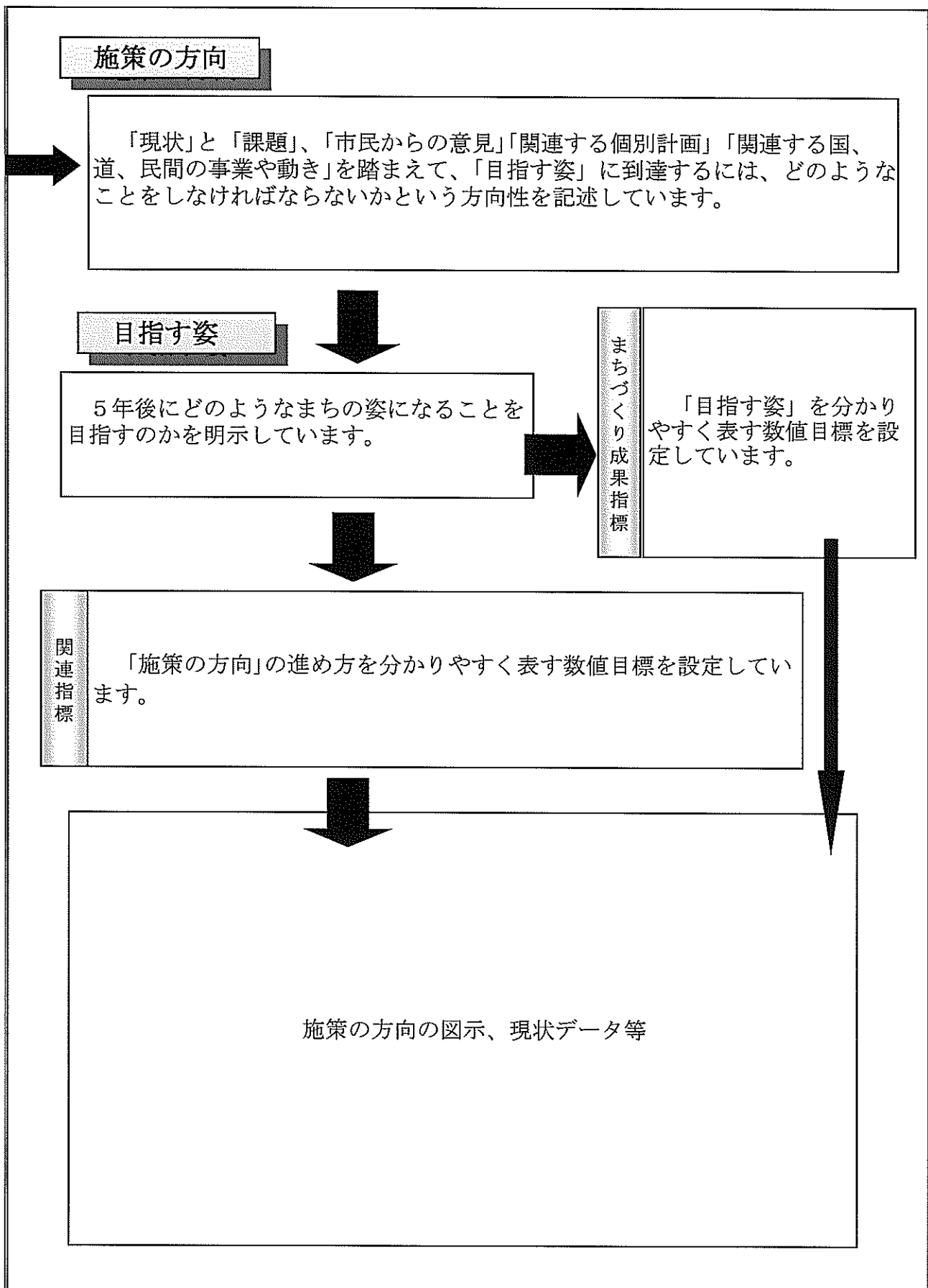
| 区分                                                               | 分類         | 指標名                       | 指標の定義                                      | 指標の説明                                     | 現状→目標                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1楽章<br><br>生人ま<br>とれ情<br>報ま<br>ち行<br>づき<br>交り<br>いに<br>ぎわ<br>いが | 農商工連携      | 1 新たに商品化された特産品数           | 美唄産農産物を活用して商品化された特産品の数                     | 農商工連携の取り組みの成果を、新たに商品化された特産品数で測る指標         | 5商品 → 15商品                                                                                                                  |
|                                                                  | 農業振興       | 2 農業総販売額                  | 農作物ごとの各年の10a当たり生産者販売額等をもとに美唄市が算出した額        | 農業振興の成果を農産物の総販売額から見る指標                    | 51億円 → 56億円                                                                                                                 |
|                                                                  | 商工業振興      | 3 工業出荷額                   | 工業統計調査による市内の工業製品出荷額の総額                     | 工業振興の成果を工業出荷額の総額で見る指標                     | 150.3億円→192億円                                                                                                               |
|                                                                  | 観光・交流      | 4 観光入込客数                  | 北海道観光入込客数調査報告書による美唄市への観光入込客数               | 観光振興・交流推進の成果を観光入込客数で見る指標                  | 31万人 → 90万人                                                                                                                 |
|                                                                  | 公共交通       | 5 市内公共交通の満足度              | まちづくり市民アンケート調査で市内公共交通に満足と回答した市民の割合         | 日常生活で公共交通がどの程度充足しているかを見る指標                | 61.3% → 70.0%                                                                                                               |
|                                                                  | 情報化推進      | 6 光回線普及率                  | 市内の電話回線加入者数に対する光回線のサービスエリアに含まれる割合          | 情報化を進めるための環境がどの程度整っているかを見る指標              | 87.0% → 100%                                                                                                                |
| 第2楽章<br><br>ま人<br>ちと<br>づ文<br>く化<br>を育<br>み交<br>流が<br>広がる        | 子育て支援      | 7 子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合      | まちづくり市民アンケート調査で子育てしやすいと回答した市民の割合           | 美唄市がどの程度子育てしやすい環境にあるかを市民の視点から見る指標         | 28.1% → 60.0%                                                                                                               |
|                                                                  | 学校教育       | 8 家庭学習を毎日1時間以上行っている子どもの割合 | 各小中学校で確認する家庭学習を毎日1時間以上行っている子どもの割合          | 学力向上のため、子どもたちが家庭学習の習慣を身につけているかを見る指標       | 小学生46.9%<br>中学生50.9% → <br>現状値より引き上げます |
|                                                                  | 芸術・文化・生涯学習 | 9 生涯学習・スポーツに取り組んでいる市民の割合  | まちづくり市民アンケート調査で取り組んでいると回答した市民の割合           | 生涯学習施設や情報を提供することにより、活動の機会が得られているかを見る指標    | 43.6% → 50.0%                                                                                                               |
|                                                                  | 男女共同参画     | 10 固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合 | まちづくり市民アンケート調査で固定的な性別役割分担意識を持たないと回答した市民の割合 | 男女共同参画の考え方の浸透度を測る指標                       | 54.6% → 60.0%                                                                                                               |
|                                                                  | 平和施策       | 11 平和祈念行事数                | 平和祈念のための行事数                                | 平和について考える契機となる行事の数から、平和施策の継続した取り組み状況を見る指標 | 4件 → 4件                                                                                                                     |
| 第3楽章<br><br>エ豊<br>コかな<br>ロ景<br>ー観<br>なあ<br>まふ<br>れづ<br>くり        | 自然保護       | 12 市内の自然環境の満足度            | まちづくり市民アンケート調査で満足していると回答した市民の割合            | 自然環境の保全と活用の取り組みの成果を市民の満足度から見る指標           | 85.3% → <br>現状値より高めます                  |
|                                                                  | 環境行動       | 13 地球にやさしい生活をしている市民の割合    | まちづくり市民アンケート調査で地球にやさしい生活を実践していると回答した市民の割合  | 環境への負荷を減らす取り組みの成果を具体的な行動を行っている市民の割合から見る指標 | 79.1% → <br>現状値より増やします                 |
|                                                                  | ごみ処理       | 14 ごみの適正分別率               | ごみの合計量に占める適切に分別されたごみの量の割合                  | ごみの適正な排出に関する意識の向上と実践度を見る指標                | 78.5% → 90.0%                                                                                                               |

| 区分                                                 | 分類         | 指標名                   | 指標の定義                                  | 指標の説明                                        | 現状→目標                                                                                                       |
|----------------------------------------------------|------------|-----------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                    | 都市基盤整備     | 15 都市機能の満足度           | まちづくり市民アンケート調査で満足していると回答した市民の割合        | 都市基盤整備の成果をJR美咲駅を中心とした都市機能に対する満足度から見る指標       | 68.3% → <br>現状値より高めます    |
|                                                    | 景観・緑づくり    | 16 公園管理ボランティア実施回数     | 町内会等で実施する公園や緑地の草刈りボランティアの回数            | 地域が主体となった景観づくりの実践状況を見る指標                     | 28回 → <br>現状値より増やします     |
| 第4楽章                                               | 保健         | 17 自分が健康だと思う市民の割合     | まちづくり市民アンケート調査で健康と思うと回答した市民の割合         | 健康づくりの取組みにより自分が健康だと思う市民がどの程度いるかを見る指標         | 64.8% → 70.0%                                                                                               |
| 暮誰<br>らも<br>せが<br>る健<br>ま康<br>ちで<br>づく<br>りい<br>きと | 地域医療       | 18 人口10万人当たり医師数       | 北海道保健統計年報による市内医師数                      | 市内の医師数を他市町村と比較するため、人口10万人に換算した指標             | 169.8人<br>(実数42人)<br><目標値は設定しません>                                                                           |
|                                                    | 障がい者福祉     | 19 地域で生活できている障がい者の割合  | 障がい者の総数に対する施設入所していない障がい者の割合            | 障がい者の自立に向けた取組みの成果を地域で生活できている障がい者の割合で見る指標     | 96.2% → 96.7%                                                                                               |
|                                                    | 高齢者福祉      | 20 自立高齢者率             | 高齢者の総数に対する介護や支援を必要としない高齢者の割合           | 保健や介護予防の取組みにより要介護者がどの程度抑えられているかを見る指標         | 81.3% → 82.0%                                                                                               |
|                                                    | 防災・防犯・交通安全 | 21 自主防災組織率            | 市内の世帯数に対する自主防災組織に加入している世帯数の割合          | 自主的な防災活動の取組みがどの程度広がっているかを見る指標                | 14.0% → 45.0%                                                                                               |
| 第5楽章                                               | 消防         | 22 出火率                | 年間の火災発生件数を人口1万人当たりで換算した割合              | 火災予防の取組みによりどの程度火災の発生が抑えられているかを見る指標           | 3.3% → 0.0%                                                                                                 |
| 安全で安心して住めるまちづくり                                    | 消費者保護      | 23 消費者相談窓口を知っている市民の割合 | まちづくり市民アンケート調査で消費者相談窓口を知っていると回答した市民の割合 | 消費者被害を未然に防止するために、相談窓口の場所をどの程度の市民が知っているかを見る指標 | 48.2% → 60.0%                                                                                               |
|                                                    | 雇用対策       | 24 職業紹介者の就職率          | ふるさとハローワークで職業紹介された人数のうち就職者の割合          | 求人情報提供や職業紹介の成果を見る指標                          | 34.2% → 40.0%                                                                                               |
|                                                    | コミュニティ     | 25 地域活動に参加している市民の割合   | まちづくり市民アンケート調査で地域活動に参加していると回答した市民の割合   | コミュニティ活性化の取組みがどの程度地域活動につながっているかを見る指標         | 65.2% → <br>現状値より増やします |
|                                                    | 協働のまちづくり   | 26 まちづくり参画度           | まちづくり市民アンケート調査でまちづくりに参加していると回答した市民の割合  | 協働のまちづくりの成果として、市民がまちづくりにどの程度参画しているかを見る指標     | 24.8% → 30.0%                                                                                               |
| 最終楽章                                               | 行財政運営      | 27 実質公債費比率            | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算出される数値      | 市の財政状況の健全度を見る指標                              | 20.9% → 17.9%                                                                                               |
| ま力み<br>ちを<br>んづ<br>合な<br>くわ<br>で<br>り<br>せ<br>る    |            |                       |                                        |                                              |                                                                                                             |

## 9 分野別計画

分野別の計画は、次のように構成しています。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #cccccc;">現 状</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #cccccc;">課 題</div> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-top: 10px;"> <p>分野ごとの現状と課題をまとめています。</p> </div> |                                  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">意見・参考データ等</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                  |
| 関連する個別計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 美唄市で策定している分野ごとの関連する個別計画を掲載しています。 |
| 関連する国、道、民間の事業や動き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 分野ごとの関連する国や道、民間の事業や動きなどを掲載しています。 |



# 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわい生まれるまちづくり

## [1] 産業づくり

### (1) 農商工連携

#### 現 状

#### 1 産業間連携の取り組み

本市には、ハスカップ、アスパラガス、クルミ、米粉など、特色ある原材料があります。一次、二次、三次産業の互いの強みを活かしたイノベーションの推進が重要と考え、市内で生産される農産物に付加価値を付けた新たな製品開発に関する試験研究及び商品化、新商品等に関する販路開拓の取り組みを促進し、「食のブランド化」を図ることを目的に、平成23年度に農商工連携助成事業を創設し、美唄の「食」と「農」の魅力を活かした商品の開発などを支援しています。

さらに、国・道や支援機関などの助成制度や支援の橋渡しを行うほか、商工会議所や農協、試験研究機関との連携を強化するとともに、本事業で開発された試作品や新商品については、展示会・商談会への参加を通じて、来客者や関係者からの意見を反映させるなど、付加価値の高い商品となるようフォローアップに取り組んでいます。

#### 2 販路拡大の取り組み

道内・道外のイベントや商談会等などにも積極的に参加して、商品のPRや販売促進を図るとともに、市内では、食のフリーマーケットやアンテナショップPiPa、ポータルサイトPiPaなどの活用により、商品情報の発信に努めています。

また、それぞれの事業者自らが、企業と接触するなど、販路拡大に取り組んでおり、一部商品はホテル、レストラン、観光施設などで取り扱われています。

#### 課 題

#### 1 産業間連携の取り組み

農商工連携・6次産業化等を推進するために必要となるマーケティングや異業種との意見交換・交流等を目的とし、農商工連携セミナーを開催していますが、その機会を十分に活用できているとは言えません。また、新たな商品開発などの取り組みが少なかったという面もあるので、地域間、産業間の交流や情報交換の機会をさらに設け、外部の意見やアイデアを取り入れながら、地域資源を活用した、ユニークな商品開発につなげていく必要があります。

#### 2 販路拡大の取り組み

農商工連携助成事業により開発された商品については、販路や消費の拡大につなげていくために、展示会・商談会、物産展等を事業者を紹介、必要に応じて展示会等と同行あるいは代行し、商品のPR活動を継続して実施する必要があります。その際、販路の規模と、事業者の生産能力を勘案しながらマッチングを図ることが重要となり、また、行政主導とならないよう事業者の能動的な活動を促し、個別のニーズに対応しながら、効率的で公平なフォローアップを行うことも課題となっています。

今後の販路拡大には、美唄ブランドの醸成が重要であり、農商工連携にとらわれず、既存の特産品や地元生産品等と同様に、美唄の観光資源としてPRを継続していくことが大事であり、そのための効果的な方法や連携を構築する必要があります。

|                  |                                                                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関連する個別計画         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・美唄市産業振興計画 H25-32</li> <li>・美唄市農業ビジョン H23-</li> </ul>                                                                                         |
| 関連する国、道、民間の事業や動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律（農商工等連携促進法）H20年7月施行</li> <li>・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）平成22年12月施行</li> </ul> |

## 施策の方向

### 1 産業間連携の取り組み

新商品開発や新たなサービスの提供など、本市の「食」と「農」の魅力を生かしながら、様々な異業者による新たな発想や展開方法のコーディネートに努めるほか、試験研究機関等とも連携して、美唄の「食」を生かした商品の開発や6次化に向けた取り組みなどを支援します。

### 2 販路拡大の取り組み

農商工事業者が連携して、市外の展示会や物産イベントに参加するほか、タイや台湾などで実施する道産品・美唄産品の商談会を通じて販売促進を図るとともに、美唄特有の食資源の付加価値を高め、美唄ブランドとしてブラッシュアップを図ります。

また、市内では食のフリーマーケットやアンテナショップPiPa、市ホームページ、ポータルサイトPiPaの活用などにより、商品やサービスに関する情報発信を強化するとともに、個別のニーズに合わせた販路開拓のための営業活動をサポートするなど、開発商品が定着するよう支援します。

## 目指す姿

地元農産物を活用した特産品が  
美唄ファンの獲得につながっています

地元農産物などを活用した新しい商品やサービスが生まれ、生産者の顔が見える商品とその魅力を情報発信することで、マスコミ等の露出が増え、その結果、需要拡大と消費の定着につながり、さらに、美唄ファンの獲得や、美唄を来訪する方が増加することで、広く地域経済の活性化につながります。

まちづくり  
成果指標

#### 1 新たに商品化された特産品数

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

5 商品

15 商品

<指標の説明>

農商工連携の取り組みの成果を、新たに商品化された特産品数で測ります。

| 指標<br>No. | 指標名             | 現状値<br>(H25) | 目標値<br>(H32) | 指標の説明                                                    |
|-----------|-----------------|--------------|--------------|----------------------------------------------------------|
| 1         | 農商工連携推進補助金交付団体数 | 7団体          | 15団体         | 美唄産の農作物を活用した商品開発のための試験研究や商品化までの調査研究及び販路開拓等の取り組みの状況を見る指標。 |
| 2         | 物産イベント、商談会等参加回数 | 年3回          | 年3回以上        | 市内外での、一般消費者やバイヤー等への商品PR、販路拡大を目的とする活動の状況を見る指標。            |

### 事業者の(農・商・工)の取り組み

市内農業者、中小企業者が市内農産物に付加価値をつけた新たな製品開発を行う

試験・研究機関等  
との連携

・新商品の開発  
・新たなサービスの提供

市民のアイデアや  
要望、新たな提案、  
試食評価

(事業者)  
イベント出品、販売促進、  
商品のブラッシュアップ

(行政)  
農商工連携補助金交付  
販路拡大と販売促進支援

様々な商品化、農業の6次化、地域経済の活性化につながる



# 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわい生まれるまちづくり

## (2) 農業振興

### 現 状

#### 1 強い農業経営基盤づくり

本市は、約9,400haの耕地を有し、基幹作物である米のほか、小麦、大豆、なたねなどの土地利用型作物、アスパラガス、タマネギ、ハスカップなどの野菜、果樹や花きなどを取り入れた複合的な農業経営や小麦収穫量の向上や振興作物の定着・拡大の取り組みを進めています。

米は、国民一人当たりの年間消費量が減少し、米の作付けができる数量目標の配分が毎年減少しているほか、農家戸数の減少や経営主の高齢化が進んでいます。

一方、担い手農家への農地の集積や生産条件の改善を図るため、国営・道営の生産基盤整備事業を進めているほか、ほ場の生産能力の維持・向上を図るため、農業用排水路施設など農業施設の維持管理などを行っています。

こうした中、日本はTPP交渉\*に参加し、関係国の交渉が行われていますが、今後の本市農業者の経営や地域経済への影響も危惧されるところであり、その動向を注視し必要な対応を行っていく必要があります。

#### 2 消費者に信頼される産地づくり

食料生産を担う農業に必要な不可欠な取り組みとして、消費者に信頼される農産物を安定的に供給するため、イエス・クリーン登録農産物の生産や環境保全型農業などに取り組み、安全・安心な農産物づくりを進めています。

また、こうした農業生産を持続していくため、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進する多面的機能直接支払や中山間地域等直接支払の活動が取り組まれています。

このほか、食育の取り組み、教育旅行生を受け入れる農家民泊や農家の直売所などのグリーン・ツーリズムといった農業、農村に対する理解促進の取り組みが展開されています。

国も、新たな「食料・農業・農村基本計画」で、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪とした改革を進めることとしています。

### 課 題

#### 1 強い農業経営基盤づくり

農家戸数の減少や高齢化が進んでいることや、国の担い手農家に対する支援措置が認定農業者等に集約されていることから、認定農業者等の経営改善の取り組みを一層推進する必要があるほか、経営規模の拡大に伴い、効率的で安定した農業経営を行うため水稻直播の普及や先進農業技術等の導入推進も図っていく必要があります。

また、農家による6次産業化の取り組みを推進し、複合的で高収益な農業経営となるよう、女性や高齢者による農産物加工や高収益作物の導入、営農組織や加工グループの法人化の検討も必要です。

さらに、生産基盤整備を進めていますが、排水不良などにより、基盤整備を必要とする地域がまだあるほか、農業用排水路施設の経年劣化が進み、機能維持や長寿命化などの早急な対応が求められている状況にあります。

#### 2 消費者に信頼される産地づくり

産地としての強みを発揮するため、農産物の品質向上や生産数量の確保を図るとともに、消費者が求め経営安定にもつながる振興作物の検討も必要です。

また、市民の皆さんへ潤いのある生活空間などをもたらす農業・農村の有する多面的機能を将来にわたって維持・発揮していくため、こうした機能や役割が市民理解されるよう情報発信していく必要があります。

このほか、食育推進やクリーンな農産物生産、地産地消の取り組みなどを通じて、消費者の信頼のもと産地としての振興を図っていくとともに、農産物の安定供給のためにもより効率的、効果的な鳥獣被害対策の実施が必要となっています。

#### 関連する個別計画

- ・美唄市産業振興計画 H25-32
- ・美唄市農業振興地域整備計画 H25-
- ・美唄市食育推進計画（第2次） H27-32
- ・美唄市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 H27-
- ・美唄市農業経営基盤強化促進基本構想 H28-32
- ・美唄市田園環境整備マスタープラン H14-

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・改正農地法等施行 H21.12-
- ・国営農地再編整備事業(国)・食料・農業・農村基本計画(国) H27-
- ・国営北海道土地改良事業(国)・第5期北海道農業・農村振興推進計画 H28-32
- ・北海道農業経営基盤強化促進基本計画 H28-32
- ・北海道食育推進計画(第3次) H26-30

用語解説 \*TPP協定：環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Partnershipの略称、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。 \*認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村長から認定基準に適合すると認定を受けた農業者。 \*イエス・クリーン表示制度：一定の基準を満たしたクリーン農産物を生産する集団を登録し、その集団が登録の対象となった農産物を出荷する際にYES! Cleanマークの表示や栽培情報等の公開を行う北海道独自の制度。 \*資源保全協力会：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき地域農業者、住民、自治会、関係団体など構成員間の協定に基づく組織のこと。

## 施策の方向

### 1 強い農業経営基盤づくり

米、麦などの基幹作物や振興作物の安定生産を図っていくことを基本に、さらに所得の向上へつなげるため農協が振興作物に位置付けるアスパラガスやハスカップなどの一層の生産振興や、収益性の高い野菜や花き、さらには畜産の振興も図るなど新たな作物、形態も取り入れた経営の複合化を推進します。

また、加工や産直販売、ブランド化など高付加価値化、差別化などを図る6次産業化の取り組み、先進農業技術の導入などを支援し、農業経営の体質強化と安定化を図って行きます。

生産性の向上と担い手農家への農地の集積など経営安定に資する基盤整備事業については、事業促進し、生産条件等の改善、向上を図るほか、農業用排水路施設の長寿命化や必要な改修等が事業化されるよう国に働き掛けるなど、安定的な農業生産が持続可能な環境づくりを進めます。

さらに、女性や若手農業者の経営感覚の向上や営農技術の向上、農業機械等の操作資格の取得などを支援するほか、新規就農につながる農業体験、農業研修の仕組みづくりを進めていくこととし、これら各種の取り組みを本市の農業関係団体などと連携して推進していきます。

### 2 消費者に信頼される産地づくり

地元市民にも求められる安全・安心な農産物づくりを一層広めていくため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の取り組みや環境保全型農業の取り組みを継続して支援するほか、それらの活動を通じて市民の美唄農業に対する理解促進を図り、市民が応援団となって美唄産農産物・美唄ブランドの農産物などのPRや地産地消に取り組む環境づくりを進めていきます。

また、食育の実践活動、都市と農村との交流などの場面でも市民や消費者、生産者との結びつきを深め、美唄市農業の情報発信に努めて、信頼され支持される産地として発展を目指していきます。

## 目指す姿

力強い農業が営まれ、市民や消費者から信頼される産地となっています

青年、女性などが参加し、安定した力強い農業経営により安全・安心な農産物を供給されるとともに、多面的機能が市民生活に潤いと憩いを提供し、市民や消費者から信頼される産地となっています。

### 2 農業総販売額

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

51億円

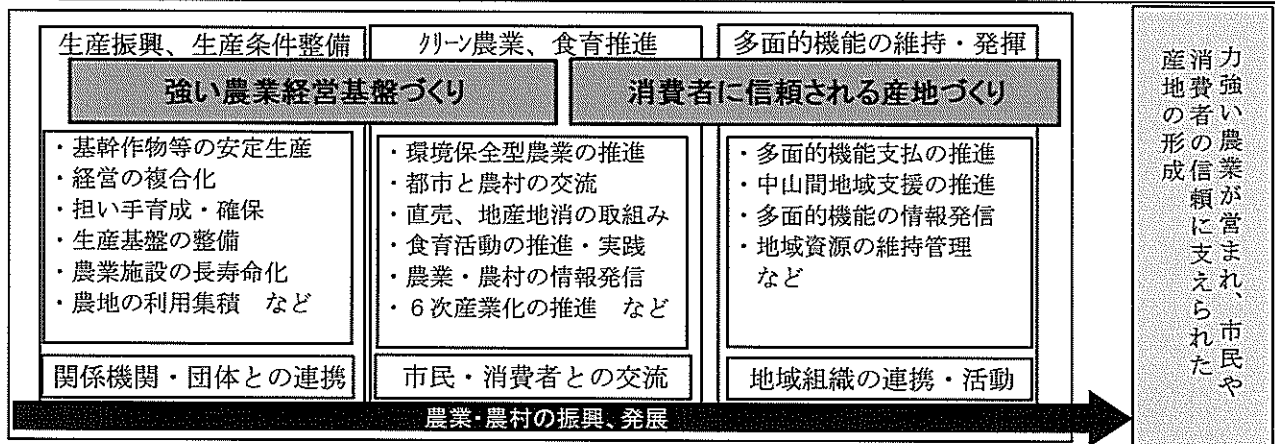
56億円

<指標の説明>

農業振興の成果を農産物の総販売額から見る指標で、農産物ごとの各年の10ha当たり生産者販売額に作付面積を乗じて算出した額です。

まちづくり成果指標

| 指標No. | 指標名                | 現状値 (H25) | 目標値 (H32)  | 指標の説明                                      |
|-------|--------------------|-----------|------------|--------------------------------------------|
| 3     | 認定農業者*の割合          | 61.01%    | 現状値を維持します  | 農業の担い手確保の状況を認定農業者の割合から見る指標です。              |
| 4     | ほ場整備済面積            | 3,005ha   | 4,622ha    | 農業生産性向上の程度を、ほ場の整備済面積から見る指標です。              |
| 5     | イエス・クリーン表示制度*登録集団数 | 12集団      | 現状値より増やします | 消費者に信頼される産地づくりの状況をクリーン農産物生産を行う集団数から見る指標です。 |
| 6     | 資源保全協力会*           | 21組織      | 現状値を維持します  | 農業者と共に地域農地、農業施設の保全活動を行う組織数から見る指標です。        |



# 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわい生まれるまちづくり

## (3) 商工業振興

### 現 状

#### 1 商業

人口減少に伴う消費購買力の低下に加え、インターネット購入、通信販売による購入など、消費者の購買形態が多様化しており、本市の中心市街地は年々空洞化しています。特にＪＲ函館本線を境とした西側に位置する商店街の衰退が顕著であり、本市の経済・商業圏は、郊外型の大型店舗が立地する国道の東側地区に移行しつつあり、道道美唄富良野線の開通によって、今後、さらに商業圏が国道の東側地区に移行していくことが予測されます。

加えて、後継者がいない経営者が多いことや後継者がいても経営を引き継がないなど、後継者の確保・育成の遅れにより、廃業する商業者が多く商業者数は年々減少しています。

これら対応策として、指定管理者制度を活用し、西側商店街に駐車場機能を兼ね備えたイベント広場「まちなか交流広場」を設置し、買物客の誘導を図るとともに、商業団体が取り組む買い物送迎バス運行事業に対して支援しているほか、後継者に事業を引き継げるよう運転資金や設備投資など、本市の制度資金の利率を引き下げる措置を講じていますが、減少傾向に歯止めがかかっていない状況となっています。

#### 2 工業

国の経済対策により、景気は緩やかに回復しており、設備投資する企業がありますが、一方では設備投資に見合う雇用が地元で確保できないなど、これら設備投資計画のある製造業を中心とした企業においても雇用の確保が難しい状況となっています。

また、建設業でもオペレータ等、技術者が慢性的に不足しています。

#### 3 企業誘致活動

昭和42年に分譲開始となった東明工業団地は、所有者の中小企業基盤整備機構により分譲は完了していますが、平成26年3月に中小機構から取得した空知団地においては、設備投資を検討する企業があるものの、多くの雇用が期待される製造業の進出意向は少ない状況となっています。

北海道が策定した北海道バックアップ拠点構想や北海道国土強靱計画と連携し、雪冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンター構想や首都圏が地震等の災害にあった際、非常食や災害物資等を迅速かつ安定的に供給する機能に加え、農産物の高付加価値化の機能を備えた食料備蓄拠点構想の実現に向けた取り組みを推進しています。

### 課 題

#### 1 商業

インターネットや大型店舗での購入が増加している中、中心市街地の商業者が経営基盤を強化し、次代に事業の継承させていくためには、消費者が購入しようとする魅力ある商品づくりと「おもてなし」感覚の醸成は必要であるとともに、大型小売店との共存共栄による商業活動の推進や空き店舗の活用、さらには商店街や農業など他の産業分野との連携を視野に入れた商業活動を積極的に展開することが必要です。

また、若手後継者の確保・育成を図るため、IT技術の導入やホームページ等を活用した継続的な情報発信が必要です。

#### 2 工業

ホワイトデータセンターや廃熱を利用した植物工場、陸上養殖場、食料備蓄拠点施設の立地に加え、大量の雇用が期待できる製造業の誘致が急務であるとともに、これら誘致企業が求める人材の確保や景気低迷により建設業を中心とした重機オペレーター技術者などが道内外へ流出し、慢性的に不足していることから、技術者の育成・確保が課題となっています。

また、企業訪問や各種動向調査を通じて、市は設備投資や運転資金などの補助・融資制度を周知するとともに、制度の拡充・充実を図っていくことが必要です。

#### 3 企業誘致活動

北海道バックアップ拠点構想や北海道国土強靱化計画と連動した企業誘致活動を推進するとともに、急速に拡大している情報社会にあわせ拡大しているコールセンターの誘致促進を図るほか、美唄ハイテクセンターを活用し企業誘致に繋げることが必要です。

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

・美唄市産業振興計画 H25～H32・北海道バックアップ拠点構想H24～  
北海道国土強靱化計画H27～ ホワイトデータセンター構想H25～・食料備蓄拠点構想H25～

#### 関連する個別計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針により経済振興策を講じている。

## 施策の方向

### 1 商業

中心市街地での賑わい創出を図るための事業を支援するほか、国などが行っている商業施策などの情報提供を積極的に行うとともに、個性ある商店街づくりやインターネットによる販売など、消費者のニーズを捉えたサービス向上の取り組みを促進し、市民が楽しく買い物ができる、魅力ある商店街づくりと安定した経営ができる商業環境づくりを進めます。

### 2 工業

企業の経営基盤の強化を図るため、工場等の新設・増設等に対する支援の継続や融資制度の貸付利率の緩和などのほか、美咲地域人材開発センターで行われる人材育成事業の支援の充実とともに、企業訪問などを通じ、様々な情報提供を行うなど、フォローアップの充実に努めます。

### 3 企業誘致活動

首都圏や関西圏などの企業訪問や展示会を通じて、ホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想のPRを強化するとともに、国や道の構想に連動し、早期実現に向けた要望活動を強化します。

また、新産業の創造をめざす団体の活動支援や「ビジネス交流会」の実施など、企業同士の情報交換・交流活動を活発に行い、企業活動による新製品、新技術の開発支援や、起業を希望する人への支援を行うなど、企業間・異業種間の交流・連携が積極的に行える環境整備の推進や新たな産業おこしと雪冷熱エネルギーの活用による産業振興を図ります。

## 目指す姿

買い物をする人が増え、  
企業活動が活発に行われています

市民が楽しく買い物ができる賑わいのあるまちになっています。また、新製品や新技術が生まれるなど、起業活動が活発に行われ、環境にやさしい雪冷熱エネルギーの活用が広がっています。

まちづくり  
成果指標

### 3 工業出荷額

<現状値(H25)>

150.3億円

<目標値(H32)>

192億円

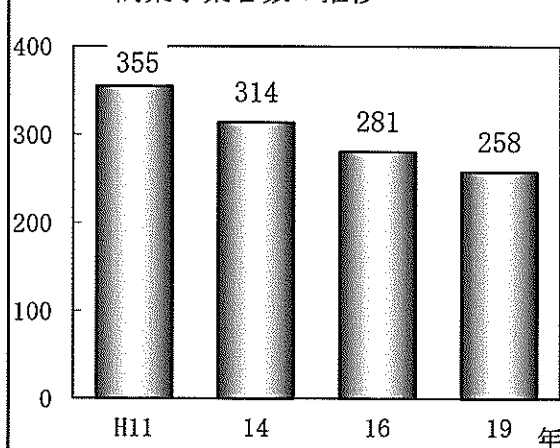
<指標の説明>

工業振興の成果を工業出荷額の総額により見る指標で、工業統計調査による市内の工業製品出荷額の総額で測ります。

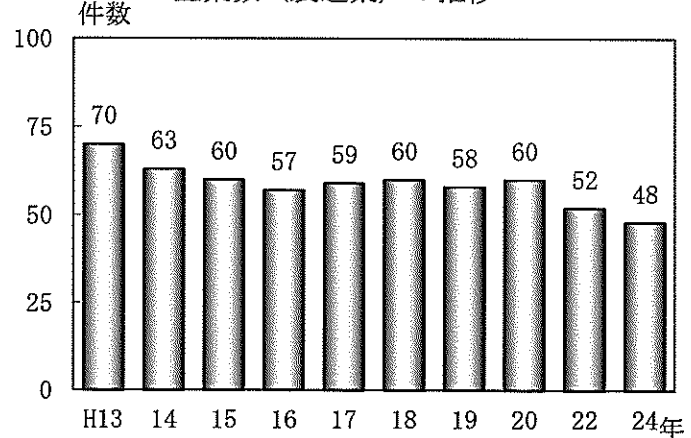
| 指標No. | 指標名   | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                   |
|-------|-------|----------|----------|-----------------------------------------|
| 7     | 企業数   | 48社      | 60社      | 企業活動の活性化の状況を、市内企業数から見る指標です。             |
| 8     | 起業件数  | 1件       | 6件       | 新産業、ベンチャービジネス支援の成果を測る指標です。(平成28年度以降の累積) |
| 9     | 立地企業数 | 0社       | 3社       | 企業立地活動の成果を測る指標です。                       |

資料：美咲市商工観光課

件数 商業事業者数の推移



企業数（製造業）の推移



# 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわい生まれるまちづくり

## [2] にぎわいづくり

### (4) 観光・交流

#### 現 状

#### 1 情報発信とPR活動の充実

アンテナショップや農協、観光物産協会市内事業者等と連携し、札幌圏や首都圏、関西圏で開催される観光・物産イベントや商談会に出展するとともに、美唄観光大使、観光パンフレットや市のホームページ、SNS＊、観光PR用DVD等により観光情報等の発信に努めてきたほか、ふるさと納税の特産品の返礼等を通じて、本市の特産品や地域資源をPRしています。

#### 2 交流拡大のしくみづくり

本市の観光客は、交流拠点施設「ゆ〜りん館」が開設された翌年の平成16年の40万人をピークに、平成19年度以降は30万人台で推移していましたが、近隣の温泉施設のリニューアルも要因し、平成26年度には30万人を割り込みました。

市では、交流拠点施設「ゆ〜りん館」やパークゴルフ場、美唄国設スキー場で「遊ぶ」、アルテピアッツァ美唄や宮島沼、東明公園、美唄ダム、産業遺産などを「見る・学ぶ」、美唄やきとりやとりめしなどを「食べる」等、「遊ぶ・見る・食べる」の従来型観光スタイルに、アスパラ狩りやハスカップ狩りなどの「体験観光」、サイクリングなどの「スポーツ観光」のメニューを加えるとともに、近隣自治体と連携し、北海道の自然や食・芸術・文化に関心を持つ台湾やタイなど、アジア諸国からの観光客の誘致に取り組んでいるほか、都市と農村の交流を促進する教育旅行の受入れを通じて交流人口の拡大を図っています。

#### 3 移住・定住の推進

市と民間が一体となって、本市に短期滞在していただく「ちょっと暮らし」事業や住宅の新築や中古住宅を購入した転入者への助成を実施しているほか、SNS＊を活用した情報の提供や観光PRと連携したプロモーション活動に取り組んでいます。

#### 課 題

#### 1 情報発信とPR活動の充実

観光スタイルが「団体旅行」からグループ・家族旅行などの「少人数型」にシフトしていることに伴い、観光ニーズも「遊ぶ・見る・食べる」観光から「遊ぶ・見る・食べる・体験する・学習する」観光スタイルに移行しており、これら観光客はスマートフォンやタブレットなどを活用し事前または現地で観光情報を入手する傾向にあることから、今後、これらに対応するため、ホームページ・SNS＊などで情報を発信していくことが必要です。

#### 2 交流拡大のしくみづくり

交流拠点施設「ゆ〜りん館」の利用客が減少傾向にあることなどから、老朽化した設備等の計画的なリニューアルを行うとともに、利用者ニーズにあった管理運営が必要となっています。道道美唄富良野線の開通により札幌圏等からの観光客が大幅に増加することが予測されることから、施設整備をはじめ、これら観光客を滞在、回流させる仕組みづくりを推進していくことが必要です。

また、今後、さらに増加することが予想されるタイや台湾などからの観光客の持続的な誘致に向け、近隣自治体と連携し、観光・サービス業関係の従業員や市民等を対象とした語学講座やおもてなし講座等を実施するほか、生活・文化習慣の違いに対応できるよう施設の整備を図るなど、行政、組織・団体・市民が連携して受入態勢を整備していくことが必要です。

#### 3 移住・定住の推進

本市の知名度や特色を高め、食をはじめとした地域資源を生かし、多くのひとに訪れてもらうための取り組みを充実し、短期滞在や移住に結びつけることが重要です。

#### 関連する個別計画

・美唄市産業振興計画 H25-H32

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

H24年3月に観光立国推進基本計画が閣議決定し、H25年6月に「観光立国実現に向けたアクションプログラム」を取りまとめた。  
①日本ブランドの作り上げと発信 ②ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進  
③外国人旅行者の受入の改善  
④国際会議等(MICE)の誘致や投資の促進を図ることが重要とし、訪日外国人旅行者数2000万人を目指すこととしている。

## 施策の方向

### 1 情報発信とPR活動の充実

農産物をはじめ、やきとりやとりめし、加工品、農商工連携助成事業により開発された新商品などを、札幌圏や首都圏、関西圏で開催される物産イベントなどに出展し、PR・販路拡大を図るとともに、ハスカップやアスパラガス等、本市を代表する振興農作物については、生産体制を確保しながら、美唄ブランドの確立に向けた取り組みを推進します。

また、道や市内金融機関と連携し、農協をはじめとした市内事業者などに、国内・国外での道産品商談会などの参加を促し、安全・安心な道産品・美唄産品をホームページやSNS\*などを活用し大々的に発信していきます。

### 2 交流拡大のしくみづくり

道道美唄富良野線の開通を見据え、新たな交流拠点整備のあり方について検討するとともに、交流拠点施設「ゆ〜りん館」やアルテピアッツァ美唄、炭鉱メモリアル森林公園などの産業遺産や宮島沼などの本市の有する地域資源と芦別市、富良野市など、周辺都市との回遊ルートの形成に加え、新たな観光ルートにおけるサイクリングツアーなどのイベント実施、シニア層や外国人を対象としたドライブ観光ルートを作成するとともに、道や市内金融機関と連携を図り、台湾やタイなどのメディア、旅行会社へのプロモーション・招へいに取り組み、外国人観光客の増加を図るほか、Wi-Fiなど通信・情報環境や外国語表示の標識等の設置など、受入環境の整備を行い、海外観光客を含めた交流人口の増加に努めます。

### 3 移住・定住の推進

住宅の新築や中古住宅を購入した転入者への助成の継続及び短期滞在「ちょっと暮らし」事業を継続するとともに、地方での農業体験や就業を希望する都市部の若者や子育て世帯、シニア層などを対象に、SNS\*を活用して、食・観光、医療、子育て、雇用など、市政情報の発信を行い、移住定住の促進に努めます。

#### 目指す姿

交流人口が増えています

交流拠点施設やアルテピアッツァ美唄、宮島沼などの地域資源が有効に活用され、たくさんの人が美唄を訪れています。

まちづくり成果指標

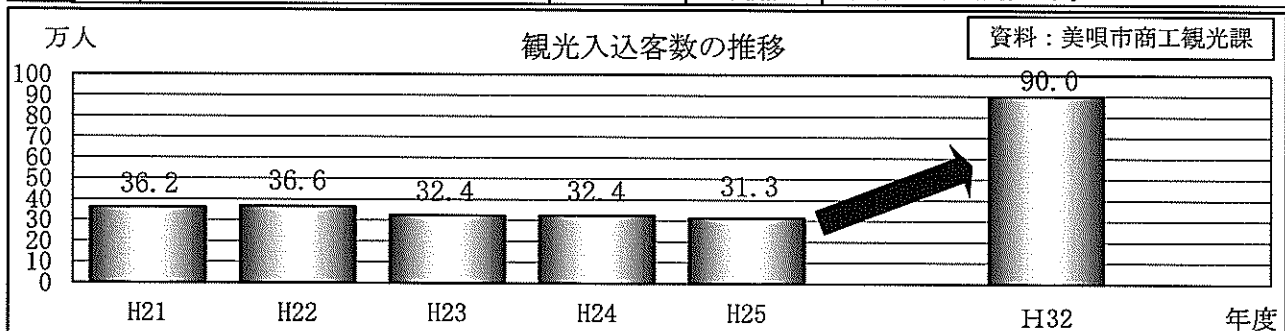
#### 4 観光入込客数

<現状値(H25)> 31万人 → <目標値(H32)> 90万人

#### <指標の説明>

観光振興・交流推進の成果を観光入込客数で見る指標で、北海道観光入込客数調査報告書による美唄市への観光入込客数で測ります。

| 指標No. | 指標名                | 現状値(H25) | 目標値(H32)         | 指標の説明                                             |
|-------|--------------------|----------|------------------|---------------------------------------------------|
| 10    | 観光PR活動年間実施回数       | 16回      | 20回              | 観光情報の発信の状況を市外で実施したPR活動の実施回数で測る指標です。               |
| 11    | 観光情報ホームページ年間アクセス件数 | 23,820件  | 50,000件          | 観光情報の利用状況を市のホームページの観光情報ページへの年間アクセス件数で測る指標です。      |
| 12    | 美唄市に移住した人数         | 18人      | 50人<br>H28からの累積数 | 移住・定住推進の取り組みの成果を移住・定住情報を利用して実際に美唄市に移住した人数で測る指標です。 |



#### 用語解説

\*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネットサイト。

# 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわい生まれるまちづくり

## (5) 公共交通

### 現 状

#### 1 公共交通機関

鉄道交通は、ＪＲ函館本線が市街地中心部を南北に縦断しており、市内には美唄駅のほか、峰延駅、光珠内駅、茶志内駅があり、美唄駅には特急列車が１時間に１～２本ほど停車し、札幌、旭川方面への交通の利便性は高い状況であります。

バス交通については、市民バス事業では、市街地を循環する東線と、スクールバスを利用した混乗便８便をあわせた計１１路線の西線、民間バスでは、岩見沢と滝川間・南美唄地区と市街地を運行する便のほか、美唄と札幌間を運行する高速乗合バスが運行されています。

また、地域人口の減少やバス停までの距離が遠いなど、利用者にとって不便な地域（盤の沢・我路地区、日東・茶志内地区、西美唄・開発地区、中村・沼の内地区）においては、乗合タクシーによる運行を行っています。

市民バスの利用状況については、人口減少の影響から減少傾向ではありますが、交通弱者に対する移動手段として公共交通の維持は必要不可欠なものとなっています。

#### 2 公共交通の見直し

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正により、これまでの「美唄市地域公共交通総合連携計画」に、「コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携」、「地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築」を盛り込んだ、新たな「地域公共交通網形成計画」（基本計画）の策定と、より具体的な「地域公共交通再編実施計画」（事業計画）を策定し、公共交通の活性化に向け検討を進めています。

### 課 題

#### 1 公共交通機関

鉄道交通については、ＪＲのダイヤ改正に伴い、札幌と旭川を結ぶ特急列車や普通列車の本数が年々減少傾向にあることから、通勤・通学や通院などで利用する方々が安心して利用できるようＪＲダイヤの確保が必要となっています。

バスの運行については、民間事業者においては、利用者数の減少により、減便や運休が避けられない状況となっており、市民バスについても同様な状況となっていることから、今後はより一層利用者が利用しやすく、かつ効率的な運行が求められてきています。

また、乗合タクシーについても、運行開始から３年が経過し、運行区域や運行経路、運行日数などの問題点や改善点があることから、今後は見直しを行いながら、より効率的な運行をする必要があります。

#### 2 公共交通の見直し

公共交通のあり方については、市で運営している公共交通に限らず、民間事業者や商業団体等を含めた、「まちづくり」と一体となった見直しが求められていることから、市が中心となって、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成する必要があります。

|                  |                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 関連する個別計画         | 美唄市地域公共交通網形成計画（H28～H32）<br>美唄市地域公共交通再編実施計画（H28～H32）                            |
| 関連する国、道、民間の事業や動き | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）<br>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年11月施行） |



## 施策の方向

### 1 公共交通機関

新たに作成された「地域公共交通網形成計画」に基づき、民間事業者やまちづくりと連携した、「地域にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにし、利便性を高めていきます。

また、ＪＲに対し、利用者が安心して利用できるようダイヤ確保に向けた要請を行っていきます。

### 2 公共交通の見直し

市民バス路線をはじめ、民間路線や買い物バスなどの既存路線にかかる乗降調査や市民や地域からの意見を聴取することにより、運行経路や停留所を検討し、継続して運行可能な路線となるよう、コストの縮減と広告料などにより、収益の確保を図ります。

また、乗合タクシー事業についても、乗合タクシー協力事業者や利用者の意見を伺いながら、利用者の利便性を図るとともに、コストが削減できる方法を検討していきます。

## 目指す姿

移動に必要な交通手段があります

運転のできない学生・生徒や高齢者、障がい者、妊婦等の交通手段を確保します。

まちづくり成果指標

### 5 市内公共交通の満足度

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

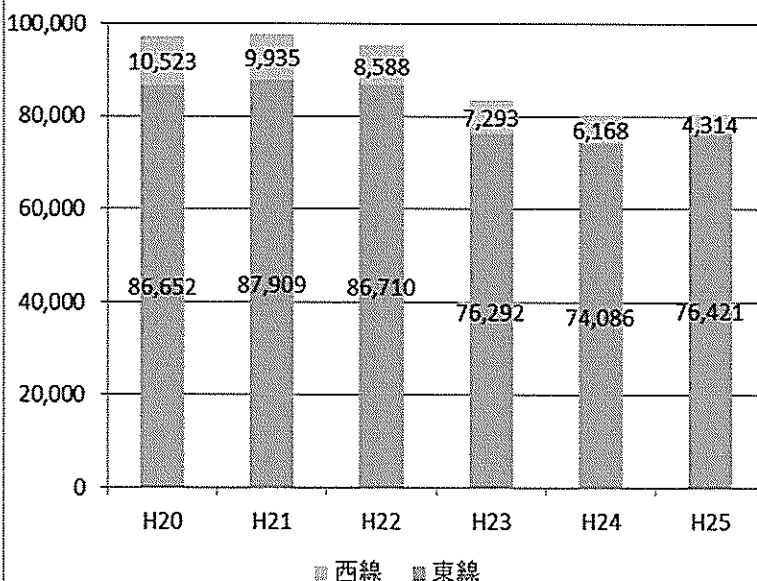
61.3% → 70.0%

<指標の説明>

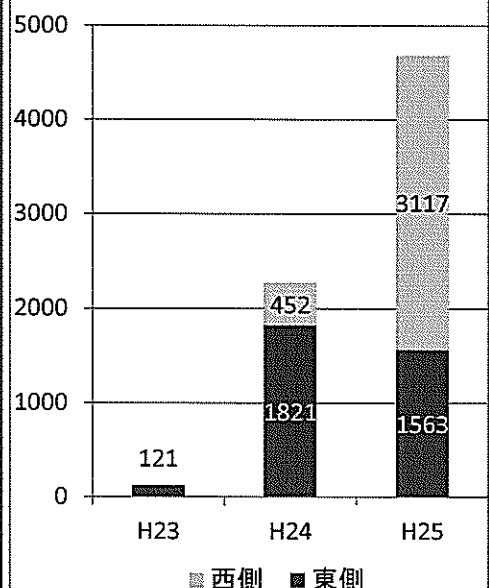
日常生活で公共交通がどの程度充足しているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で市内公共交通に満足と回答した市民の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名         | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                   |
|-------|-------------|----------|----------|-----------------------------------------|
| 13    | 市民バス年間利用者数  | 80,735人  | 80,000人  | 市民バスの利用状況を1年間の市民バス(西線・東線)延べ利用者数で見る指標です。 |
| 14    | 乗合タクシー年間利用者 | 4,680人   | 5,000人   | 乗合タクシーの利用状況を1年間の延利用人数でみる指標です。           |

市民バス利用者数の推移



乗合タクシー利用者の推移





# 第1楽章 人と情報が行き交いにぎわい生まれるまちづくり

## (6) 情報化推進

### 現 状

#### 1 行政情報サービス

情報化については、これまでに、図書館蔵書検索システムの整備、市公式ホームページでの市政情報の発信や、北海道電子自治体運営協議会への参加による電子申請等の運用など、市民生活の安全や利便性の向上を図る視点から取り組むとともに、健康管理システム、高齢者・障がい者等サービス提供システム、公文書情報提供システムの導入等により、行政事務処理の高度化、効率化を図ってきました。

#### 2 情報通信環境整備

インターネットなどの情報通信基盤の充実を図るため、平成22年3月から、一部地域を除き、光回線のサービス提供が開始されています。

また、本市の公式ホームページの利用状況は、平成25年度で年間アクセス件数が113万件となるとともに、平成25年度からSNS\*による情報発信も行っています。

### 課 題

#### 1 行政情報サービス

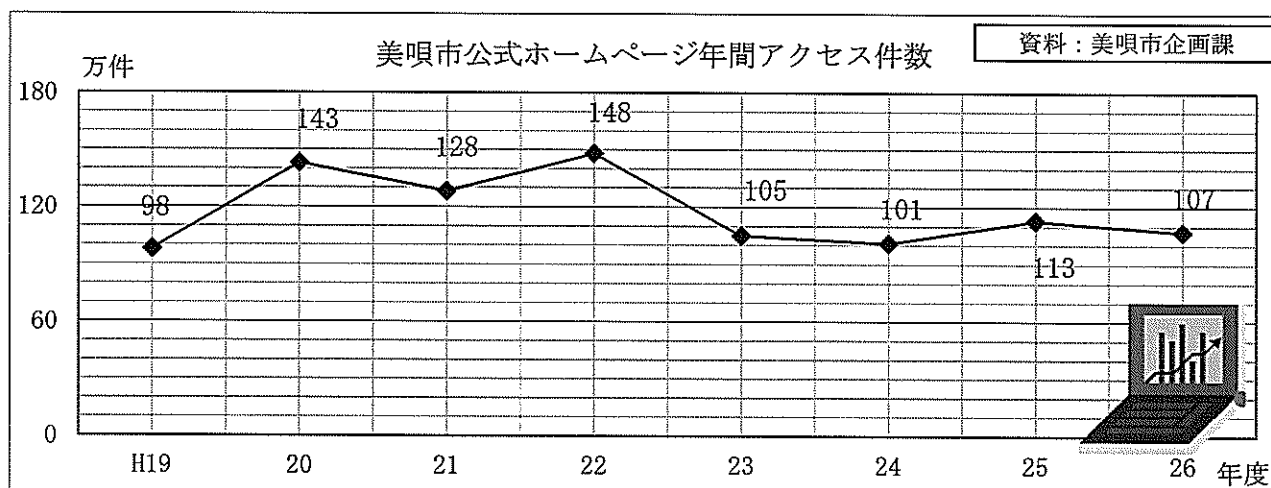
高度化、多様化する市民ニーズに対応した、より質の高い行政サービスを提供するため、市から提供する情報の充実とともに、高速大容量の情報通信を可能とする光回線のサービスエリアの拡大を図る必要があります。

#### 2 情報通信環境整備

市公式ホームページについては、市からの情報発信だけではなく、市民側からの情報の受信や市民間の情報交換の方法が課題となっています。

また、インターネットを気軽に使える環境のほか、SNS\*などでの情報発信も充実させる必要があります。

さらに、公共施設等でのWi-Fi環境の整備や市内の一部で光回線のサービス提供が開始されていないことから、整備に向けた取り組みが課題となっています。



#### 関連する個別計画

・美唄市情報化推進計画 H28-32

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

・ICT成長戦略 H25  
・北海道IT活用推進プラン H26

## 施策の方向

### 1 行政情報サービス

市から提供する情報については、少子高齢化を背景として、医療・保健・福祉、子育て支援、防災・防犯など、市民生活に身近な情報をきめ細かく提供するとともに、高齢者にもわかりやすい情報提供の充実を図っています。

また、光回線のサービスエリア拡大や公共施設等のWi-Fi環境整備を図るとともに、簡易申請機能を活用した電子申請手続数を充実させ、市民等の利便性の向上を図ります。

### 2 情報通信環境整備

地域の様々な課題に対応できるよう、ICT\*を活用した方策を検討し、町内会活動の情報や各種のボランティア活動情報などの発信・共有、交流により、協働のまちづくりや地域活力の向上につなげていきます。

#### 目指す姿

必要な情報を必要なときに  
知ることができます

市民生活やまちづくりの活動に必要な情報が、市のホームページなどを通じて、必要なときに知ることができるようになっていきます。

また、様々なまちづくりの課題について、ICT\*を活用して、解決につなげることができています。

まちづくり成果指標

#### 6 光回線普及率

<現状値(H25)> 87.0% → <目標値(H32)> 100%

##### <指標の説明>

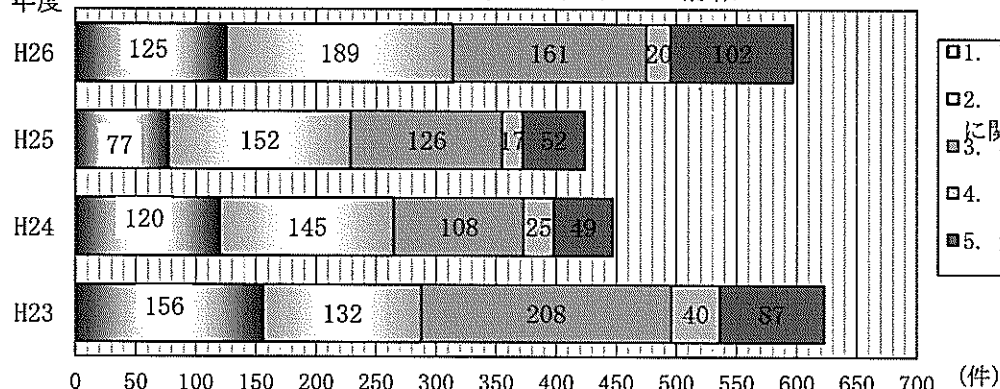
情報化を進めるための環境がどの程度整っているかを見る指標で、市内の電話回線加入者数に対する光回線サービスエリアに含まれる電話回線加入者数の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名                 | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                                  |
|-------|---------------------|----------|----------|--------------------------------------------------------|
| 15    | 美唄市公式ホームページ年間アクセス件数 | 113万件    | 180万件    | アクセス件数により市からの情報の受信状況を測る指標です。                           |
| 16    | 電子申請可能な手続数          | 23手続     | 50手続     | 市への届出や申請などの手続について、インターネットを通じてできる数により電子自治体*の進捗度を測る指標です。 |

年度

ホームページなどで知りたい情報

まちづくり市民アンケート調査



- 1. 市の政策に関する情報
- 2. 申請や届出などの手続に関する情報
- 3. イベント・観光情報
- 4. その他
- 5. 無回答

#### 用語解説。

\*SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネットサイト。

\*ICT：Information and Communication Technology 情報通信技術。

\*電子自治体：ICTを利用して、住民に対する行政サービスの向上や行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上などの改革を推進し、実現する地方自治体のこと。

## 第2楽章 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

### [3] 人づくり

#### (7) 子育て支援

#### 現 状

##### 1 子育て支援環境

子育て支援センターでは、親子の交流や仲間作りが自由にできる場の提供や育児相談、子育てに関する講座・講演会の開催、世代間交流イベントなどを開催しているほか、子育てに役立つ情報を発信しています。さらに、月に1回程度、休日開館を行い、家族で遊べる場を提供し、父親の子育て支援への参加を応援しています。また、東地区、西地区でも週1回子育て広場を開設し、放課後児童のふれあう場ともなっています。

食育に関しては、関係団体と連携し食育講座や収穫祭、親子クッキングを通じて食材について学んでいます。

こども療育広場においては、支援を必要とする幼児が増加傾向にあるため、相談事例の多い言語指導に関して平成26年度から言語聴覚士を配置しています。

子育て支援団体や子育てサポーターの協力により、子育て世代との交流イベントの開催や託児支援、乳児訪問、登下校の見守りなど、地域住民との連携が図られています。

家庭児童相談担当、母子・父子自立支援員の配置による家庭児童、母子・父子の相談・支援等を関係機関と連携して取り組んでいます。

##### 2 保育環境の整備

老朽化した公立3保育所（中央・東・西）を統合し、閉校した北海道中央コンピュータ・カレッジを新たな保育所として、平成28年4月の開所に向け、整備を進めています。

認定こども園、へき地保育所においては、地域の幼児数が減少しています。

食育に関して、食生活改善推進協議会の協力により、食することの楽しさや大切さを学んでいます。

病児・病後児保育の保護者ニーズが高くなっています。

##### 3 幼稚園教育

市立三井美唄幼稚園については平成25年3月をもって閉園し、認定こども園に再編したことにより、市内の幼稚園は、市立幼稚園1園、私立幼稚園2園となっています。

幼稚園と小学校との連携については、小学校との交流活動や施設見学、授業参観、授業体験、給食試食会などを通して安心感や期待感をもって入学できるよう交流を図っています。

##### 4 放課後児童対策

放課後児童施設の設置が全校区に広がり、平成27年度から対象児童が6年生まで拡大しています。

##### 5 青少年の健全な育成

子どもたちが心身ともに健やかに成長することを願い、キッズ・アスリートスクールやキッズ・アートスクールなどの事業を実施しているほか、青少年の育成活動に顕著な活躍のあった青少年や育成者、指導員を表彰しています。

#### 課 題

##### 1 子育て支援環境

子育て支援センターから発信する様々な情報をどのように伝えていくべきか、情報発信の方策を見直し、利用者の増加に向けた取り組みが必要です。

こども療育広場について、今後も利用増が予想されるとともに専門性の高い事業であることから、引き続き関係機関との連携とこどもの発達を考慮し作業療法士の配置が必要です。

##### 2 保育環境の整備

幼児数の減少に伴うへき地保育所の今後の在り方について、引き続き検討が必要です。

病児・病後児保育事業の実施について、医療機関との調整が必要です。

##### 3 幼稚園教育

幼稚園の入園者は、少子化により、市内3園とも定員を満たしておらず、今後さらに減少することが予想されます。幼稚園に対しては、集団活動を基礎とした幼児教育の場として、家庭や地域の期待は高く、その役割は大きいことから、将来的に必要となる施設の在り方に関して検討が必要です。

また、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心となる小学校以降の教育活動への円滑な接続を目指し、幼稚園と小学校等との一層の連携を図る必要があります。

##### 4 放課後児童対策

一部の施設では入所児童が増え、生活スペースが手狭になっています。

##### 5 青少年の健全な育成

少子化により、地域の子どもの数が減り、子ども会活動や郷土芸能の伝承に影響が出ています。

スマートフォン等所有の低年齢化が進み、不適切な使用によりトラブルの原因となる事例が生じていることから、未然防止のため家庭も含めたルールづくりが必要です。

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

・新びばいっこすくすくプランH27-31（美唄市子ども・子育て支援事業計画）・地域福祉計画H26-30・ヘルシーライフ21 H25-35・美唄市幼稚園教育振興計画 H26-30・美唄市食育推進計画H27-31  
北の大地・子ども未来づくり計画（H27-31）・第3次美唄市子ども読書活動推進計画（H28-32）・第2次生涯学習推進計画後期計画 H28-32・第3次美唄市子ども読書活動推進計画 H28-32

#### 関連する個別計画

・子ども・子育て関連3法（H24年8月成立） ・子ども・子育てビジョン（H22年1月29日閣議決定） ・少子化社会対策大綱（H27年3月20日閣議決定）

## 施策の方向

### 1 子育て支援環境

新びばいこすくすくプラン（美唄市子ども・子育て支援事業計画）に基づき、すべての子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを関係機関と連携し、地域社会全体で推進します。  
子育て支援の核となる子育て支援センターが、利用しやすく、子育て世代に寄り添うサービスの提供ができるよう、利用者ニーズの把握や事業の充実を図ります。  
子どもの発達が支援できるよう、こども療育広場に作業療法士の配置を検討します。

### 2 保育環境の整備

幼児数の推移や課題を踏まえ、へき地保育所の統廃合などについて検討します。  
教育・保育・子育て支援の充実を図るとともに、保育情報を発信し、保護者との情報共有に努めます。

病児・病後児保育事業の実施について、市立美唄病院との協議を行うとともに、保健福祉総合施設整備等検討委員会においても検討を進めます。

### 3 幼稚園教育

美唄市幼稚園教育振興計画に基づき、「自分らしさを発揮し、健やかでこころ豊かな子どもを育む」を基本方針として、幼稚園教育の振興を図っていきます。

幼児教育や保育を行う施設の形態については、幼児数の推移、美唄市認定こども園の運営状況を踏まえ、総合的に検討していきます。

また、子どもの発達の連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な接続を図るため、行事や授業での交流や教職員の合同研修などにより、幼稚園と認定こども園、保育所、小中学校との連携を深めます。

### 4 放課後児童対策

施設や設備の改善、研修等による指導体制の一層の充実を図ります。

### 5 青少年の健全な育成

青少年の問題行動を未然に防止するとともに健全に育成するため、家庭、学校、地域、関係機関との連携を図ります。

## 目指す姿

安心して子育てができる  
まちになっています。

子育て仲間との交流を核に、様々なイベントを通じて多世代の人たちとふれあい、子育て講演会や子育てに役立つ講座等を活用して、子育てが楽しいと感じるまちになっています。

まちづくり  
成果指標

7 子育てしやすいまちだと思う市民の割合

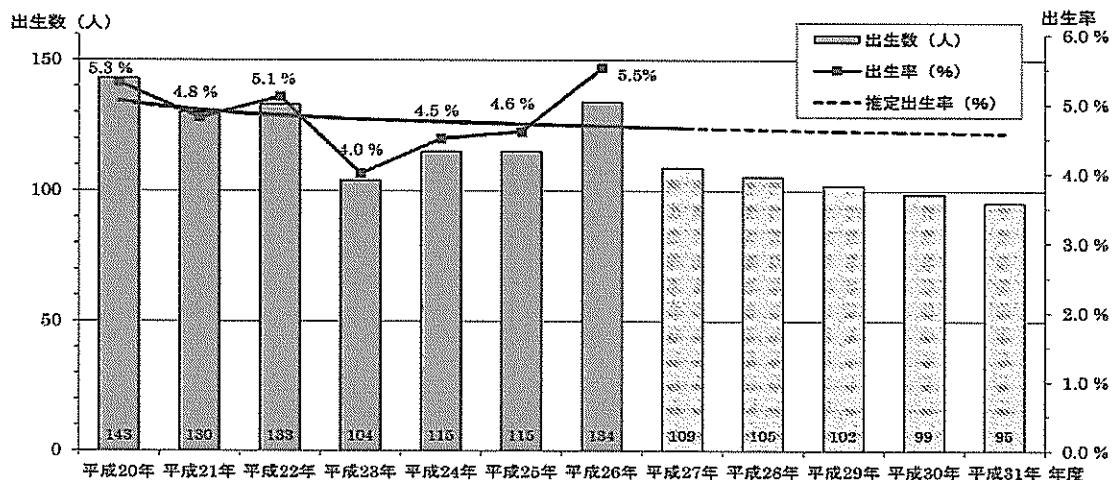
<現状値(H25)> <目標値(H32)>

28.1% → 60.0%

<指標の説明>

美唄市がどの程度子育てしやすい環境にあるかを市民の視点から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で子育てしやすいと回答した市民の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名           | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                                                  |
|-------|---------------|----------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 17    | 乳幼児健康診査等受診率   | 95.4%    | 100.0%   | 受診率が低下しつつある乳幼児・1歳6か月児・3歳児の健康診査について、要支援親子の早期発見・早期支援のために維持できているかを見る指標です。 |
| 18    | 子育て支援センター利用者数 | 1日平均21人  | 1日平均23人  | 子育ての負担感や孤立感の緩和が図られているかを見る指標です。                                         |



## 第2楽章 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

### (8) 学校教育

#### 現 状

#### 1 学校教育

学力の向上については、平成19年度より実施している全国学力・学習状況調査などの分析結果や課題を「確かな学力育成プラン」に取りまとめ、各校で策定する「学校改善プラン」等を通して、学習指導の改善に努めています。

また、体力の向上については、平成26年度より全国的な体力調査の結果を取りまとめ、各校の創意工夫による体力づくりや運動機会の確保に努めています。さらに、本市の基幹産業である農業に着目し、「グリーン・ルネサンス推進事業」を通して、生きる力やふるさとを愛する心などを育んでいます。

特別支援教育においては、幼稚園、小中学校への支援員の配置や巡回相談等を通して、個々の発達状況に応じたきめ細かな支援に努めています。

また、豊かな心の育成とともに、いじめや不登校等の未然防止と迅速・適正な解決に向け、各学校において組織的、継続的な生徒指導に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進しています。さらに、子どもの「心の居場所」を確保するために適応指導教室の活用を推進しています。

今日的な教育課題への取り組みについては、地域力の活用を図るとともに、ICTを有効に活用した授業展開や地元企業等への職場体験を通じたキャリア教育の推進に努めています。

#### 2 教育環境の整備

小中学校の校舎・体育館の耐震診断の結果をもとに、平成22年度までに校舎・屋内運動場の耐震補強工事を実施し、平成27年度までに屋内運動場の非構造部材の耐震化改修工事を実施しました。また、小中学校トイレ洋式化や校舎外壁及び屋上防水工事を行ったほか、中学校コンピュータ機器の更新、中学校の校内LANの整備など、教育環境の充実に努めています。

#### 課 題

#### 1 学校教育

学力の向上については、全国学力・学習状況調査による本市の平均正答率が依然として全道・全国を下回っており、確かな学力の定着が喫緊の課題となっています。その要因は、各学校や学年により様々考えられるものの、「学校に行くことが楽しいか」という質問に対して、本市は肯定的な回答が低かったことから、「自己存在感を感じ取れる学級づくり」や「分かる授業の創造」など、学校の質を一層高めていく必要があります。また、全道・全国と比べて、家庭学習の時間が少なく、テレビやゲーム、インターネット等に費やす時間が多い傾向にあることを踏まえ、家庭や地域との連携を強化しながら、家庭学習や放課後学習等の機会を設けていく必要があります。さらに、各学校の特性を生かした運動の機会を拡充するとともに、農業体験等を通じた「ふるさと教育」に継続して取り組み、豊かな人間性の育成に努める必要があります。

特別支援教育については、20名を超える支援員の配置やきめ細かな教育相談体制を取っており、着実な成果につなげています。今後も校種間や関係機関等との連携を一層緊密にし、継続して支援に当たることが必要です。

また、いじめや不登校等についても改善の傾向にあることから、今後も緊張感を持続した取り組みが必要です。

今日的な教育課題への取り組みについては、今後も学校と家庭、地域社会が連携して「地域総ぐるみ」で子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。また、情報化社会に対応した教育を進めるため、教職員のICT活用能力の向上を図るとともに、市内高校との連携も含め、引き続きキャリア教育の充実に取り組む必要があります。

#### 2 教育環境の整備

安全で安心な教育環境を整えるため、校舎等の耐震化対策を実施してきており、今後とも、学校施設の計画的な改修が必要です。また、ICT環境の充実が求められています。

#### 小学校農業体験学習検討委員会からの提言

中学校においても、職場体験学習の一環として、地元の農業資源を活用した農業体験の充実に図ってはいかがでしょうか。

|                  |                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関連する個別計画         | 美唄市幼稚園教育振興計画 H26-30<br>美唄市いじめ防止基本方針 H27                                                              |
| 関連する国、道、民間の事業や動き | 国：教育振興計画 H25-H29 学習指導要領・生きる力 H20.3 H21.3<br>いじめ防止対策推進法 H25<br>北海道：北海道教育推進計画 H20-H29 北海道いじめ防止基本方針 H26 |

## 施策の方向

### 1 学校教育

学力の向上について、各学校の特性等に応じた創意工夫のある授業の創造に努めるほか、全校的な学習規律の周知・徹底を図るとともに、子どもが楽しく通える学校づくりに取り組みます。また、PTAとの連携や啓発資料の作成・配布などを通して、家庭における基本的な生活習慣の定着を働きかけます。特に、家庭学習の習慣化を最重点に取り組みます。さらに、放課後学習の一層の充実を図るために地域ボランティア等の活用について検討していきます。

体力の向上については、各学校で行っている「一校一実践」の更なる改善・充実を図ります。さらに、農業体験学習や食育を通じ、幼保・小中・高校へとつながる「学びの連携」を図るなど、本市の特色ある教育の推進に努めます。

様々な体験等による豊かな心の育成を図るとともに、特別支援教育、いじめ・不登校等対策については、学校教育だけでなく、地域や家庭、関係機関との連携により、支援体制の充実に努めます。

今日的な教育課題への取り組みについては、カウンセリング研修やICT研修など、教員の研修機会の充実を図り、より質の高い学習が展開できるよう努めます。

### 2 教育環境の整備

地域の人たちとともに登下校時の見守りを継続することで、児童生徒の安全の確保に取り組みます。また、老朽化に伴う学校施設の計画的な改修に努めるほか、情報通信機器やデジタル教材等、ICT環境の充実を図ります。

## 目指す姿

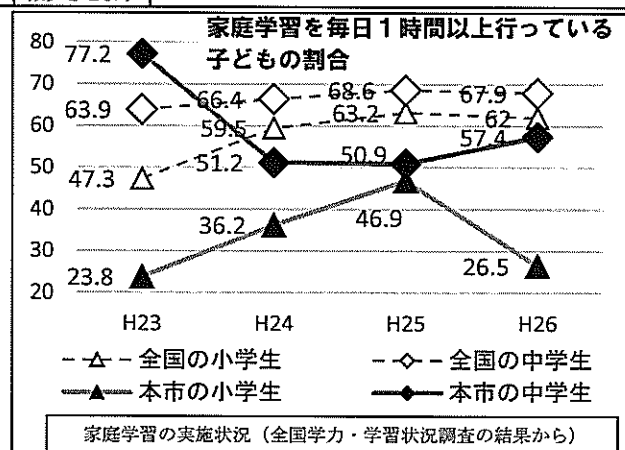
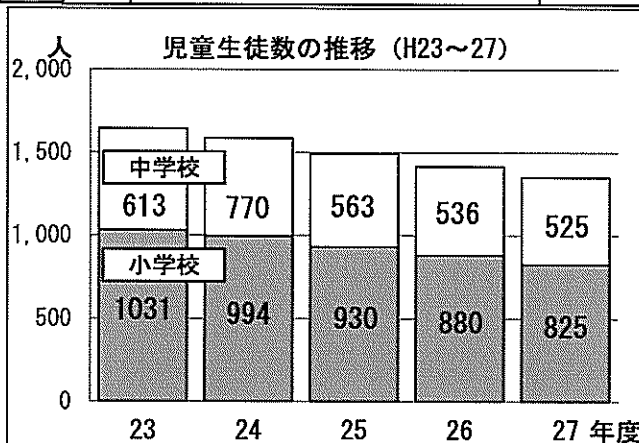
基礎的・基本的な学力を身につけた  
子どもが育っています

学校で学習したことをしっかりと身につけるため、家庭学習の定着が図られています。学校と家庭における学びが連動し、学ぶ楽しさを実感した子どもたちが主体的に学び、基礎学力が着実に付いていきます。

また、地域との結びつきを大切にしながら豊かな体験機会の実施により、たくましく生きる力をもった子どもたちが育ち、幼稚園から高等学校までの特色ある教育活動の連携が生まれています。

|                                                                                    |                           |                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちづくり成果指標                                                                          | 8 家庭学習を毎日1時間以上行っている子どもの割合 |                                                                                                  |
|                                                                                    | <現状値(H25)>                | <目標値(H32)>                                                                                       |
|                                                                                    | 小学生 46.9%                 | <br>現状値より上げます |
|                                                                                    | 中学生 50.9%                 |                                                                                                  |
|                                                                                    | <指標の説明>                   |                                                                                                  |
| 学力向上に向けて、家庭学習の習慣化を図るため、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の中から、平日に家庭学習を1時間以上行っている子どもの割合を見る指標です。 |                           |                                                                                                  |

| 指標No. | 指標名               | 現状値(H25)                                             | 目標値(H32)    | 指標の説明                                                              |
|-------|-------------------|------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| 19    | 全国学力・学習状況調査の平均正答率 | 小学校 -4.4%<br>中学校 -2.7%                               | 全国平均正答率     | 学力の定着度を「全国学力・学習状況調査」の平均正答率で測る指標です。(市内と全国との比較)                      |
| 20    | 体力・運動能力           | 小学生男子 42.5<br>小学生女子 44.7<br>中学生男子 43.8<br>中学生女子 41.1 | 現状値より上げます   | 体力や運動能力の状況を「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の体力合計で測る指標です(市内と全国の比較で、全国平均を50とした場合)。 |
| 21    | 不登校児童生徒数          | 28人                                                  | 現状値より減少させます | 小中学校や教育委員会で取り組んでいる不登校対策の状況を「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で測る指標です。     |



## 第2楽章 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

### (9) 芸術・文化・生涯学習

#### 現 状

##### 1 生涯学習活動の充実

市民カレッジや美唄サテライト・キャンパスでの各種講座、生涯学習セミナーの開催のほか、サークルや団体による活動により、生涯学習活動は全般的に分野が広がりつつあります。市民文化祭や市民体育祭については、毎年、市民主体で企画・実施され、市民の発表と交流の場になっています。

図書館では、各種企画展の開催や移動図書館車による地域での貸し出しサービスを継続し、子どもたちが本に親しむ環境づくりとして、ブックスタート事業や読み聞かせを行っています。

文化・スポーツ施設は、安全性や快適性を確保するため、逐次、補修や改修の実施に努めています。

##### 2 歴史、文化財等の伝承と活用

郷土史料館では、特別展、開放事業、冬期閉館期間の移動史料館の開催により、郷土の歴史に触れる機会を提供しています。

市指定文化財・道指定文化財は、7件あり、その維持・保全と活用を進めています。木造建築物については、豪雪の際に破損が生じたため、補修を行っています。

##### 3 芸術・文化の鑑賞

市民会館やアルテピアッツァ美唄での演劇や展覧会、コンサートの開催などにより、芸術や文化に親しむ取り組みを継続しています。平成26年度には、本市の芸術文化活動に対し、文化庁長官より「文化芸術創造都市部門」の表彰を受けています。

#### 課 題

##### 1 生涯学習活動の充実

生涯学習活動の多様化と個別化が進む中で、サークルや団体については、加入者の高齢化や減少により活動の縮小や衰退が懸念されることから、情報交換や交流活動を一層進め、活性化を図ることが必要となっています。また、学んだ成果の評価や活用のための生涯学習人材バンクについて、利用実績が少ないことから、原因分析し、本市の実情に合った方法に見直し、普及・啓発していく必要があります。

急速な高齢化の進展に伴い、運動やスポーツを通じた健康づくりや体力づくりが求められており、同時に、子どもたちへのスポーツ指導や技術の伝承なども必要となっています。

文化・スポーツ施設は、全般的に老朽化が進んでおり、市民会館・公民館については、耐震対応の問題が生じています。

##### 2 歴史、文化財等の伝承と活用

郷土史料館は、冬期休館により、小中学校や市民利用の要請に充分、応えられていないため、通年開館に向けた検討が必要です。

文化財の維持保全に向けては、特に木造建築物について、長く歴史的財産として保存していくため、老朽化への対応や雪害防止の方法を考えていく必要があります。

市指定無形文化財では、後継者の確保が困難となっています。

##### 3 芸術・文化の鑑賞

アルテピアッツァ美唄については、芸術文化交流施設としての役割や質を向上させ、内容の充実を図るため、美術館化の検討が課題となっています。

芸術文化の鑑賞機会の充実の要請と人口減少に伴う鑑賞者の減少の間で、バランスの良い選択が必要であり、鑑賞者の意向を確認しながら、芸術・文化イベントの厳選をしていく必要があります。

#### 美唄市社会教育委員会、美唄市青少年育成基金運営委員会などからの意見

- ・子どもにとって自分が暮らす地域と異なる気候・風土・歴史・文化に触れ体験することは貴重な機会があるが、広域交流事業の終了は残念であり、再開を検討してほしい。
- ・事業の周知方法に工夫をしてはどうか。

#### 関連する個別計画

- ・第2次美唄市生涯学習推進計画後期計画（H28-32）
- ・第3次美唄市子ども読書活動推進計画（H28-32）
- ・美唄市芸術文化振興指針（H17- ）
- ・美唄市公園施設長寿命化計画（H25-34）

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・平成18年度の改正により、教育基本法に「生涯学習の理念」が加えられた。
- ・第3次北海道生涯学習推進基本構想
- ・北海道子どもの読書活動推進計画[第3次計画]（H25-29）
- ・北海道スポーツ推進計画（H25-29）



## 施策の方向

### 1 生涯学習活動の充実

市民の皆さんの多様な旺盛な学習意欲とライフスタイルの変化に応えるため、大学等との連携による学習機会の充実と時代状況に応じた内容の選択や拠点となる施設の検討を進めるとともに、ICTの活用を含め、サークル・団体間の情報交換や交流を促進します。また、学んだ成果を自主的、主体的な活動として、まちづくりなどに活かしていく仕組みを検討していきます。

市民の心と体の健康推進のため、スポーツ健康都市宣言を行い、平成27年度に実施した「チャレンジデー」を契機とした運動習慣作りを様々な団体や機関等と連携し、広げていきます。

文化・スポーツ施設については、人口減少に伴う整理・統合や計画的な改修に努めるとともに、市民会館・公民館については、図書館とともに、「生涯学習センター」としての整備を具体的に検討していきます。図書館については、さらに利用しやすくなるよう工夫をしていきます。

新たに、スポーツの振興、交流によるまちづくりを進めるため、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致活動を進めていきます。

### 2 歴史、文化財等の伝承と活用

郷土史料館については、通年開館に向け、検討するとともに、郷土の歴史や自然などを学ぶ場として利用が広がるように、利用方法等について、見直しを図ります。

文化財については、適正な維持・保全と活用を進めるとともに、木造建築物については、計画的な改修・補強により、その保存に努めます。

少子高齢化や余暇の多様化など、様々な要因から後継者不足となっている市指定無形文化財については、子どもたちを中心とした後継者の育成に努め、次世代につなげていく取り組みを進めていきます。

### 3 芸術・文化の鑑賞

「文化芸術創造都市」としての文化的活動を一層活性化させるため、市内外の施設間の連携を深め、美唄らしい芸術・文化イベントの企画・開催などにより、多くの人々が楽しめる時間と空間を創造していきます。

アルテピアッツァ美唄については、施設の充実や情報発信に努めるとともに、美術館化の検討を進めます。

## 目指す姿

生涯学習を行うための安全で快適な環境が整えられています

市民が自発的に文化活動やスポーツに取り組むことのできる安全で快適な環境が整えられています。優れた芸術等に触れる機会や環境が提供され、自らの活動の成果を発表する場が充実しています。

まちづくり成果指標

### 9 生涯学習・スポーツに取り組んでいる市民の割合

| <現状値(H25)> | <目標値(H32)> |
|------------|------------|
| 43.6%      | 50.0%      |

#### <指標の説明>

生涯学習施設や情報を提供することにより、活動の機会が得られているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で取り組んでいると回答した市民の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名                             | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                           |
|-------|---------------------------------|----------|----------|---------------------------------|
| 22    | 市内で芸術・文化鑑賞をした市民の割合              | 29.6%    | 40.0%    | 身近に芸術・文化に触れる機会があるかを測る指標です。      |
| 23    | 1回30分以上、週2回以上の運動習慣を身に付けている市民の割合 | —        | 40.0%    | 健康保持やスポーツに関心があり、実践しているかを測る指標です。 |

#### 用語解説

\*チャレンジデー：毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベント。  
この日は、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の『参加率(%)』を競い合う。

「健康日本21」では

#### ○運動習慣者の増加

目標値：男性39%、女性35%

基準値：男性28.6%、女性24.6%(平成9年度国民栄養調査)

注) 運動習慣者：1回30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上持続している人



## 第2楽章 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

### (10) 男女共同参画

#### 現 状

#### 1 啓発活動と協働による取組み

平成20年4月に美咲市男女共同参画計画(第2次)を策定し、平成21年12月には美咲市男女共同参画条例を制定しており、美咲市男女共同参画推進協議会と連携した講演会の開催や広報紙の発行、ポスターの掲示など、各種啓発活動を継続的に行っています。

#### 2 女性登用の推進

市の審議会等への女性の登用率は、平成29年度の目標である35%に対して、平成25年度で20%となっています。

#### 3 暴力の根絶

配偶者等からの暴力などに関して、相談窓口を設置し、問合せや相談に応じるほか、関係機関と連携し、一時避難の支援をするなど、その対策に努めています。

#### 課 題

#### 1 啓発活動と協働による取組み

男女共同参画を進めるため、啓発活動を継続し、性別による固定的な役割分担意識をなくしていかなければなりません。

また、市民と市との協働による推進体制づくりを行い、広く男女共同参画の考え方が理解されるよう、活動の輪を広げ、家庭や職場、学校、地域など、様々な場面で男女共同参画が実践されることが求められています。

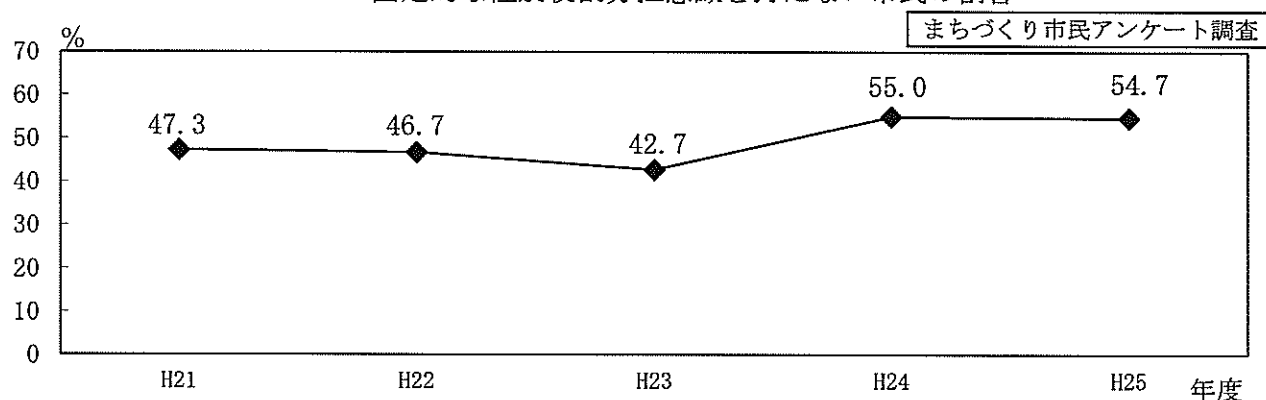
#### 2 女性登用の推進

市の審議会等への女性登用に関しては、女性の意欲の喚起や、市内部の連携が必要であるとともに、男性に対する理解も求めていかなければなりません。

#### 3 暴力の根絶

配偶者等からの暴力などに対しては、相談体制の充実や関係団体がより一層連携して、被害の拡大防止や被害者の保護を迅速に行っていく必要があります。

固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合



#### 関連する個別計画

・美咲市男女共同参画計画(第2次) H20-29

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

・第3次男女共同参画基本計画 H22策定  
・女性に対する暴力をなくす運動 H13-  
毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間

## 施策の方向

### 1 啓発活動と協働による取組み

男女共同参画やあらゆる分野での女性の社会進出と生活との調和の考え方が広く理解されるよう、講演会やワークショップの開催、市の広報紙やホームページなどを活用した啓発活動を継続して行うとともに、性別や家庭環境などに関わらず暮らしの質を高めることができるよう、関係団体との協働による活動の継続・拡充に努めます。

### 2 女性登用の推進

市の審議会やあらゆる分野への女性の登用を要請し、政策・方針決定などの指導的立場への女性参画を推進します。

### 3 暴力の根絶に向けたネットワークづくり

配偶者等からの暴力を根絶するため、関係機関や団体相互の連携強化を進め、暴力の防止、被害者の保護や自立支援の取り組みを進めます。

## 目指す姿

男女が平等であるという意識が  
広く浸透しています

性別による役割分担意識にとらわれない男女平等意識、人権意識が広く浸透し、あらゆる分野において対等なパートナーとして男女がともに参画できる社会になっています。

まちづくり成果指標

10 固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合

<現状値(H25)>

54.6%

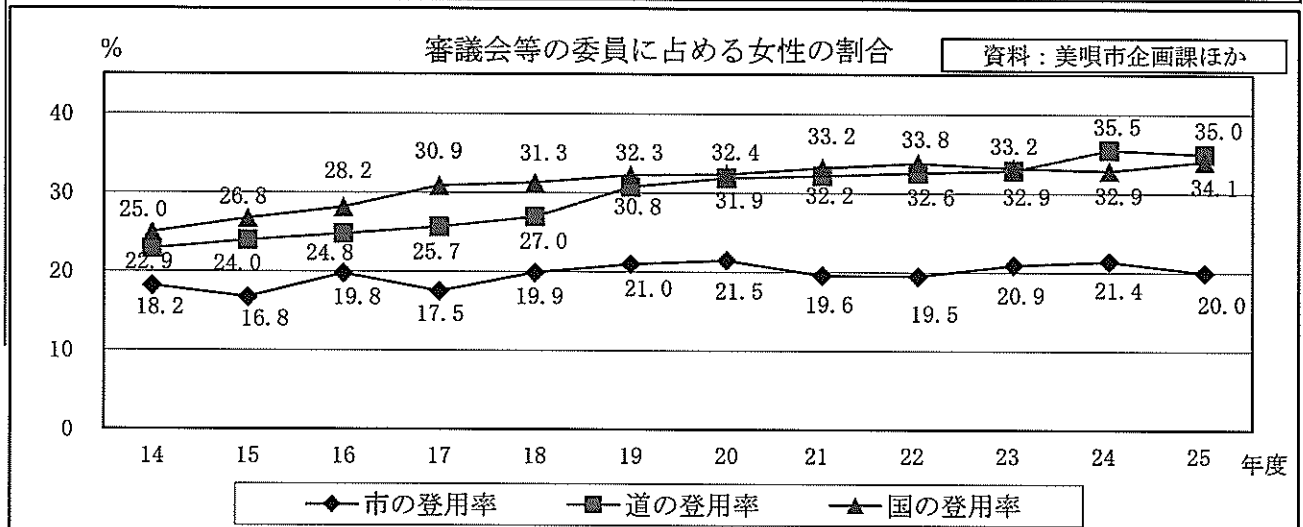
<目標値(H32)>

60.0%

<指標の説明>

男女共同参画の考え方の浸透度をまちづくり市民アンケート調査による回答の割合から測る指標です。

| 指標No. | 指標名                  | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                                                         |
|-------|----------------------|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 24    | 現在、男女が平等だと感じている市民の割合 | 51.3%    | 60.0%    | 男女共同参画の取組みの成果を、男女平等と感じている市民の割合から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で平等と感じていると回答した市民の割合で測ります。 |
| 25    | 市の審議会等への女性の登用率       | 20.0%    | 30.0%    | 男女共同参画の状況を、市の審議会等への女性の登用率から見る指標です。                                            |



## 第2楽章 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

### (11) 平和施策

#### 現 状

#### 1 啓発活動と協働による取組み

本市は、昭和60年に核兵器廃絶平和都市宣言を行って以来、戦没者追悼式、広島・長崎に原爆が投下された日と終戦記念日の黙祷やサイレンの吹鳴、市民文集の発行、平和図書コーナーの開設、写真展やパネル展の開催、市広報紙での啓発などを通じて、世界の恒久平和の実現を願ってきました。

平成19年3月に制定したまちづくり基本条例では、「人権の尊重」「自然との共生」とともに「平和の希求」をまちづくりの理念に位置付け、まちづくりを進めるための重要な前提として平和を考えてきました。平成27年には、戦後70年の企画として、市民文集の作成や映画上映会・朗読会など、戦争を後世に語り継ぐ取り組みを行いました。

#### 2 他都市との連携

平成20年には「平和首長会議」に加盟し、世界中の平和を願う都市とともに核兵器の廃絶に向けた活動に参画しています。

#### 課 題

#### 1 啓発活動と協働による取組み

戦後70年が経過し、戦争体験者が高齢化して戦後世代が多数を占めるようになり、戦争に対する意識の風化が懸念されます。

そのため、市民一人ひとりが平和の大切さを忘れずにここに刻み込むための息の長い取り組みを続けながら、市として平和の希求を訴え続けることが必要であると考えられます。

#### 2 他都市との連携

核兵器の廃絶に関しては、依然として平和を脅かす状況が見受けられることから、今後も、国内外の都市と連携して、核兵器廃絶を世界に訴えていく必要があります。

### 核兵器廃絶平和都市宣言

我が国は、世界で唯一の核被爆国としてこの地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないと訴えているところであります。しかしながら、核兵器の増強は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしています。

美唄市は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の念願である恒久平和に向けて、将来にわたり非核三原則が遵守されることを願い、またあらゆる核兵器の廃絶を強く訴え、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言します。

昭和60年9月27日

美 唄 市

#### 美唄市まちづくり基本条例

##### (平和の希求)

第5条 わたしたち市民は、日本国憲法の基本理念であり人類共通の願いである世界の恒久平和を理念に掲げ、まちづくりを進めます。

## 施策の方向

### 1 啓発活動と協働による取組み

戦争経験のない子どもたちに、戦争の悲惨さや平和の大切さについて、理解を深めてもらうとともに核兵器廃絶平和都市宣言に込めた世界平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代にわたり浸透していくよう、啓発活動を継続していきます。

また、多くの市民や団体との協働による平和祈念行事を開催して、平和について考える機会を確保しながら、世界平和と核兵器の廃絶を願う市民の輪をさらに広げていきます。

### 2 他都市との連携

平和首長会議では、2020年までの核兵器廃絶を目指す行動指針「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）＊」の取り組みの一つとして、「核兵器禁止条約」の交渉開始を求める署名活動を展開しており、本市もこの活動に取り組むなど、平和を願う国内外との連携を図っていきます。

## 目指す姿

平和を願い、考える機会があります

市民一人ひとりが平和を願い、平和の大切さを考える機会を持つことができます。

まちづくり  
成果指標

#### 11 平和祈念行事数

<現状値(H25)>

4件

<目標値(H32)>

4件

<指標の説明>

平和について考える契機となる行事の数から、平和施策の継続した取り組み状況を測ります。

### <平和祈念行事>

- 1 戦没者追悼式の開催（市民会館）
- 2 平和図書コーナーの開設（市立図書館）
- 3 平和祈念ポスター展の開催（コアビバイ市民ふれあいサロン）
  - ・折鶴コーナーの設置（「広島原爆の子の像」へ寄贈）
  - ・署名コーナーの設置（「核兵器禁止条約」交渉開始等を求める署名）
- 4 平和ミニコンサートの開催（コアビバイ市民ふれあいサロン）
- 5 その他
  - ・核兵器廃絶平和都市宣言の啓発活動
  - ・市広報紙での啓発 など

### ＊2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）

平和首長会議（加盟160か国・地域、6,733都市（日本国内1,564都市加盟。H27.7現在））では、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起や各国政府等への要請活動を推進するため、2003年に2020年までの核兵器廃絶を目指す具体的な行動指針「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定しました。このビジョンに基づき、世界の都市、市民、NGO等と連携しながら、核兵器廃絶に向けた様々な活動を展開しています。

#### 「2020ビジョン」の目標

- (1) 全ての核兵器の実戦配備の即時解除
- (2) 「核兵器禁止条約」締結に向けた具体的交渉の開始
- (3) 2015年までの「核兵器禁止条約」の締結
- (4) 2020年を目標とする全ての核兵器の解体

# 第3楽章 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

## 〔4〕環境づくり

### (12) 自然保護

#### 現 状

#### 1 宮島沼の保全と活用

ラムサール条約\*の登録湿地である宮島沼は、春、秋の渡りの季節に7万羽を超えるマガンが飛来する寄留地となっております。また、ハクチョウやカモ類など100種類以上の野鳥も生息する貴重な自然環境であります。

この自然環境を保全するため、国の特別鳥獣保護区に指定されていることから、法令に基づく規制を行うとともに、関係団体や研究機関との連携による調査を行っています。

また、宮島沼の会や宮島沼プロジェクトチームなどの市民団体等との協働により、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とした環境教育や地元農家との連携による「宮島沼カントリーフェス」の開催、沼周辺におけるフィールドワークやフットパスの実施により、貴重な動植物などの自然環境や自然と農業との関わりなどを学んでいます。

#### 2 協働による取り組みの推進

宮島沼やびばい湖、美唄山などの豊かな自然環境の保全や環境問題の解決に向けて、市民、企業、行政が協働して取り組めるよう、環境学習会を開催するほか、市のホームページやニュースレターを通じ、環境に関する普及啓発や情報提供を行っています。

#### 課 題

#### 1 宮島沼の保全と活用

宮島沼は、水質の富栄養化や水面積の縮小が進行するとともに、水深が浅くなっている傾向が見られるため、良好な環境を保護していかなければ、その豊かな自然が失われてしまう懸念があります。

また、春にはマガンによる小麦の食害が発生しており、広域的な対策が求められています。

#### 2 協働による取り組みの推進

環境問題を自らの問題とし、豊かな自然環境の保全や環境汚染の防止に努めるなど、市民、企業、行政が協働しながら人と自然が共生できる快適な生活環境づくりをすることが求められています。

#### <参考>

#### 「生物多様性国家戦略2012-2020」の5つの基本戦略

##### I 社会への浸透

- 生物多様性\*の社会への浸透
- 地域レベルの取組の促進・支援

##### II 人と自然の関係の再構築

- 野生生物を保全する取り組みの推進
- 自然共生・循環型・低炭素社会の統合的な取り組みの推進

##### III 森・里・川・海のつながりの確保

- 生態系ネットワークの形成と保全・再生の強化

##### IV 地球規模の視野を持った行動

- 愛知目標の達成に向けた貢献
- 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進
- 世界的に重要な地域の保全管理の推進

##### V 科学的基盤の強化

- 基礎的データの整備
- 生物多様性の総合評価
- 科学と政策の結びつきの強化

#### 関連する個別計画

- ・美唄市環境基本計画 H23-32
- ・宮島沼保全活用計画 H24-33

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・生物多様性基本法 H20.6.6 施行
- ・生物多様性国家戦略2012 H24.9.28 閣議決定
- ・北海道生物の多様性の保全等に関する条例 H25.4.1施行

## 施策の方向

### 1 宮島沼の保全と活用

宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、地域住民や関係機関と協力しながら、自然と親しむことにより大切さを感じることができるよう、イベントの開催や環境学習を推進します。

また、沼の富栄養化等が進んでいることから、マガン等が飛来する環境を保全するため、沼の再生やワイズユースなど、関係団体や研究機関の協力により調査を行うとともに、改善に向けた取り組みを進めます。

さらに、マガンによる小麦の食害対策については、代替採食地などの実施結果を踏まえて、広域的な取り組みを進めます。

### 2 協働による取り組みの推進

人と自然が共生できる社会を目指して、宮島沼ボランティアの育成と活動を支援するとともに、専門的な知識を有している専門家やボランティア団体と一緒に、自然環境保全や生物多様性\*に配慮した協働による活動を進めます。

## 目指す姿

豊かで美しい自然が残っています

ラムサール条約\*登録湿地である宮島沼をはじめ市内に残る貴重な自然環境を維持、保全することにより、多くの人が楽しむことができる豊かで美しい自然が残っています。

まちづくり成果指標

#### 12 市内の自然環境の満足度

<現状値(H25)>

85.3%

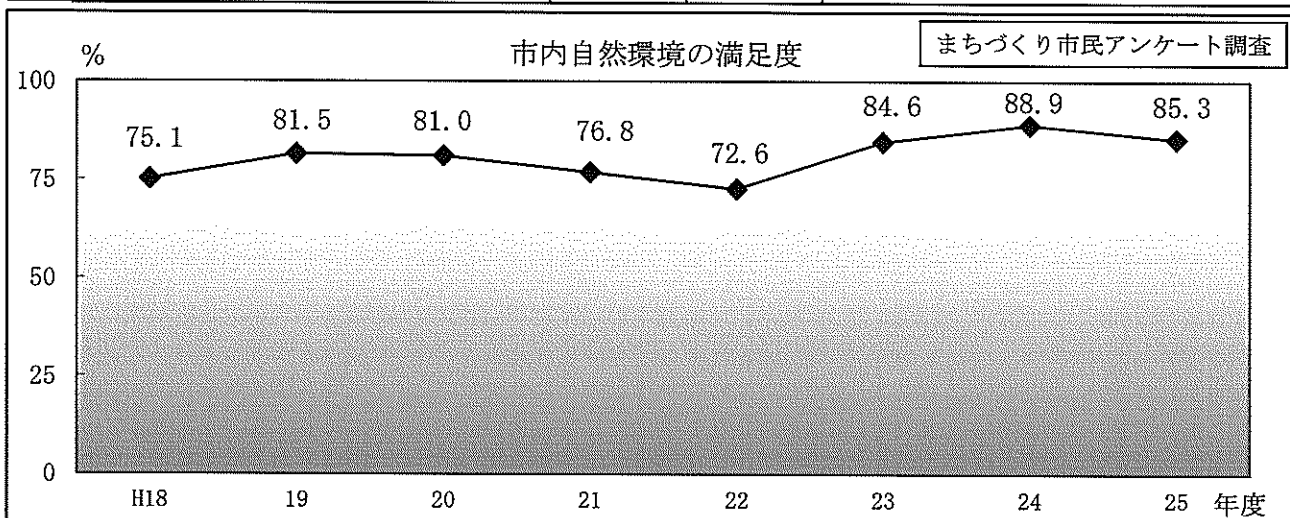
<目標値(H32)>

現状値より高めます

<指標の説明>

自然環境の保全と活用の取り組みの成果を市民の満足度から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で満足していると回答した市民の割合で測ります。

| 関連指標 | 指標No. | 指標名                   | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                     |
|------|-------|-----------------------|----------|----------|-------------------------------------------|
|      | 26    | 宮島沼に関する環境学習会等への年間参加者数 | 917人     | 1,000人   | 自然環境の保全と活用の取り組み状況を環境学習等の行事への参加者数から見る指標です。 |



#### 用語解説

\*ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年にイランのラムサール（カスピ海沿岸の町）で採択されたのでこう呼ばれています。条約の中では水鳥などの生息保全のための、湿地の賢明な利用（ワイズユース）に重点を置いて、各国が取るべき措置を定めています。

\*生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

## 第3楽章 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

### (13) 環境行動

#### 現 状

#### 1 環境意識の高揚

私たちが、生活の利便性や物質的な豊かさを追求することに伴い、廃棄物の増大などの都市型・生活型公害などの身近な環境問題が発生しています。

一方、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻となり、国をあげての対応が求められるほか、これらの環境問題は、私たちの環境に対する意識や行動と深く関わっています。

本市では、これまで、平成20年の環境をテーマとした北海道洞爺湖サミットを契機として、市広報紙等で環境に配慮した生活の方法などを啓発しながら、一人ひとりが環境のことを考えた生活を送ることの大切さなどを伝えてきており、まちづくり市民アンケート調査の結果では、環境に配慮した行動を実践している市民の割合が8割程度となっています。

#### 2 環境行動の実践

本市では、CO<sub>2</sub>削減に向け平成25年に美唄市地球温暖化対策実行計画（第2期計画）を策定し、市役所等の公共機関で省エネ、省資源、リサイクル、クールビズの推進に取り組んでいるほか、市民協働での美唄クリーン作戦の実施や市民を対象としたエコセミナーの開催などを実施しています。

#### 課 題

#### 1 環境意識の高揚

市民一人ひとり、個々の事業者が地域や地球規模の環境問題について理解を深め、環境保全行動を実践することが重要です。そのため、環境に配慮した行動を実践できる人づくりや、適切な行動を学ぶ機会の確保が求められています。

#### 2 環境行動の実践

環境対策に関する技術は、エコカーやエコ家電などに代表されるように、日進月歩で動いています。そのため環境行動を実践するために必要な情報を整理して、よりわかりやすく市民に情報提供することが必要となっています。

#### <参考> 主な環境マーク

環境省のホームページを参考にしました。

##### 燃費基準達成車ステッカー



自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車については、ステッカーを自動車の見やすい位置に貼付。

##### 統一省エネラベル



省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。

##### エコマーク



ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を選定し、表示する制度です。幅広い商品（物品、サービス）を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表しています。

##### グリーンマーク



原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

#### 関連する個別計画

- ・美唄市環境基本計画 H23-32
- ・美唄市地球温暖化対策実行計画（第2期計画）H25-29

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 H11. 4 施行

## 施策の方向

### 1 環境意識の高揚

市民一人ひとりが身近な地域や地球規模の環境について理解を深め、環境を大切にする行動がとれるよう環境学習を推進します。

市民が環境に対する意識を高め、環境保全活動へと結びつけるために、環境に関する情報を収集し、これらの情報が市民や事業者にも有効に活用されるよう情報提供を充実させます。

### 2 環境行動の実践

市民や事業者、団体の自主的な環境保全活動や環境美化活動を促進するとともに、必要な支援を行います。

また、市民、事業者、市との協働により、省エネに向けた取り組みやマイバックの利用拡大や各種イベントでのリユース食器の活用など、環境保全活動に取り組みます。

## 目指す姿

地球にやさしい生活をする  
市民が増えています

多くの人が環境を大切にする意識を持ち、環境に配慮した行動を取っています。

まちづくり  
成果  
指標

13 地球にやさしい生活をして  
いる市民の割合

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

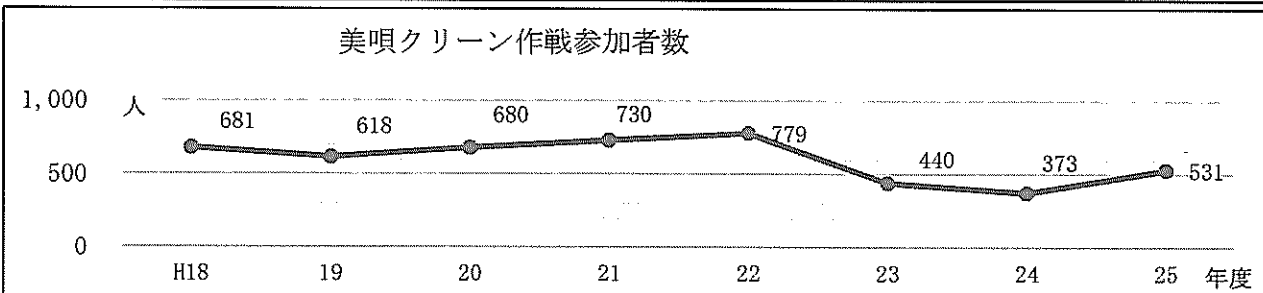
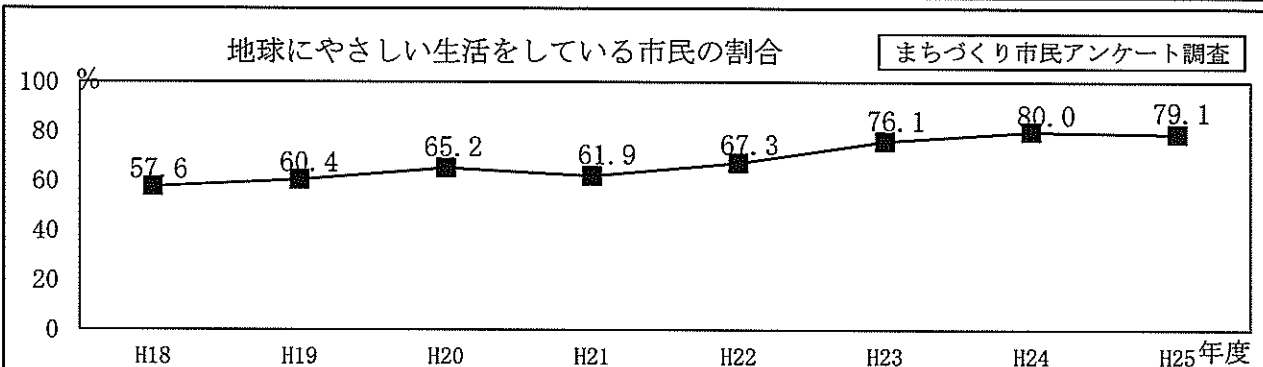
79.1%

現状値より増やします

<指標の説明>

環境への負荷を減らす取り組みの成果を具体的な行動を行っている市民の割合から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で地球にやさしい生活を実践していると回答した市民の割合で測ります。

| 指標<br>No. | 指標名          | 現状値<br>(H25) | 目標値<br>(H32) | 指標の説明                                          |
|-----------|--------------|--------------|--------------|------------------------------------------------|
| 27        | エコセミナー参加者数   | 80人          | 100人         | 環境に配慮した生活や低炭素社会づくりに対する関心の度合いをセミナー参加者数から見る指標です。 |
| 28        | 美唄クリーン作戦参加者数 | 531人         | 670人         | 市民、事業者、団体との協働による環境保全活動の取り組みを参加者数から見る指標です。      |





# 第3楽章 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

## (14) ごみ処理

### 現 状

#### 1 ごみの適正処理

ごみの収集については、平成27年度から生ごみの分別収集を開始し、生ごみは週2回、燃やせるごみは週1回、燃やせないごみは月2回収集しているほか、プラスチックごみは週1回、紙パック、ダンボール、空き缶、ペットボトル、空きびんは月2回の資源物回収を行っており、平成19年10月からの家庭系ごみの有料化以降、ごみ排出量は減少傾向にあります。

また、平成27年度から燃やせるごみについては、広域による焼却処理を行っています。

なお、平成26年度の適正分別調査では、燃やせないごみに資源ごみが20.9%、燃やせるごみが15.3%混入しており、燃やせないごみの適正分別率は低い状況にあります。

#### 2 ごみの減量と資源リサイクル

平成12年度に容器包装リサイクル法が施行されたことに合わせ、本市ではごみを10分別に（燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙パック、段ボール、空き缶、ペットボトル、空きびん、プラスチック製容器包装、乾電池・蛍光灯・電池、粗大ごみ）に細分化し、ごみの減量化、資源のリサイクルを推進しています。

また、古着や小型家電の無料回収及び生ごみの堆肥化を開始するなど、ごみの減量化と再資源化に努めています。

#### 3 し尿の適正処理

し尿、浄化槽汚泥の処理については、し尿の収集量の減少やし尿処理場の老朽化が進んでいることから、広域利用による処理の効率化や行政コストの削減を図るため、平成27年度から奈井江浄化センターにおいて広域処理を行っています。

### 課 題

#### 1 ごみの適正処理

現在の最終処分場の埋立終了時期が、計画よりも短縮が見込まれることから、最終処分場の延命化と、埋立終了後の方策についての検討が重要な課題となっています。

また、平成26年度の調査結果から、ごみの適正分別率の向上を図ることも課題となっています。さらに、ごみの不法投棄防止の啓発などの取り組みが必要となっています。

#### 2 ごみの減量と資源リサイクル

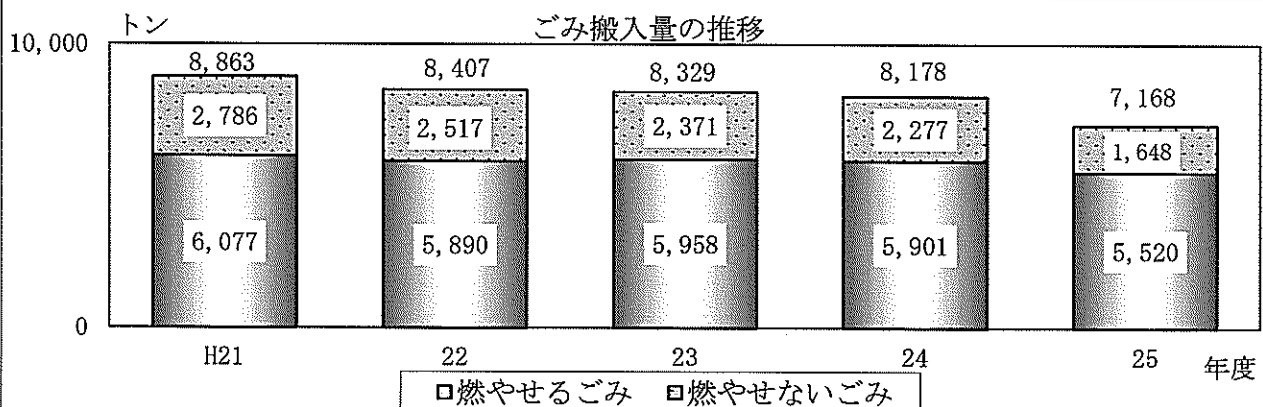
過剰包装の自粛や使い切り・食べきりなどの、商品の生産、流通、消費の各段階において、市民、企業、行政が適正な役割分担と連携により、ごみの発生抑制やリサイクル等により減量化に向けての取り組みをさらに推進し、環境にやさしい循環型社会の形成を図ることが必要です。

#### 3 し尿処理場の適正管理

し尿の広域処理の開始に伴い、市内のし尿処理場は平成27年6月末で廃止となりましたが、廃止後も施設を適正に管理していくことが必要です。

#### 関連する個別計画

- ・美唄市環境基本計画 H23-32
- ・一般廃棄物処理基本計画 H23-32
- ・第7期美唄市分別収集計画 H28-30



## 施策の方向

### 1 ごみの適正処理

ごみの分別排出の徹底により、適正分別率の向上を図り、ごみの発生抑制と資源化できるごみの適正な排出を促進していくとともに、生ごみの堆肥化施設やリサイクルセンターの適切な管理により資源循環型社会を推進していくほか、不法投棄防止に向けた啓発活動を推進していきます。

また、燃やせるごみについても、広域による中間処理施設により、適正な処理を行います。

### 2 ごみの減量と資源リサイクル

サンアール推進員などと連携した啓発活動等を通じ、ごみの減量化等に対する市民意識の高揚を図るとともに、生産、流通、消費の各段階でのごみの発生抑制や排出されたごみの減量化・リサイクルの推進により、「ごみゼロ」に向けた環境について、学習会や情報交換などの取り組みを進めます。

### 3 し尿の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については、奈井江浄化センターにおける広域処理を適正に行っています。

## 目指す姿

ごみの発生が抑えられ、  
環境に与える負荷が軽減されています

ごみの発生・排出を少なくし、資源の積極的なリサイクルを進めることにより、環境に与える負荷を軽減する資源循環型社会に向かっていきます。

また、環境教育が行われ、ごみの適正排出についての理解が深まっています。

まちづくり  
成果指標

#### 14 ごみの適正分別率

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

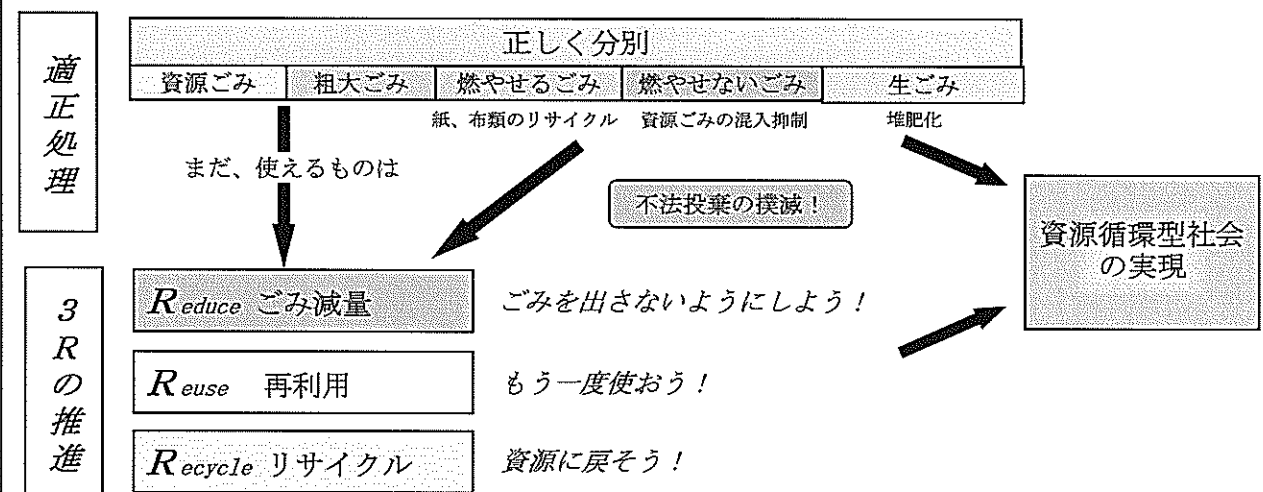
78.5% → 90.0%

<指標の説明>

ごみの適正な排出に関する意識の向上と実践度を見る指標で、ごみの合計量に占める適切に分別されたごみの量の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名            | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                  |
|-------|----------------|----------|----------|------------------------|
| 29    | 市民1人当たり年間ごみ排出量 | 0.34t    | 0.30t    | ごみ排出量が減少しているかを測る指標です。  |
| 30    | ごみ不法投棄件数       | 201件     | 0件       | ごみが適正に処理されているかを見る指標です。 |
| 31    | リサイクル率         | 18.9%    | 28.0%    | ごみのリサイクルの状況を見る指標です。    |

#### <ごみの減量とリサイクルの推進の方向>



## 第3楽章 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

### [5] うるおいづくり

#### (15) 都市基盤整備

##### 現 状

##### 1 土地利用と道路交通網などの整備

市街地（用途地域内）で住宅地や工業地など多くの未利用地が残されており、平成25年度末で道路舗装率が全国平均（77.8%）と比較して52.9%と遅れています。橋りょうの架け換え、道路施設の整備及び街路灯のLED化を順次進めています。

幹線である国道12号については、進徳町から峰延町までの4車線化が進んでいます。

##### 2 公営住宅

老朽化した市営住宅については、建替事業や、公営住宅長寿命化計画により、効率的な維持管理や有効活用に取り組んでいます。

##### 3 上下水道

下水道における汚水整備は、事業計画区域内における未整備地区の整備を進めています。

また、雨水整備については、旭通の整備を平成27年度から進めています。

下水道普及率については、平成25年度末で75.2%となっています。

上水道については、耐用年数が経過した配水管や漏水が多い老朽配水管の改良及び浄水場施設の整備を行っています。

桂沢浄水場更新事業を進めるとともに、水道事業統合に向けた検討を行っています。

##### 課 題

##### 1 土地利用と道路交通網などの整備

機能的な都市の実現に向けては、市街地における未利用地の活用促進や中心市街地の活性化、主要幹線道路等の整備、橋りょうの長寿命化を図るため計画的な修繕及び架け換え、道路ストック\*の点検、国道12号の4車線化及び道道美唄富良野線の早期完成などのほか、公共施設への案内板の整備や除排雪の満足度の向上などが課題となっています。

##### 2 公営住宅

バリアフリーや省エネルギー化など、多様化する居住者のニーズに対応した市営住宅の整備、老朽化の進行に応じて修繕や建替え・用途廃止などを計画的に行い、市営住宅のストックを適切に維持管理する必要があります。

##### 3 上下水道

汚水整備については、未整備地域の整備を進め、普及率の向上を図る必要があります。

また、雨水整備については、今後の市街地の浸水状況などを鑑みながら、未整備地域を検討していくことが必要であります。

上水道については、有収率向上に向けた老朽配水管の改良を行うほか、桂沢水道企業団における構成3市の水道事業統合に関する整理が課題となっています。

##### 関連する個別計画

- ・美唄市都市計画マスタープランH13-32
- ・美唄市橋梁長寿命化修繕計画H26-35
- ・美唄市総合交通体系基本計画H17-
- ・美唄市公共サイン基本計画H16-
- ・美唄市住生活基本計画H28-32
- ・美唄市公営住宅長寿命化計画H23-32
- ・美唄市耐震改修促進計画H23-
- ・美唄市優良田園住宅の建設の促進に関する基本計画H16-
- ・美唄市流域関連公共下水道事業計画S54-H33

##### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・国道12号4車線化（峰延道路）
- ・主要道道美唄富良野線整備
- ・旭通整備

用語解説 \*道路ストック：これまで整備を行ってきた、道路の舗装、道路橋、道路付属物（照明、標識）土工構造物（擁壁、法面など）の道路構造物。

## 施策の方向

### 1 土地利用と道路交通網などの整備

人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けて、現在の市街地を基本とした用途地域の見直しを行うなど、秩序ある都市空間づくりを進めます。

道路整備を継続するとともに、橋りょうの計画的な改修、道路ストックの点検を行い道路利用者の安全確保に努めるほか、国道12号の4車線化及び道道美唄富良野線の早期完成に向けた要望を継続して行います。

道路の除排雪については、広域ブロック化に基づいた効率的な除排雪を行い、冬期の安全な生活と交通を確保します。また、景観に配慮した公共サインの整備を進めます。

### 2 公営住宅

人口減少・高齢化の影響やコンパクトなまちづくりの方向性に対応した住環境づくり、居住環境の向上を進めながら、公営住宅の計画的な更新と整備を進めていく必要があることから、美唄市住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後予定している建替えや集約について需要把握による適正な供給戸数の検討による再編を進めるとともに、既存の公営住宅の適切な維持管理、耐久性の向上、日常的な点検による計画的な修繕などの予防保全に努めてまいります。

### 3 上下水道

下水道については、美唄市流域関連公共下水道事業計画に合わせ、事業計画区域内の未整備地区を計画的に整備を進め、普及率の向上を図ります。

上水道については、公営企業として企業経営の安定性や水道事業の効率化を図ることを目的に桂沢水道企業団と構成3三市による水道事業統合に向けた検討を行うとともに、水道施設や水質管理を徹底し、安全で安定した水道水の供給を図ります。

## 目指す姿

### 機能的な都市基盤が整っています

道路や下水道など、市民生活を送る上で必要な都市基盤が整い、機能的な都市環境ができています。  
環境へ配慮、安全で安心して住めるまちづくり、中心市街地の高齢者等が安心して入居できる住宅の供給、快適でゆとりある居住環境ができます。

まちづくり成果指標

#### 15 都市機能の満足度

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

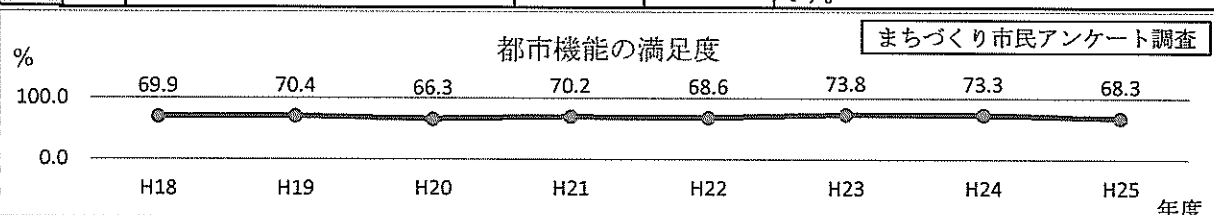
68.3%

現状値より高めます

<指標の説明>

都市基盤整備の成果をJR美唄駅を中心とした都市機能に対する満足度から見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で満足と回答した市民の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名       | 現状値(H25) | 目標値(H32)  | 指標の説明                                    |
|-------|-----------|----------|-----------|------------------------------------------|
| 32    | 道路舗装率     | 52.9%    | 57.5%     | 道路整備の状況を舗装率から見る指標です。                     |
| 33    | 道路除排雪の満足度 | 53.6%    | 現状値より高めます | 道路除排雪に関する成果としての市民満足度を測る指標です。             |
| 34    | 下水道普及率    | 75.2%    | 87.5%     | 生活基盤整備の達成度を、計画的に整備を進めている下水道の普及率から見る指標です。 |



## 第3楽章 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

### (16) 景観・緑づくり

#### 現 状

#### 1 景観づくり

市内の公園としては、桜の名所となっている東明公園のほか、中央公園などの近隣公園、住宅地にある街区公園、ウォーキングなどに利用されている都市緑地の遊縁通りなどのほか、芸術作品と自然の緑とが融合した独自の風景などがあるアルテピアッツァ美唄があり、市内外からの来訪者に楽しまれています。

また、市民と市との協働による公園等でのボランティア活動や花木の植栽活動が実施されているほか公園長寿命化計画による公園施設の更新及び施設点検による修繕等を行っております。

#### 2 森林の保全と活用

森林はCO<sub>2</sub>の吸収源であるほか、水源の涵養など多面的な機能を持っており、環境の変化に大きく影響を受けます。環境への影響、生物多様性の損失が問題視される今、その維持は重要であり市有林の保育管理を行うとともに、民間所有の森林整備支援に努めています。

また、我路公園や炭鉱メモリアル森林公園などは、キャンプ場と隣接した憩いの場や炭鉱遺産を学ぶ場などとして活用が図られています。

#### 課 題

#### 1 景観づくり

公園利用者の安全性の確保と遊具など公園施設の長寿命化を図るため、点検に基づき計画的な修繕や更新及び様々な利用者の形態を考慮した遊具などの設置が必要となっています。

都市的景観と農村景観など、それぞれを生かしながら、相互に結びつけて、これらを有効に活用していくため、都市公園や都市緑地に関する緑の基本計画の策定や都市計画道路の整備による都市景観の創出などが必要となっており、これらの景観づくりにおける市民との協働の方法を検討していかなければなりません。

#### 2 森林の保全と活用

森林の効果や多面的機能に対する役割を広く市民に理解を深め、市有林をはじめとする森林の適正な保全管理を進める必要があります。

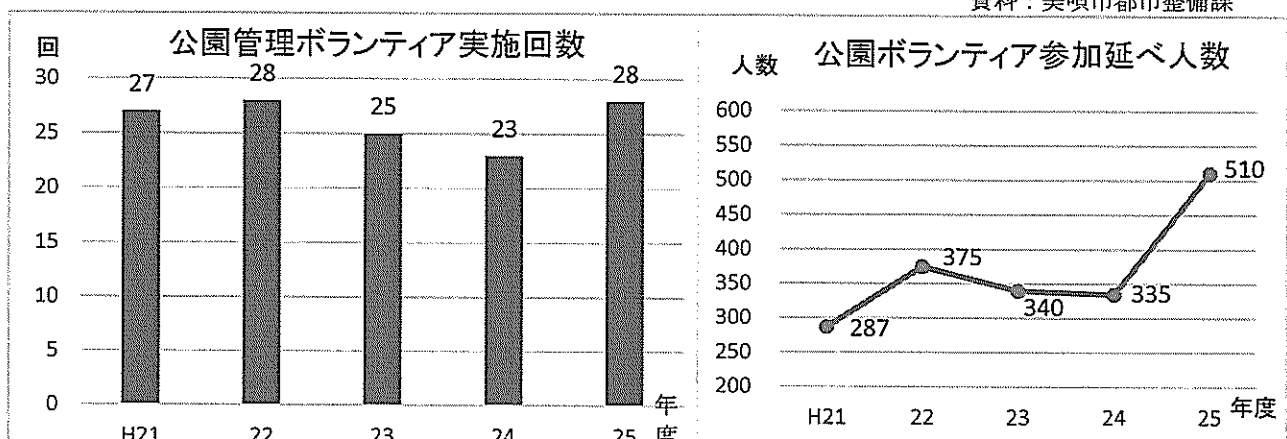
#### 関連する個別計画

- ・美唄市環境基本計画 H23-32
- ・美唄市都市計画マスタープラン H13-32
- ・第7期美唄市地域緑化推進計画 H23-32
- ・美唄市森林整備計画 H25-35
- ・特定間伐等促進計画 H25-32
- ・美唄市公園施設長寿命化計画 H25-34

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・東明公園の樹木管理に関するボランティア活動

資料：美唄市都市整備課



## 施策の方向

### 1 景観づくり

公園を適切に維持管理するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新や高齢者など様々な年齢層が利用できる施設の整備及び施設点検による修繕等を行うとともに、緑の基本計画を策定し、市民と市との協働で花木の植栽などの景観の向上や緑づくりに向けた活動を広げていきます。

また、今ある優れた景観を掘り起こす「美唄百景」の取り組みを継続するとともに、都市景観、農村景観、自然環境、歴史的環境の保全や活用及び発信方法などについて、検討していきます。

### 2 森林の保全と活用

森林の効果や多面的機能を理解してもらうため、市民が森林を体験し身近に感じる機会の充実を図ってまいります。

また、私有林の伐採後の植林活動を北海道と共に支援し、適正な保全管理を行うことで森林面積の維持に努めます。

地球温暖化防止に向けた取り組みについては、個人や団体による環境貢献活動の必要性を唱え、美唄市森林整備計画に基づく森林の保全と植樹の推進に努めます。

## 目指す姿

### 景観づくりの活動が広がっています

花や緑にあふれたうるおいのある景観を楽しむことができるように、市民との協働で景観づくりが進んでいます。

まちづくり  
成果指標

### 16 公園管理ボランティア実施回数

<現状値(H25)> <目標値(H32)>

28回

現状値より増やします

<指標の説明>

市民と協働で景観づくりの実践状況を見る指標で、町内会等で実施される公園や緑地でのボランティアの回数で測ります。

| 指標<br>No. | 指標名       | 現状値<br>(H25) | 目標値<br>(H32) | 指標の説明                       |
|-----------|-----------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 35        | 公園・緑地の利用率 | 44.4%        | 現状値より増やします   | 公園・緑地の適正管理の状況を、利用率から見る指標です。 |
| 36        | 森林面積      | 12,266ha     | 12,266ha     | 森林面積が維持されている状況を見る指標です。      |
| 37        | 除伐・間伐面積   | 22ha         | 26ha         | 森林を適正に生育するために実施する事業量です。     |

### 美唄市の主な街路樹等

- ・イチョウ（市道中央通など）
- ・プラタナス（市道新川通など）
- ・トチノキ（市道昭通通など）
- ・イヌエンジュ（市道あかしあ通など）
- ・シラカンバ（道道月形峰延線など（防風林））

### 美唄市の銘木

- ・ケヤキ（光珠内中央・塚本氏宅）
- ・イチイ（空知神社）
- ・フジ（進徳町・藤観光）
- ・ケヤキ（峰延町本町・行順寺）
- ・シダレヤナギ（南美唄町・南美唄生活館跡地）  
（昭和45年・62年美唄市緑化推進委員会選定）



ケヤキ（光珠内中央・塚本氏宅）

## 第4楽章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### [6] 健康づくり

#### (17) 保健

##### 現 状

#### 1 ライフステージに応じた健康づくり

市民が健康な生活を送ることができるよう、各ライフステージで生じやすい健康や生活の潜在化している問題を把握し、解決していくために、健診や家庭訪問・健康相談を総合的にを行い、きめ細かな支援を行っています。また、市民が自らの健康に関心を持ち、良好な食生活や運動習慣を身につけ、休息やストレスとも上手に付き合い、一人ひとりの健康や生活状況に応じた、こころとからだの健康づくりを進めることができるよう、必要な情報を提供しています。

#### 2 地域主体の健康づくり

小学校区単位で取り組んできた健康づくり組織（保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員）との協働による活動を広く周知しながら、地域ごとの課題に応じた食や運動、こころの健康づくりなどの取り組みを通じて、一人ひとりの健康づくりに結び付け、地域において継続的に活動をしています。

##### 課 題

#### 1 ライフステージに応じた健康づくり

社会環境や食生活の変化などにより、心身の健康を阻害する要因が増えています。また、本市の三大死因である「①がん」「②心疾患」「③脳血管疾患・肺炎」は、若年層からの生活習慣などが関与するため、生活習慣を改善し、心身の疾病を予防する「一次予防」が重要です。

健康で心豊かに生活できるための支援として、安心して子どもを産み育てるための母子保健対策（乳幼児健康診査や健康相談など）、特定健康診査・保健指導、各種がん検診、各種健康教室・相談など、保健対策の充実が求められています。

#### 2 地域主体の健康づくり

市民一人ひとりが心身の状況に合わせて、健康を意識した生活習慣が身につけ、地域において、より積極的な健康づくりが行われるなど、市民が主役となって健康の意識を互いに高めあえることが求められています。

##### 健康づくり推進委員会などからの意見・要望

- ・健康づくりについては、健診や健康づくりの取り組みは良く周知されていますが、市民の健康への関心を更に高めていくこと。また、高齢化が進む中で、介護予防に取り組むべきと意見があります。
- ・受動喫煙防止対策条例の早期制定の要望があります。

|                  |                                                                                                                                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関連する個別計画         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・びばいヘルシライフ21 第2期（H25～H34）</li> <li>・美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）（H27～H29）</li> <li>・美唄市食育推進計画（H27～H32）</li> <li>・美唄市特定健康診査等実施計画（H25～H29）</li> </ul> |
| 関連する国、道、民間の事業や動き | 健康増進法、地域保健法、予防接種法、感染症法、母子保健法、食育基本法、高齢者医療確保法、精神保健福祉法、がん対策基本法、肝炎対策基本法、介護保険法、健康日本21（第2次）、すこやか北海道21、南空知健康プラン21（第2次）                                                                          |

## 施策の方向

### 1 ライフステージに応じた健康づくり

ライフステージに応じた健康な生活を送ることができるよう、各ライフステージに生じやすい健康や生活の問題を解決していくために、乳幼児期からの生活習慣病予防に視点を置いた食生活や運動などのよりよい生活習慣の定着を図ります。

健康診査やがん検診などの推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化を予防するほか、加齢に伴う体調の変化に応じた介護予防について家庭訪問・健康相談を総合的に行い、きめ細かな支援を継続します。

### 2 地域主体の健康づくり

市内で生産される農作物や食文化を生かした食の健康づくり、豊かな環境を生かした運動の取り組み、人と人とのつながりを生かしたこころの健康づくりを地域と協働で実施します。

また、小学校区を基盤に、高齢になっても住み慣れた地域で生活できることを目的とした集いや、子どもがこころ豊かに育つ地域づくりをめざした世代間交流事業を健康づくり組織、市民組織（主任児童委員・すきやき隊等）と協働で実施します。このような市民が主役となって健康の意識を高め、支え合えるよう地域主体の健康づくりを引き続き支援します。

## 目指す姿

市民主体の健康づくりが行われています

市民一人ひとりが心身の状態に合わせて、安心してこころ豊かな生活を送ることができるよう、健康を意識した生活習慣が身についています。

また、地域全体による積極的な健康づくりが行われるなど、市民が主体となって、健康の意識を高めあえる健康なまちになっています。

まちづくり成果指標

17 自分が健康だと思う市民の割合

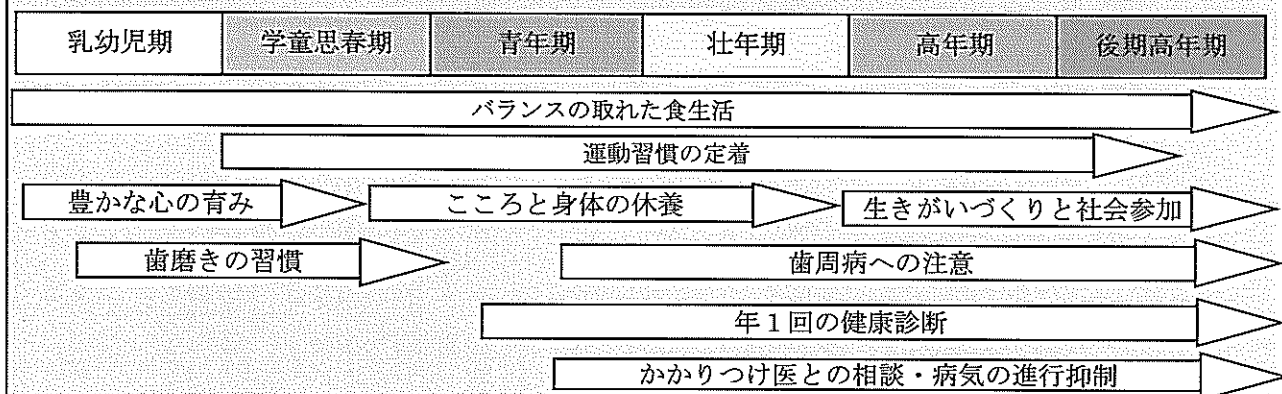
| <現状値 (H25)> | <目標値 (H32)> |
|-------------|-------------|
| 64.8%       | 70.0%       |

<指標の説明>

健康づくりの取り組みにより自分が健康だと思う市民がどの程度いるかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で健康と思うと回答した市民の割合で測ります。

| 指標 No. | 指標名                       | 現状値 (H25)               | 目標値 (H32) | 指標の説明                                                                                                     |
|--------|---------------------------|-------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38     | 健康づくりを行っている市民の割合          | 62.6%                   | 75.0%     | 健康への関心が高まり、健康づくりを実践している市民の割合をみる指標です。                                                                      |
| 39     | 1年間で健診を受診した割合             | 72.7%                   | 75.0%     | 健康管理に対する意識の高まりを定期的に健診を受けている市民の割合からみる指標です。                                                                 |
| 40     | 地域が主体となって健康づくりに取り組んでいる活動数 | 937回                    | 950回      | 地域が主体または市と協働で健康づくりに取り組んでいるかをみる指標です。                                                                       |
| 41     | 喫煙している成人市民の割合             | 現状値なし (H28の市民アンケートより実施) | —         | 成人が習慣的に喫煙しているかを見る指標です。(推移を見る指標なので、目標値を設定しません。)<br>参考：喫煙率 全国平均 21.6%<br>北海道平均 27.7%<br>(2013年度 国民生活基礎調査より) |

### ライフステージに応じた健康づくり





## 第4楽章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### (18) 地域医療

#### 現 状

#### 1 地域医療体制

地域偏在による医師、看護師不足など厳しい医療環境が続くなか、人工透析治療や救急窓口の体制など医療提供体制の確保に努めていますが、近年、地域医療の疲弊や機能が低下しています。

このため、総合診療医の確保に努めるほか、医療と介護の専門職によるネットワーク組織を設立し、多職種が顔の見える関係を築くとともに在宅医療と介護連携の推進に向け取り組んでいます。

また、地域医療に関する理解を深めていただくため市民講演会などを開催しています。

#### 2 市立美唄病院

現行診療体制を維持するため、医師の確保をはじめ近隣医療機関等との連携を図っています。

また、「市立美唄病院改革プラン」及び「市立美唄病院経営健全化計画」が平成27年を最終年度としていることから、計画達成に努めるとともに、国の「新公立病院改革ガイドライン」に基づいた新改革プランを策定することとしています。

#### 課 題

#### 1 地域医療体制

市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療機関相互の連携をはじめ在宅医療の充実強化など持続可能な医療提供体制を構築するとともに、少子高齢社会に対応した保健、福祉、介護との包括的な連携システムの構築が求められます。

#### 2 市立美唄病院

診療体制の維持、充実を図るために医師をはじめとする医療従事者の確保や施設の老朽化、耐震強度の対応などが課題となっています。また、美唄市地域医療再構築プランの実現に向け、施設の規模・機能の再編のための検討を進める必要があります。

#### 地域医療再構築プランに対するパブリックコメントや地域説明会での意見（主なもの）

- ・医師、看護師については、よい人材を確保してほしい。
- ・保健、医療、福祉の一体的連携を図る地域包括の体制づくりを進めてほしい。
- ・美唄でも総合診療医を養成できればよい。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関連する個別計画         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・美唄市地域医療提供体制ビジョン H24</li> <li>・美唄市地域医療再構築プラン H25～29</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 関連する国、道、民間の事業や動き | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 H26年6月成立 医療法はH26年10月以降、介護保険法はH27年4月以降施行</li> <li>・地域医療構想策定ガイドライン 平成27年3月31日厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対し通知</li> <li>・新公立病院改革ガイドライン 平成27年3月31日総務省自治財政局長より各都道府県知事に対し通知</li> </ul> |

## 施策の方向

### 1 地域医療体制

市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、美咲市地域医療再構築プランに基づき、少子高齢社会に対応した保健・福祉・介護との包括的な連携システムの構築に向けた取り組みを進めるとともに、北海道が策定する地域医療構想との整合性を図りながら、医療と保健福祉の総合的な施設整備に向けた取り組みを進めます。

また、救急医療については、地元医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保していきます。

### 2 市立美咲病院

美咲市地域医療再構築プランによる連携基幹病院として、保健・福祉・介護との連携を図り、在宅医療や予防医療に取り組むとともに、信頼される病院づくりを目指して、優れた人材の確保と研修などによる育成に努めるなど運営体制の充実を図っていきます。

また、経営の安定化を進めるとともに、施設の規模・機能を再編し、老朽化施設の建て替え整備を進めます。

## 目指す姿

医療と保健、福祉、介護との  
連携ができています

市民が住み慣れた地域で安心して生活できる医療が受けられるとともに、保健、福祉、介護との連携体制ができています。

まちづくり成果指標

18 人口10万人当たり医師数

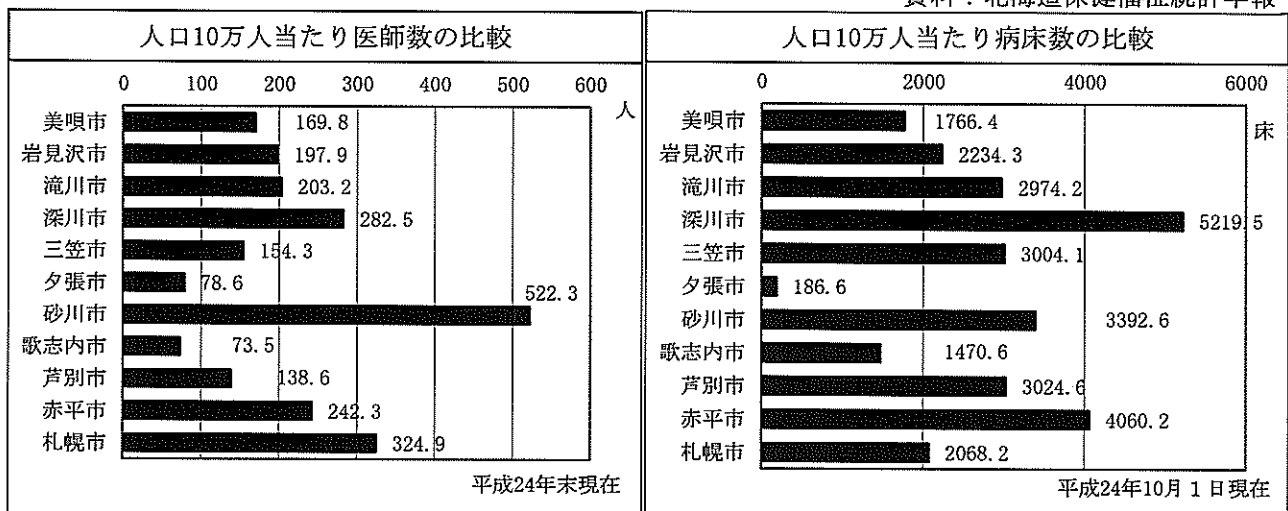
<現状値(H24)> 169.8人  
(実数42人) → <目標値(H32)> —

<指標の説明>

市内の医師数を他市町村と比較するため、人口10万人当たりに換算した指標で、北海道保健統計年報による市内医師数で確認します。(推移を見る指標なので、目標値は設定しません。)

| 指標No. | 指標名          | 現状値(H25)      | 目標値(H32) | 指標の説明                                                     |
|-------|--------------|---------------|----------|-----------------------------------------------------------|
| 42    | 人口10万人当たり病床数 | (H24) 1766.4床 | —        | 市内の病床数を他市町村と比較するため人口10万人換算した指標です。(推移を見る指標なので、目標値は設定しません。) |
| 43    | 市立美咲病院病床利用率  | 70.3%         | 73.0%    | 病床の稼働率を示す指標で、ガイドラインでは過去3年間70%未満は病床数の見直し求められる。             |
| 44    | 市立美咲病院経常収支比率 | 97.5%         | 107.0%   | 経常収益と経常費用を対比したものであり、100%以上が望ましい。                          |

資料：北海道保健福祉統計年報



## 第4楽章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### 〔7〕福祉のまちづくり

#### (19) 障がい者福祉

##### 現 状

#### 1 障がい者福祉サービス

平成25年4月に「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき「障害者総合支援法」が施行され共生社会の実現のため、「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう各年度の数値目標及びサービス需要を見込み、サービス体制の確保・推進のため取り組んでいます。

市の総人口は減少しているものの、障がい者総数は微増傾向にあり、特に精神障がい者については、平成21年度は、186人に対し平成25年度では、234人で21%の増加となっています。

#### 2 障がい者の地域での生活

災害時や非常時に在宅で生活している高齢者や障がい者が地域のどこで生活しているかを把握し、安否確認や支援活動など適切な対応を迅速に行うため、高齢者・障がい者要援護マップを作成しています。

また、要援護者マップ作成に係るアンケート調査(同意分)のデータについては、日常的声かけや見守り活動など民生児童委員の日常生活活動にも利用されています。

平成24年度より、障がい者一人ひとりの総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討される「サービス等利用計画」を作成し、あわせて、市内相談支援事業所の体制も充実されました。

このため相談先がわからないといった些細な困りごとに対しても対応できるようになったことから、障がい者が地域での生活を送る上での困難性は低下してきていると思われます。

##### 課 題

#### 1 障がい者福祉サービス

障がい者の高齢化が進み障害支援区分が重度化していくため、在宅サービスの充実や、さまざまな障がい特性の理解を深めるための、啓蒙・啓発活動を継続して進める必要があります。

#### 2 障がい者の地域での生活

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡後」を見据えた相談・支援体制の充実が求められています。

#### 美唄市障がい者地域自立支援協議会らの提案

災害時の帰宅困難者に対する対応についても検討をしてほしい(就労支援事業者)

#### 関連する個別計画

- ・びばいヘルシーライフ21 H25-34
- ・美唄市障がい者プラン H27-29

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・障害者虐待防止法 H24年施行
- ・障害者総合支援法 H25年施行
- ・障害者優先調達法 H25年施行

## 施策の方向

### 1 障がい者福祉サービス

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう様々な支援を切れ目なく提供するため、事業者との連携を強化しサービス利用計画の作成やモニタリングを行い、充実したサービス提供体制の構築を継続して進めます。

### 2 障がい者の地域での生活

障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを推進するため、緊急時の相談や親元からの自立など、障がい者やその家族からの相談の体制を強化するとともに、福祉サービスの利用や一人暮らしなど体験の機会や場を提供するなど、地域の事業者が機能分担をして支援体制を確立してまいります。

## 目指す姿

障がい者が暮らしやすい  
環境になっています

福祉サービスの充実が図られるとともに障がい者やその家族も役割を担いながら、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようになります。

まちづくり  
成果指標

19 地域で生活できている  
障がい者の割合

<現状値 (H25)>

96.2%

<目標値 (H32)>

96.7%

<指標の説明>

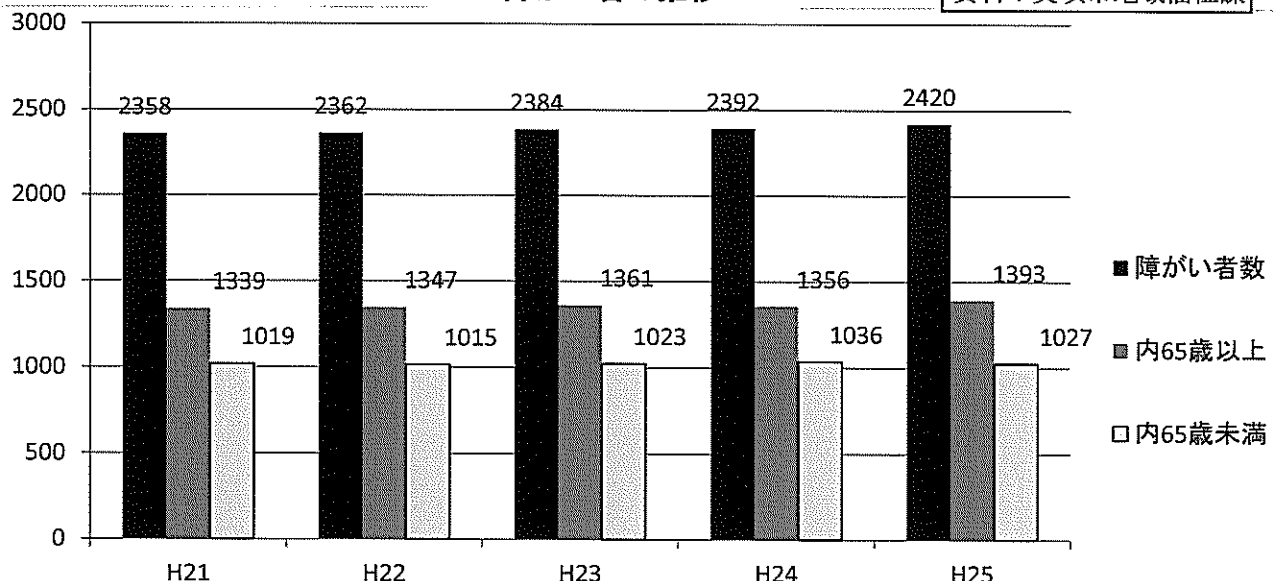
障がい者の自立に向けた取組みの成果を地域で生活できている障がい者の割合で見る指標で、障がい者の総数に対する施設入所していない障がい者の割合で測ります。

| 指標<br>No. | 指標名            | 現状値<br>(H25) | 目標値<br>(H32) | 指標の説明                              |
|-----------|----------------|--------------|--------------|------------------------------------|
| 45        | 入所待機障がい者数      | 4人           | 0人           | 待機者の増減により、施設配置の充実度を図る指標です。         |
| 46        | サービス等利用計画の作成件数 | 130件         | 200人         | 地域生活等を支えるサービスの充実度を計画件数の推移から見る指標です。 |

人

## 障がい者の推移

資料：美咲市地域福祉課



## 第4楽章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

### (20) 高齢者福祉

#### 現 状

#### 1 高齢者の総合的な生活支援

平成21年度に17%だった要支援・要介護認定率は平成26年度では18.6%となっており、要支援・要介護者は年々増加しています。転倒予防のための「貯筋体操」をはじめとする介護予防事業を実施したほか、高齢者が地域で安心して生活できるよう虐待防止や権利擁護に取り組むとともに、介護サービス等の適切な利用を進めています。また、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症カフェを開設し、認知症に対する情報発信や介護者への支援などを行っています。

#### 2 生きがいつくり

平成26年度は老人クラブが44団体、2,534名の会員数で、シルバー人材センターは225名の会員数です。ボランティア活動や健康づくりの他、これまでの経験や知識・技能を活かした役割や仕事を行うことにより、社会参加を通して、より良い老後を送る工夫を行っています。

#### 3 社会保障制度の運用

介護保険制度や後期高齢者医療制度などは、高齢社会を支える制度であることから、制度の周知啓発に努めるとともに制度の円滑な運営を進めています。

#### 課 題

#### 1 高齢者の総合的な生活支援

美唄市では平成32年には高齢者数がピークとなり、高齢化率も42%とほぼ2人に1人が高齢者となると推測されています。一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加により日常的な見守りや支援が必要な方が増えてくることが予想される中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域包括ケアの視点に立った総合的な支援を検討するとともに、高齢者自身も支援者となり、地域全体で日常的な見守りや生活支援ができる体制づくりに取り組むことが重要です。

#### 2 生きがいつくり

高齢者が元気で生活するためには生きがいを持つことが大切であることから、これまで培ってきた経験と知識を活かした生きがいつくりとしての社会参加を促進し、環境整備を進める必要があります。

#### 3 社会保障制度の運用

介護保険制度など、急激な高齢化に対応するため、継続可能な制度とすべく制度改正が進められていることから、利用者が安心して利用できるような十分な周知と運用が必要です。

#### 民間との見守り活動協定

- ・生活協同組合コープさっぽろ
- ・㈱セブン-イレブン・ジャパン

#### 関連する個別計画

- ・美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期） H27-29
- ・美唄市地域福祉計画 H26-30 ・びばいヘルシーライフ21 H25-34

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（第6期） H27-29

## 施策の方向

### 1 高齢者の総合的な生活支援

高齢者が元気なうちから介護予防に取り組み自立した生活が続けられるよう支援します。また、今後増加が見込まれる認知症高齢者への対応を進めるとともに、支援や介護を必要とする状態になっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、保健、医療、福祉関係者が連携して各種サービスの提供を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制を進めます。

### 2 生きがいつくり

老人クラブ活動や高齢者の雇用の場としてのシルバー人材センターの活動など高齢者の経験や知識、技能を地域社会で活かすことができるよう活動を支援するとともに、生涯学習や生涯スポーツなどの多様な社会活動への参加を促進します。

### 3 社会保障制度の運用

各種の社会保険制度については、少子高齢化が進み医療費が増え続けていく中、高齢者の方が安心して医療を受けられるための後期高齢者医療制度や介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できる介護保険制度など、利用者が安心できるような制度運営を進めます。

## 目指す姿

高齢者が持てる力を発揮し、  
いきいきと暮らしています

高齢者は健康寿命の延伸に努め、高齢者自身も見守りや生活支援などの支援者となり、地域の中で互いに協力しあい、生きがいを持ち、楽しく生活できています。

#### 20 自立高齢者率

| <現状値 (H25)> | <目標値 (H32)> |
|-------------|-------------|
| 81.3%       | 82.0%       |

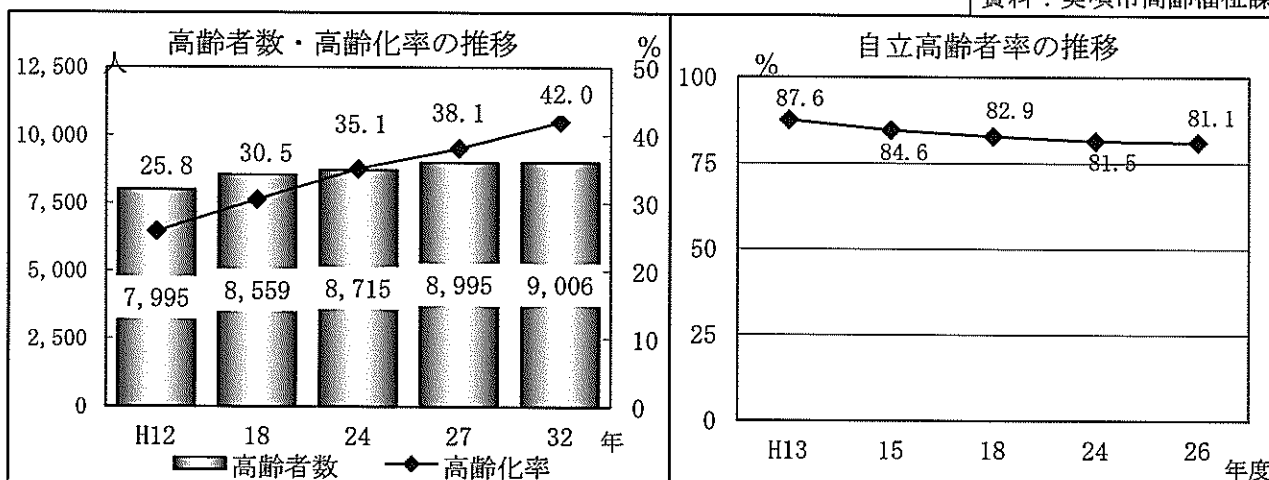
まちづくり成果指標

#### <指標の説明>

保健や介護予防の取組みにより要介護者がどの程度抑えられているかを見る指標で、高齢者の総数に対する介護や支援を必要としない高齢者の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名              | 現状値 (H25) | 目標値 (H32) | 指標の説明                           |
|-------|------------------|-----------|-----------|---------------------------------|
| 47    | 生きがいを持っている高齢者の割合 | 77.3%     | 78.0%     | 生きがいをもって暮らしている高齢者の達成度を測る指標です。   |
| 48    | シルバー人材センター会員数    | 225       | 245       | 社会参加の状況をシルバー人材センター登録者数から見る指標です。 |

資料：美唄市高齢福祉課



## 第5楽章 安全で安心して住めるまちづくり

### 〔8〕安全づくり

#### (21) 防災・防犯・交通安全

##### 現 状

##### 1 防災

自主防災組織は、平成26年度末で19団体あり、防災意識の普及や防災訓練を実施して、地域の防災力向上に努めていますが、組織率は低い状況にあります。しかしながら、企業や社会福祉協議会、PTAなどの各団体が防災訓練を行うなど、地震や豪雨などの大規模災害の発生に備え、消防や警察等の救助活動（公助）ではなく、地域の住民自らが、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減を図るための活動（自助・共助）が増えています。

洪水等による災害発生の防止については、国では石狩川の本・支流の河川整備が進められ、北海道及び市の河川については、補修や草刈りなどの適正な維持管理を行っています。

##### 2 防犯

市では警察や防犯協会、暴力追放運動推進協議会などの関係団体と連携を図りながら、防犯活動を行っています。近年、現金を路上で直接受け渡すなどの受け渡し詐欺や振り込め詐欺等の犯罪は、悪質化、巧妙化しており、高齢者の被害が懸念されています。

市内の刑法犯認知件数は、平成21年には152件ありましたが、平成22年から減少し、平成23年には107件となったものの、再び平成24年は127件、平成25年は148件と増加傾向にあります。

##### 3 交通安全

交通事故防止について、交通安全3ゼロ運動推進協議会や各関係団体と連携を図りながら、交通安全運動期間における早期啓発や夕方から夜間にかけてのパトライト作戦などを実施し、市民及び市内を通過する車両などに交通安全の啓発を行っています。他市においては飲酒運転による重大な事故が発生しています。

本市の交通事故発生件数については、平成24年には55件、平成25年には31件と大きく減少したものの、死者数については1人と平成24年と同数となっています。

##### 課 題

##### 1 防災

防災意識の啓発とともに自主防災組織の拡大による地域の防災力の向上や建築物の耐震化、洪水等の被害防止のための河川整備など、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

##### 2 防犯

防犯に関する情報提供や地域での自主的な防犯活動を広げ、犯罪のないまちづくりを進めることが課題となっています。

##### 3 交通安全

交通安全意識の高揚を図り、高齢者の事故防止やスピードダウンによる安全運転、飲酒運転の防止など、市民全体に交通事故のないまちを目指した取り組みの広がりが必要です。

##### 関連する個別計画

- ・美唄市国民保護計画 H22-
- ・美唄市地域防災計画 H26-
- ・美唄市水防計画 H26-

##### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・石狩川水系石狩川（下流）河川整備計画

## 施策の方向

### 1 防災

総合的な防災体制の強化や耐震化への対応とともに、自主防災組織の組織化を進め、防災訓練の実施や防災意識の向上により、災害に強い安全で安心な地域づくりを進めます。

また、企業、各団体等とも連携を取りながら、住民自らが生命・財産を守る防災訓練についても支援を行います。

河川の洪水等については、被害を防止するため、国の河川整備の早期完成に向けた要望を継続するほか、市の管理する河川は草刈りなどの維持管理を適切に行います。

### 2 防犯

地域の防犯力を高めるうえで大きな役割を果たす自主防犯組織の設立を進め、防犯パトロールを地域的に広げるとともに、警察や防犯協会、暴力追放運動推進協議会と連携をとりながら、犯罪者等が近寄らないまちづくりを進めます。

### 3 交通安全

交通安全3ゼロ運動推進協議会と連携のうえ、幼稚園児や小学校低学年の生徒を対象とした「青空教室」や、小学校中学年を対象とした「自転車教室」、老人クラブを対象にした「高齢者交通安全教室」を開催し、交通事故の被害者となりやすい各世代に対して交通安全の重要性を伝えていきます。

また、安全運転、シートベルトの着用、飲酒運転の撲滅などに関して、重点的な啓発活動を実施するとともに、警察署と連携した交通事故防止に関する情報提供を行います。

## 目指す姿

安全、安心な地域体制が整備されます

地域が一体となって、防災活動や防犯活動、交通安全活動を行うことで、安全で安心な地域が実現しています。

まちづくり成果指標

#### 21 自主防災組織率

<現状値(H25)>

14.0%

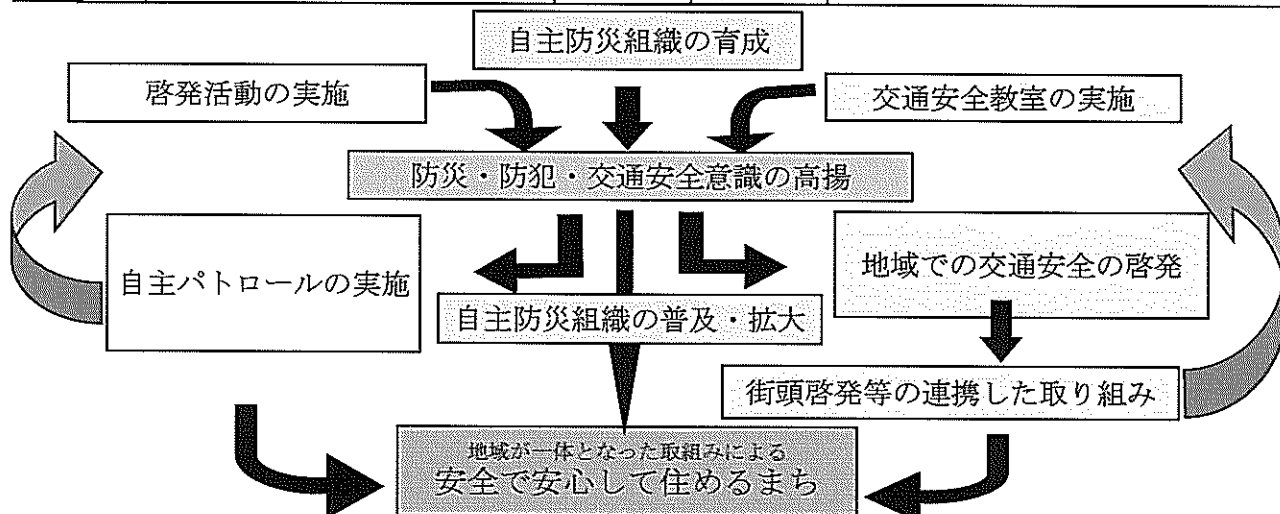
<目標値(H32)>

45.0%

<指標の説明>

自主的な防災活動の取組みがどの程度広がっているかを見る指標で、市内の世帯数に対する自主防災組織に加入している世帯数の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名        | 現状値(H25) | 目標値(H32)   | 指標の説明                                               |
|-------|------------|----------|------------|-----------------------------------------------------|
| 49    | 刑法犯認知件数    | 148件     | 現状値より減らします | 市内の犯罪発生状況を見る指標です。                                   |
| 50    | 年間交通事故発生件数 | 31件      | 現状値より減らします | 交通安全の取組みの成果を1月1日から12月31日までの美唄警察署管内の交通事故発生件数で見る指標です。 |





## 第5楽章 安全で安心して住めるまちづくり

## (22) 消防

## 現 状

## 1 火災予防

火災予防を進めるため、春・秋の火災予防運動期間中の立ち入り検査、事業所等の避難訓練や各種講習会の実施、市広報紙等による啓発活動を継続的にを行っています。

## 2 救急業務

年間の救急搬送は1,000件を超え、減る傾向になく、市内の医療機関では、重傷外傷や脳疾患及び急性冠症候群などの専門分野の治療等を行うことが出来ないため、市外の医療機関へ搬送する回数が増えています。

また、市民への応急手当の知識・技術の普及を図るため、市内各事業所・団体・町内会等の協力を得て、救急救命講習会を開催しています。

## 3 消防組織と装備

消防組織は、消防本部、消防署各1か所のほか、分遣所が2か所あり、消防団は団本部と9分団の編成となっています。

消防車両は、指揮車、査察車のほか、消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車、化学消防車、はしご車、小型動力ポンプ積載車、救助工作車、高規格救急自動車を有しています。

また、消防救急無線については、電波法に基づく周波数割当計画の改正等により、平成27年度にデジタル化を行いました。

## 課 題

## 1 火災予防

出火率の軽減を図るためには、継続して、火災予防に対する啓発を進め、市民と消防との協働によって防災意識が高まり火災の発生が抑制され、市民の生命及び財産の被害が軽減されることが求められています。

## 2 救急業務

静脈路確保のための輸液や一部薬剤の投与、気管内チューブ等による気道確保、心停止前の静脈路確保、血糖値の測定やブドウ糖の投与など、国が定める救急救命処置範囲が拡大されているため、これらに対応した的確かつ効果的な救急業務を実施しなければなりません。

## 3 消防組織と装備

消防組織は、社会情勢の様々な変化や消防需要に柔軟に対応するために、消防体制や組織の見直しなどの効率化が求められています。消防団員は、高齢化や成り手不足の傾向にあることから、地域が必要とする消防団活動を的確に見極めることが必要となります。

消防装備は、老朽化が著しく耐震性能が低い消防団庁舎や、更新時期を迎えている消防車両（10年～25年）や消火栓（40年以上）などの消防装備については、計画的に整備を進めていく必要があります。

## 火災原因別分類

単位＝件

| 原 因 別    | 計  | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| たばこ      | 8  | 2     | 2     | 2     | 1     | 1     |
| ごみ焼き等    | 2  | 0     | 1     | 0     | 0     | 1     |
| こんろ      | 5  | 0     | 3     | 1     | 0     | 1     |
| 火あそび     | 2  | 0     | 0     | 1     | 0     | 1     |
| ストーブ・風呂釜 | 6  | 1     | 0     | 2     | 0     | 3     |
| 溶接機・溶断機  | 1  | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 電気関係     | 16 | 3     | 5     | 3     | 1     | 4     |
| 放火・疑放火   | 6  | 2     | 0     | 1     | 0     | 3     |
| 不明       | 5  | 2     | 0     | 0     | 0     | 3     |
| その他      | 21 | 7     | 4     | 5     | 2     | 3     |
| 調査中      | 0  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 計        | 72 | 18    | 15    | 15    | 4     | 20    |

## 関連する個別計画

・美唄市地域防災計画 H24

## 関連する国、道、民間の事業や動き

・消防救急無線のデジタル化整備 H28年5月31日まで

## 施策の方向

### 1 火災予防

火災を防ぎ、火災による被害を軽減するため、幼年消防クラブや婦人防火クラブをはじめ、事業所や一般家庭などに対する広報や啓発活動などを行い、火災予防意識の向上に取り組めます。

### 2 救急業務

救急隊員の資質・技術の向上を図るとともに、医療機関との連携を強化し、迅速な救急搬送ができる体制づくりを進めます。

### 3 消防組織と装備

消防組織は、消防需要や社会情勢などを分析し、より効果的・効率的な消防の業務の体制づくりを進めます。また、消防団については、充実した組織体制と効果的で効率的な活動体制の構築を図り、消防隊と連携した実践的な訓練や研修を実施し、各種災害に対する知識と技術の向上を図ります。

消防分団庁舎は、防災拠点施設としての役割を勘案して、計画的な改築や改修を進めるとともに、各地域における適正な配置に努めます。消防車両・消火栓・消防装備等は更新の目安となる年限を基に、修理履歴などを勘案して計画的に更新を進めるとともに、最新の技術に目を向け、より効果的・効率的な装備、資機材、車両の導入に努めます。

## 目指す姿

市民の安全・安心を守る  
消防体制ができています

消防体制が維持され、火災予防の意識が普及し、救命処置を行う体制ができています。

まちづくり  
成果指標

#### 22 出火率

<現状値(H25)>

3.3%

<目標値(H32)>

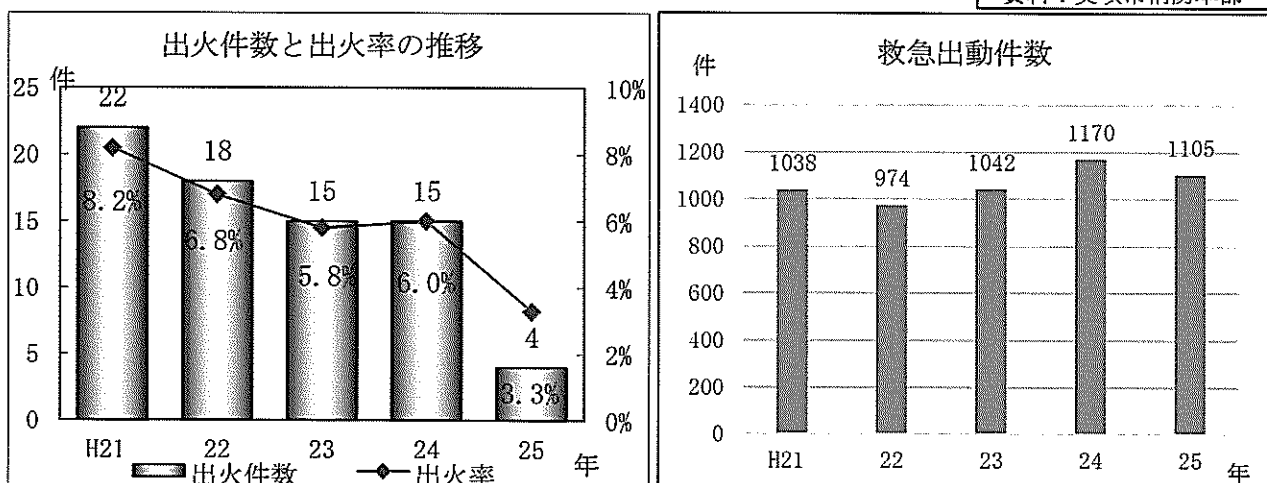
0.0%

<指標の説明>

火災予防の取組みにより、どの程度火災の発生が抑えられたかを見る指標で、年間の火災発生件数を人口1万人当たりで換算した割合で測ります。

| 関連指標 | 指標No. | 指標名         | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                        |
|------|-------|-------------|----------|----------|----------------------------------------------|
|      | 51    | 住宅用火災警報器設置率 | 86.8%    | 100.0%   | 火災防止のための家庭の対応状況を設置義務がある住宅用火災警報器の設置率で見える指標です。 |

資料：美咲市消防本部



※出火率＝1万人当たりの出火件数

## 第5楽章 安全で安心して住めるまちづくり

### 〔9〕安心づくり

#### (23) 消費者保護

##### 現 状

##### 1 消費者保護の体制

悪質な訪問販売や電話勧誘などが依然として後を絶たず、点検商法や利殖商法（儲け話）など、手口も巧妙かつ複雑になっています。

悪質業者は、商取引に不慣れな高齢者等をねらって詐欺的行為を重ね、多額の被害をもたらしています。

本市の消費者相談件数は、日々の報道や、消費生活センターの地道な相談活動の取り組みにより、平成16年度をピークとして減少傾向にあります。

##### 2 消費者情報の提供

悪質商法の事例などを各種イベント時やホームページ等を通じて紹介し、被害にあわないための注意喚起と啓発を継続していくとともに、「地域消費者被害防止ネットワーク」を活用し、悪質業者の発見・通報、消費者への情報提供などを行い、被害の未然防止に努めています。

また、新たな手口や法律上の知識が必要な事例に対応するため、法律相談窓口を設置しています。

##### 課 題

##### 1 消費者保護の体制

消費者を狙った犯罪は、手口が巧妙化・多様化してきており、インターネット等を使った匿名性・即時性により、犯罪対策が後手になるなど、防犯対策への取り組みを困難なものにしている背景があるため、相談体制や情報の提供・共有など、より一層迅速な対応が必要となっています。

##### 2 消費者情報提供の充実

悪徳商法等による被害を未然に防止するために、各種イベント時やホームページ、市広報紙による、周知徹底を図ることにより、消費者の知識習得と意識づくりが必要になっています。

##### 消費者基本法で定める「消費者の権利（基本理念）」

- 1 安全が確保されること
- 2 選択の機会が確保されること
- 3 必要な情報が提供されること
- 4 消費者教育の機会が確保されること
- 5 消費者の意見が消費者政策に反映されること
- 6 被害の救済が受けられること

消費者の自立

##### 消費者基本計画「5年間で取り組むべき施策の主な内容」

|               |                 |               |                                      |                                   |             |
|---------------|-----------------|---------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| ①消費者の<br>安全確保 | ②表示の充実<br>と信頼確保 | ③適正な取引<br>の実現 | ④消費者が主役<br>となって選択<br>・行動できる<br>社会の形成 | ⑤消費者の被害<br>救済、利益<br>保護の枠組み<br>の整備 | ⑥消費者行政の体制整備 |
|---------------|-----------------|---------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|

関連する国、道、  
民間の事業や動き

消費者安全法（平成26年6月公布）  
消費者庁・消費者委員会創設（平成21年9月）  
消費者基本計画（平成27年～平成31年度）

## 施策の方向

### 1 消費者保護体制の充実

複雑・多様化する市民からの相談に対して、幅広い情報の収集や専門的知識に基づく情報の提供と、適切な解決策の提示を行う事ができるよう、相談員を各種研修へ派遣するなど、相談員のスキルアップを図るとともに、消費者協会などの関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

また、近年、悪質商法などの消費者被害は複雑かつ多様化してきており、被害者が個人で悪質事業者に立ち向かうことが極めて難しくなっていることから、市や警察、消費生活センター、地域の安全・安心を守る様々な団体との連携を図っていきます。

### 2 消費者情報提供の充実

全ての市民が安全な消費生活を送れるよう、「地域消費者被害防止ネットワーク」での情報を各種イベント時やホームページ、市広報紙で周知するとともに、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を活用し、全国の事例についても収集・発信し、消費生活センターの対応力を高めていきます。

## 目指す姿

消費者被害を未然に防ぐための体制が整っています

消費者被害を未然に防ぎ、安心して消費者生活を送ることができるよう、必要な消費者情報を提供し、相談に適切に対応することができる体制が整っています。

まちづくり成果指標

### 23 消費者相談窓口を知っている市民の割合

| <現状値(H25)> | <目標値(H32)> |
|------------|------------|
| 48.2%      | 60.0%      |

#### <指標の説明>

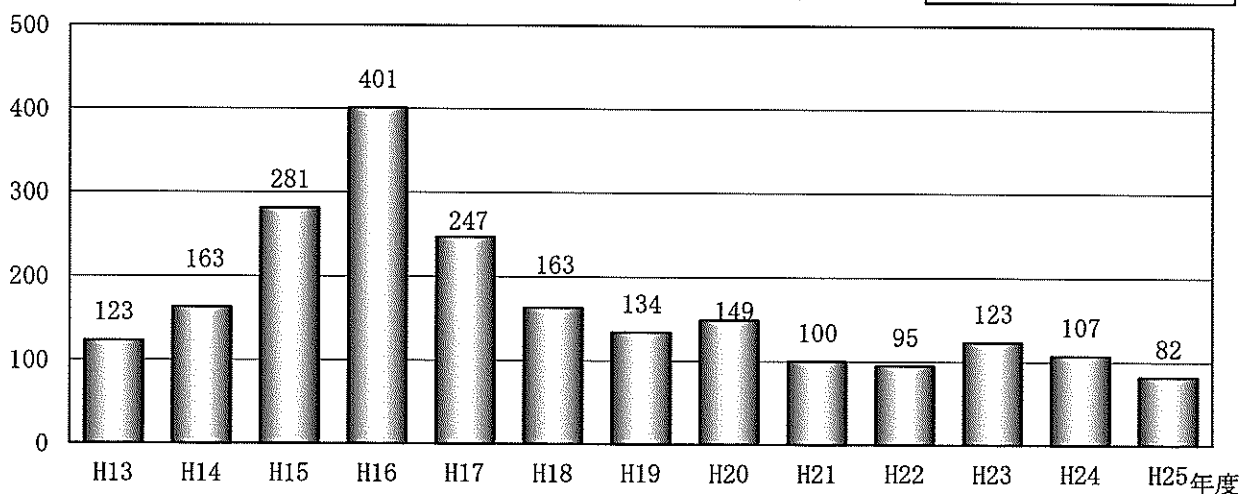
消費者被害を未然に防止するための相談窓口の場所をどの程度の市民が知っているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で知っていると回答した市民の割合で測ります。

| 指標No. | 指標名       | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                        |
|-------|-----------|----------|----------|----------------------------------------------|
| 52    | 消費者相談件数   | 82件      | 60件      | 消費者被害を未然に防ぐために相談窓口をどの程度利用しているかを相談件数で見る指標です。  |
| 53    | 消費生活展参加者数 | 185人     | 220人     | 消費者保護や商品情報等に対する関心がどの程度あるかを消費生活展の参加者数で測る指標です。 |

件

消費者相談件数の推移

資料：美咲市生活環境課



## 第5楽章 安全で安心して住めるまちづくり

### (24) 雇用対策

#### 現 状

##### 1 雇用環境

緩やかな景気の回復に伴い、有効求人倍率は上昇傾向にあるものの、事務系、建設業、医療介護分野などの職種によっては、求人側と求職側の条件が一致しない、雇用のミスマッチが生じており、これを解消するため雇用主や従業員・求職者を対象としてセミナーや技能習得講座を実施しています。

##### 2 就業環境

雇用形態別では、正規雇用が非正規雇用を上回っていますが、建設業では臨時・季節雇用が多くなっているほか、産業全体の新規就労者賃金についても、全国、全道平均よりも低い水準にあり、就業環境は厳しい状況となっています。

#### 課 題

##### 1 雇用環境

企業誘致や新たな産業づくりへの取り組みを通じて、新たな雇用を創出するほか、女性や子育て世帯、高齢者や障がい者が安全・安心して働くことのできる雇用環境を整備する取り組みが必要となっています。

##### 2 就業環境

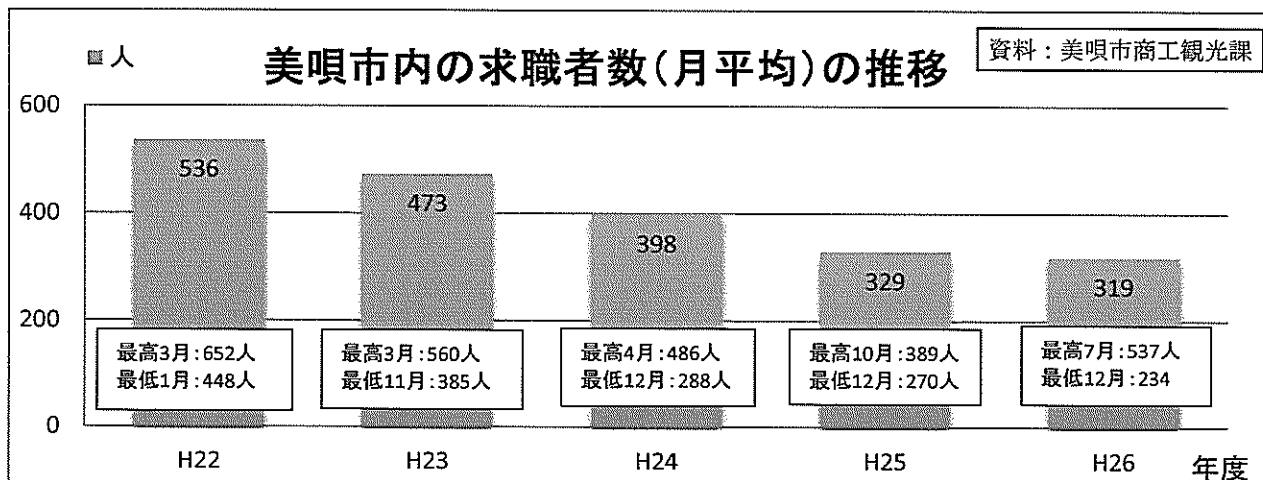
従来の終身雇用制度等から、契約・派遣社員など、非正規雇用の形態に移行する傾向にあるほか、高年齢者雇用安定法の改正により、労働者の再雇用が増加し、若年労働者の雇用機会が減少しており、非正規労働者や若年労働者が安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、雇用・賃金体系の改善をはじめ、福利厚生制度の充実が必要となっています。

#### 関連する個別計画

・美唄市産業振興計画 H25-H32

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

国においては、「雇用政策基本方針」を改正し、雇用政策の将来ビジョンとして、「仕事を通じた一人ひとりの成長と、社会全体の成長の好循環」を掲げるとともに、「障害者雇用促進法」を改正した。  
また、「ハローワーク」で公開している求人票の記載内容と、実際の労働条件が異なる場合の対策として「ハローワーク求人ホットライン」を開設した。



## 施策の方向

### 1 雇用環境

企業誘致活動や地域資源を活用した産業の6次化に向けた取り組みを戦略的に取り組むとともに、女性、若者、シニア世代の就労の場の創出に努めながら、若者の雇用や優秀な技術を持つリタイア世代の再就職支援を図るため、事業主に対して、国の雇用奨励助成制度や道の雇用支援制度、市の人材育成支援制度の活用について、積極的にPRするとともに、実習生の受入や実際の地場企業の経営者による講演会の実施について、積極的に働きかけ、次の世代を担う子ども達の職業観の育成や起業意欲の醸成を図ります。

また、子育て世帯が安心して就労できるよう、子育て支援策の拡充や保育環境の整備を進めるとともに、美唄市シルバー人材センターによる高齢者の就業機会確保対策に対し支援するほか、ハローワークや企業と連携し、体験就労を含めた、様々な障がい者サポートなどを通じ、障がい者雇用の拡充に努めます。

### 2 就業環境

ハローワーク等、関係機関と連携し、事業者に対して、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法で定めている労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策について遵守するよう働きかけるほか、美唄市勤労者共済会への支援を通じ、雇用及び福利厚生事業の充実を図ります。

#### 安心して働ける職場になっています

求職者の個性と能力が活かされる環境が構築され、事業主と従業員が理解・協力し合い 安心・安全な雇用・就業環境が形成されます。

まちづくり  
成果指標

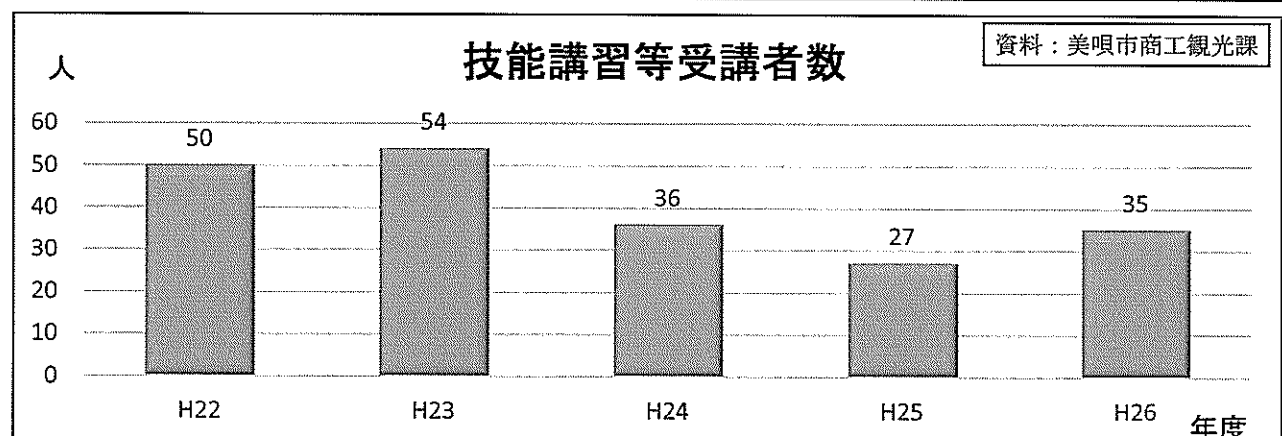
#### 24 職業紹介者の就職率

| <現状値(H25)> | <目標値(H32)> |
|------------|------------|
| 34.2%      | 40.0%      |

#### <指標の説明>

求人情報提供や職業紹介の成果を、美唄市ふるさとハローワークで職業紹介を受けた人のうち、実際に就職に結びついた人の割合で見る指標です。

| 指標No. | 指標名                  | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                                            |
|-------|----------------------|----------|----------|------------------------------------------------------------------|
| 54    | 美唄市ふるさとハローワーク日平均利用者数 | 38人      | —        | 求職者が美唄市ふるさとハローワークの求人情報をどの程度利用しているかを見る指標です。推移を見る指標なので、目標値は設定しません。 |
| 55    | 技能講習等受講者数            | 27人      | 59人以上    | 就業のための技能習得の状況を、市が指定する研修機関で受講した人数から見る指標です。                        |



## 第5楽章 安全で安心して住めるまちづくり

### (25) コミュニティ

#### 現 状

#### 1 地域福祉の推進

本市では、平成16年に「美唄市福祉のまちづくり条例」を制定し、第3期地域福祉計画(H26～H30)に基づき施策の推進を行っています。

市民意識調査(H25.4実施)

- ・地域の住みやすさについて 「住みやすい」が77.2%
- ・ささえあい、助け合いの必要 「ひつよう」が91.1%
- ・地域の問題に自ら参加行動を起こした 「行った」が30.0%

地域での「ささえあい」や「助け合い」は、必要と感じているものの、実際に地域の問題解決のため自ら参加・行動を起こした方は少ない状況にあります。

・地域で参加したい活動、行事

「清掃活動」が19.8%、「お祭りや盆踊り」が11.2%、「老人クラブ活動」が9.5%

上記活動が上位をしめるとともに、「防災訓練」が8.9%と、5年前の回答より2.4ポイント増加しています。

#### 2 地域の活力づくり

一部の地域では、「自らのことは自らの手で」と問題意識を持った町内会などが地域の見守り活動に取り組んだり、救急ポストの設置を進めるなど、地域の自主的取り組みが図られています。

#### 3 過疎対策

一部の地域では、人口が30人を下回ったり、高齢化率が60%を超える地域があるなど、過疎化や高齢化が進んでおり、公共交通の確保や保健指導による高齢者の健康づくりなどに努めています。

#### 課 題

#### 1 地域福祉の推進

・清掃・草刈などの町内会活動が、行われているものの、お祭りや盆踊り、各種イベント行事は減少傾向にあります。

各町内会との連携による広域的開催などが今後の検討課題となっています。

・少子・高齢化の影響により、隣近所の疎遠化や地域組織の弱体化、担い手不足などで、地域の生活弱者世帯への支援が行きわたっていない状況が見られます。

また、継続して地域福祉を推進していくうえでも、各地域で各年代の方々との関わりをもつ必要性があります。

#### 2 地域の活力づくり

地域活動に積極的に取り組み、成果をあげている町内会などもあり、このような活発な活動を他の町内会へ情報発信し、新たな取り組みへと発展するよう、情報の共有化や発信する体制づくりが急務となっています。

#### 3 過疎対策

過疎化・高齢化が急速に進むなかで、地域における相互扶助機能が脆弱化しています。

#### 市民ささえあい推進委員会地域懇談会からの意見

- ・町内のささえあいも大切だが、家族のつながりも弱まっている(一般市民)
- ・地域コミュニティは、まず笑顔で挨拶することが重要で、気に入らない人にも笑顔で挨拶。これが一番です。(一般市民)
- ・町内会から児童にお祝いを渡そうとしても、個人情報には教えてもらえない。(一般市民)

#### 関連する個別計画

- ・美唄市過疎地域自立促進市町村計画 H28-32
- ・美唄市地域福祉計画 H26-30

#### 関連する国、道、民間の事業や動き

- ・美唄市地域福祉実践計画(美唄市社会福祉協議会) H26-H30

## 施策の方向

### 1 地域福祉の推進

すべての市民が、住み慣れた地域で、ともにささえあい、安心して暮らし続けられる地域コミュニティの形成を目指して、市民一人ひとりの自立と地域住民のささえあいや行政の施策が相互に連携を図り、住民の地域活動の自立を支援する仕組みを創設していきます。

### 2 地域の活力づくり

地域課題の認識や相互理解による連携など、市民、地域、団体、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割のなかで、実情にあった施策を講じるよう努めていきます。

### 3 過疎対策

地域の課題解決のために市職員が取り組む「地域応援チーム」の制度活用や乗合タクシーによる公共交通の確保により既存集落の機能維持のための支援に努めます。

## 目指す姿

地域でのささえあいと人材育成が活性化します

様々な地域課題やニーズに対応できるよう、事業者やボランティア等の活動を支援し、地域社会の絆「ささえあい」活動の拡大と地域の人材育成が行われています。

まちづくり成果指標

25 地域活動に参加している市民の割合

<現状値(H25)>

65.2%

<目標値(H32)>

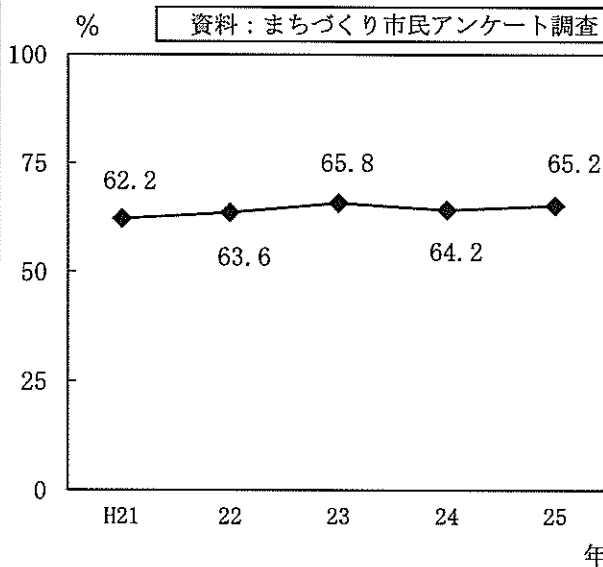
現状値より増やします

<指標の説明>

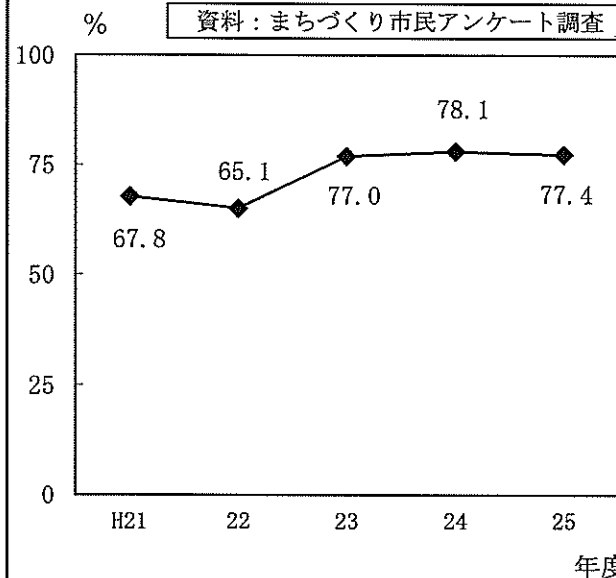
地域活動により、コミュニティの取り組み程度を測る。

| 指標No. | 指標名               | 現状値(H25) | 目標値(H32)   | 指標の説明                                        |
|-------|-------------------|----------|------------|----------------------------------------------|
| 56    | 町内会活動を必要と感じる市民の割合 | 77.4%    | 現状値より増やします | 地域活動によるコミュニティが必要とする度合いを測る指標です。               |
| 57    | 保健福祉活動を行っている地区数   | 55地区     | 現状値より増やします | 地域福祉の充実度を自主的または市と協働で保健福祉活動を行っている地区数からみる指標です。 |

地域活動に参加している市民割合



町内会活動を必要と感じる市民の割合





## 最終楽章 みんなで力を合わせるまちづくり

### 〔10〕 地域経営の確立

#### (26) 協働のまちづくり

##### 現 状

##### 1 協働のしくみづくり

まちづくりは市民が主体であり、市民一人ひとりが自ら考え、まちづくりに参加し、住みよいまち、豊かな地域社会をつくることが基本であることから、地域応援チームや美しきまちづくりサポーター制度など、協働事業を通じて、地域の課題解決や活力あるまちづくりを進めています。

また、美唄サテライト・キャンパスや子育てサポーター、運動推進委員の育成などの取り組みを通じ、協働のまちづくりを担う「人財」の育成が図られています。

##### 2 新しい公共の創出

「新しい公共」については、町内会などの自主防犯組織の設立や企業によるボランティア活動、各種団体等が自主的に取り組む防犯パトロールや登下校時の子どもたちの見守りなどとともに、NPO法人の特性である、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性から、きめ細かなサービスの提供が行われています。

##### 3 地域主権

地域のことは、地域に住む住民が責任をもって決めることのできる活気に満ちた地域社会を目指し、美唄市まちづくり基本条例に基づき、市民の権利と役割、市議会、執行機関の権限と責務を明らかにし、自立したまちづくりを協働により進めていくという考え方が広がってきています。

また、広域的な連携を活用した地域づくりについては、観光・交流やごみ処理など、管内市町との連携による地域づくりが進められています。

##### 課 題

##### 1 協働のしくみづくり

協働のまちづくりを担う「人財」の育成が重要であり、さらなる積極的で意欲的なまちづくりへの参画を促すため、様々な情報を発信・共有することが重要であり、様々な広報・広聴活動を広げていくことが求められています。

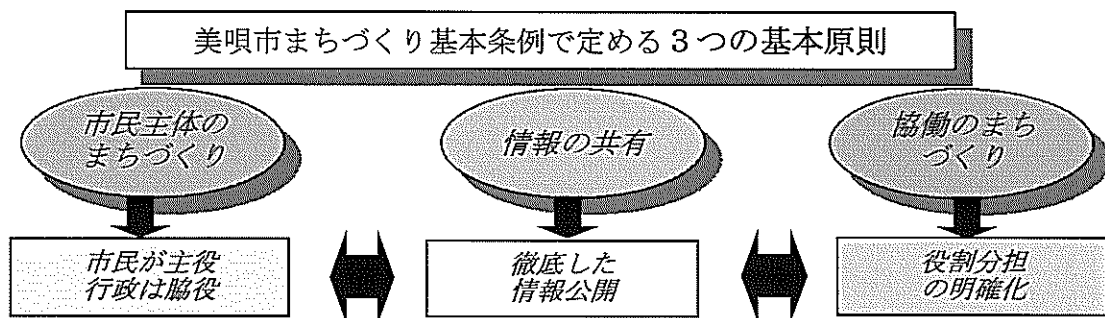
##### 2 新しい公共の創出

「新しい公共」については、その担い手になる市民団体の育成や支援のために必要となる情報の提供、団体間での機能の相互補完が課題となっています。

##### 3 地域主権

地域のことは地域に住む住民が責任を持ってまちづくりを決めていくことが必要であることから、その時代状況を的確に捉え、変化に応じた体制づくりが求められています。

また、広域的な連携については、医療や防災、情報化など、広域的な対応の課題が増えていることから、管内市町との連携が求められています。



関連する国、道、民間の事業や動き

・「新しい公共」円卓会議設置 H22. 1. 25 内閣府

## 施策の方向

### 1 協働のしくみづくり

まちづくりへの参画を促すため、様々な情報を発信・共有することが重要であることから、広報紙やホームページなどの広報活動や自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会、地域応援チームなどの広聴活動を行うとともに、美唄サテライト・キャンパスや子育てサポーターを通じて、さらなる積極的で意欲的な協働のまちづくりを担う「人財」の育成と協働のまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

### 2 新しい公共の創出

地域や各団体がやっている防災・防犯や高齢者の見守りなどの取り組み、それぞれが持つ特性、ノウハウを広報紙やホームページなどを通じて、市民や各種団体、企業などと情報の共有を図ることで、地域や各団体の活動が活発化するとともに、信頼関係を深め、市民サービスの向上につながるよう地域との連携を深めていきます。

### 3 地域主権

地域主権では、地域のことは地域に住む住民が責任を持ってまちづくりを決めていくことが求められていることから、市職員は、自治の基本である「自律性」をもって、地域の新たな「存在価値」を見い出し、事業の「選択と集中」、「創意と工夫」を図り、地域力の向上に向けた、取り組みを進めていきます。

また、地域の安全・安心を確保するため、医療や防災、情報化など、管内市町との広域的な連携を進めていきます。

#### 目指す姿

たくさんの人たちがまちづくりに積極的に参画しています

意欲的にまちづくりに関わる人たちが増えています。

まちづくり成果指標

#### 26 まちづくり参画度

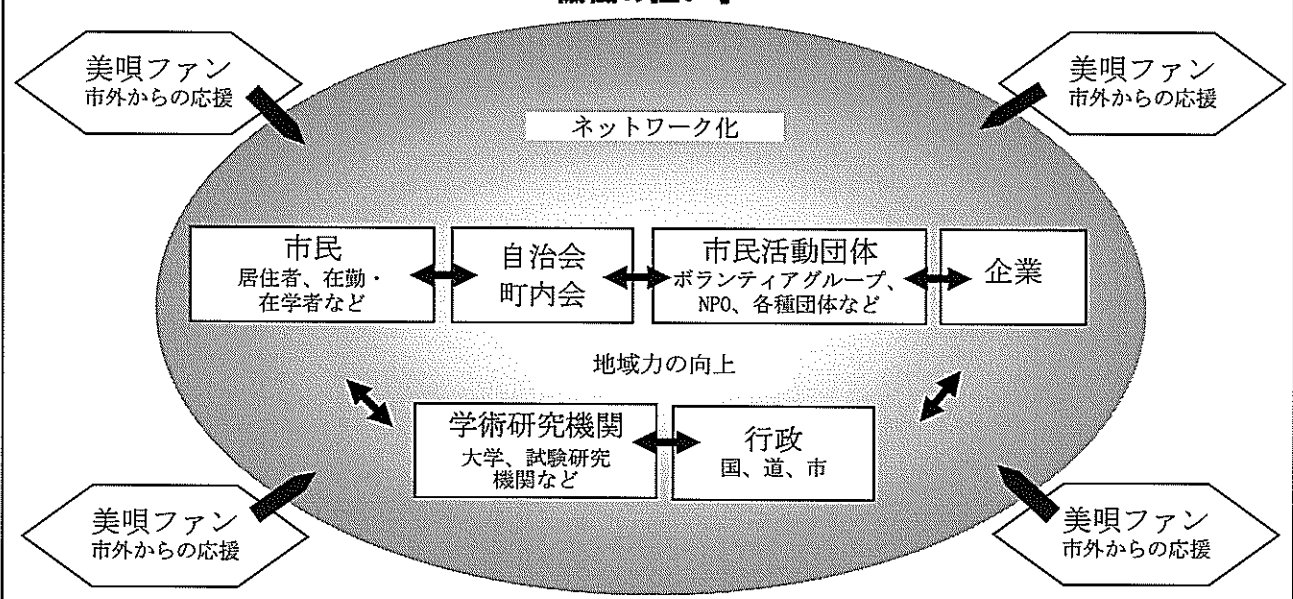
| <現状値 (H25)> | <目標値 (H32)> |
|-------------|-------------|
| 24.8%       | 30.0%       |

#### <指標の説明>

協働のまちづくりの成果として、市民がまちづくりにどの程度参画しているかを見る指標で、まちづくり市民アンケート調査で参加していると回答した市民の割合で測ります。

| 関連指標 | 指標No. | 指標名                             | 現状値 (H25) | 目標値 (H32) | 指標の説明                                                  |
|------|-------|---------------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------------------------|
|      | 58    | 美唄サテライト・キャンパスまちづくりを担う人材要請講座参加者数 | 69人       | 100人      | 協働のまちづくりを進める際に必要な人材育成のための講座への参加者数により協働のまちづくりの浸透度を測ります。 |

#### 協働の担い手



## 最終楽章 みんなで力を合わせるまちづくり

### [10] 地域経営の確立

#### (27) 行財政運営

##### 現 状

##### 1 健全な財政運営

市立美唄病院会計の累積不良債務は、一般会計からの支援（財政健全化計画）及び市立美唄病院経営健全化計画の推進により、平成27年度末に解消の見込ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化指標のうち、実質公債費比率、将来負担比率は高い状況にあります。また、市税などの自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源が多く占めていることから、国の制度等の影響を非常に受けやすい脆弱な財政構造（一般会計）にあります。

##### 2 効率的な組織づくり

高齢者や障がい者の方が抱えている様々な悩みや不安に対して、迅速かつ的確に対応ができるよう総合相談窓口の設置や防災などの危機管理を専門に行う部署を設け、市民の自主的な活動と連携を図りながら、様々な災害や事故などに備えています。

##### 3 意欲あふれる人材の育成

民間企業や北海道市町村職員研修センターでの専門的な研修や国、北海道等との人事交流を通じて、職員研修の充実を図り、専門性の高い人材の育成に努めています。

また、東日本大震災の被災地への職員派遣も行ったところです。

##### 4 持続可能な自治体経営の確立

行財政改革を推進し「美唄市財政健全化計画」及び「市立美唄病院経営健全化計画」の達成に向け、取り組んできたほか、事務事業の成果を検証するため、事務事業評価、施策評価、まちづくり評価の3段階の評価を実施しています。

##### 課 題

##### 1 健全な財政運営

人口減少、少子高齢化の進行等により市税や地方交付税の減などが見込まれるほか、社会保障関連費用や公共施設、道路、橋りょうなどの老朽化対策に関連する費用などの増加が見込まれる中で健全な財政運営を図っていく必要があります。

##### 2 効率的・横断的組織づくり

多様化する社会や価値観の変化などによる様々な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するための効率的な組織づくりが必要です。

##### 3 意欲あふれる人材の育成

市職員は、市民の方々と信頼関係を深め、まちづくりに関する情報や問題意識を共有し、一緒になって協働のまちづくりに取り組むため、引き続き、職員研修や国、北海道等との人事交流を行い、政策課題に迅速かつ的確に対応するための人材育成が必要です。

##### 4 持続可能な自治体経営の確立

公平・公正で透明性のある自治体経営の確立と財政健全化のため、事業の選択と集中が必要であり、国や道、民間におけるまちづくりや地域活性化に関する助成制度等の情報の共有化を進める必要があります。

##### 関連する個別計画

・美唄市公債費負担適正計画H18-30

## 施策の方向

### 1 健全な財政運営

健全な財政運営のため、次のことに取り組みます。

- ・歳入・歳出全般にわたる見直しなど効率的な財政運営に向けた行財政改革を推進します。
- ・公債費等負担低減のため、地方債発行と債務負担行為設定の抑制と地方交付税に算入される有利な地方債の確保に努めます。
- ・投資的事業の重点化を図ります。
- ・財政調整基金への積立確保に努めます。

### 2 効率的・横断的組織づくり

多様化する社会や価値観の変化など、政策課題に迅速かつ的確に対応するための効率的な組織づくりに努めます。

### 3 意欲あふれる人材の育成

市職員は、専門性の高い研修や国、北海道との人事交流などを通して、知識を高めるとともに、多様化している行政ニーズに対応するため、まちづくりに関する情報や問題意識を共有し、市民と信頼関係を深め、一緒になって協働のまちづくりづくりに取り組みます。

### 4 持続可能な自治体経営の確立

公平・公正で透明性のある自治体経営の確立のため、平成27年度に策定した「美唄市人口ビジョン、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「美唄市公共施設等総合管理計画」を推進し、事業の選択と集中を行い、情報の共有化を進め、課題の解決に向けた取り組みを進めます。

## 目指す姿

持続可能な自治体経営ができています

社会経済情勢に適切に対応ができる市の体制ができ、健全な財政運営ができています。

まちづくり成果指標

### 27 実質公債費比率

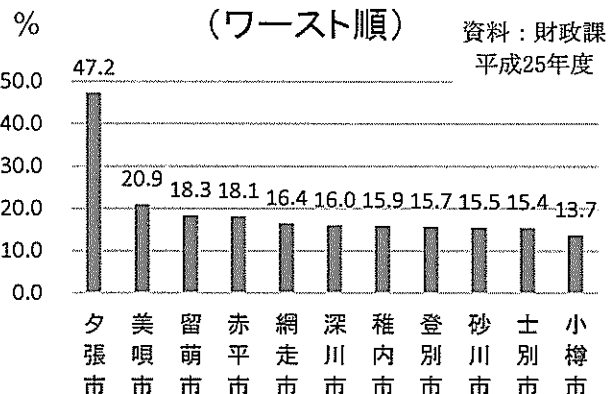
<現状値(H25)> 20.9% → <目標値(H32)> 17.9%

#### <指標の説明>

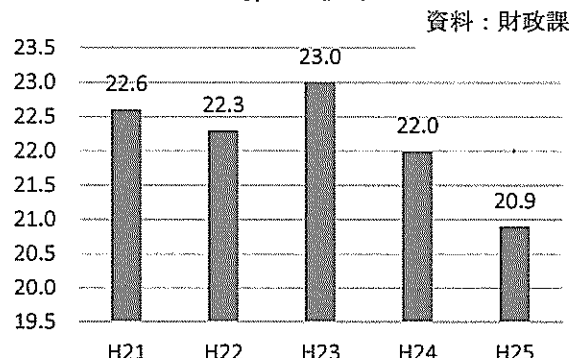
市の財政状況の健全度を見る指標で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算出される数値で測ります。

| 関連指標 | 指標No. | 指標名    | 現状値(H25) | 目標値(H32) | 指標の説明                                                    |
|------|-------|--------|----------|----------|----------------------------------------------------------|
|      | 59    | 将来負担比率 | 193.3%   | 180.0%   | 市の財政状況の健全度を見る指標で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算出される数値で測ります。 |

### 実質公債費比率主要都市比較 (ワースト順)



### 美唄市実質公債費比率の 推進状況



## 10 生活圏別地域づくり

### (1) 中央部生活圏

条丁目区域、癸巳町、沼の内町、一心町、共練町、東明町、進徳町、南美唄町は、南北に走る国道12号やＪＲ函館本線などの主要幹線や公共施設、商業・業務施設、住宅が集まり、人口が最も多い地域です。

国道12号沿いの中心市街地の商店街は空洞化が進んでいるほか、地震や風水害など災害に備えたまちづくりが求められているため、コンパクトな市街地形成を基本として、まちの活力づくりと安全性の確保を進めていきます。

また、東明町周辺には、交流拠点施設「ゆ〜りん館」を中心に36ホールを備えたパークゴルフ場やサン・スポーツランド美唄を中心にスポーツ・レクリエーション活動のための環境が整い、道道美唄富良野線の開通を見据え、新たな交流拠点整備の在り方について検討するとともに、他の地域の地域資源と有効に結びつけながら、交流活動を促進させていきます。

### (2) 東部生活圏

落合町、盤の沢町、我路町、東美唄町は、アルテピアッツァ美唄や炭鉱メモリアル森林公園など炭鉱遺産が残る歴史的な地域であるとともに、過疎化が進んでいる地域であることから、市民が安心して暮らせるよう公共交通の確保を図ります。

また、主要道道美唄富良野線の開通を見据え、新たな交流拠点整備の在り方について検討するほか、芦別市や富良野市など、周辺都市との回遊ルートの形成と新たな観光ルートを作成するとともに、道東方面との交流軸として新たな発展が期待されていることから、引き続き、早期完成に向けた要望活動を行っていきます。

### (3) 西部生活圏

開発町、上美唄町、西美唄町は、広大な農地が広がる田園地帯であります。

生産性の向上と担い手農家への農地の集積など経営安定に資するため、生産基盤整備が進められています。

また、本市と月形町を結ぶ月形大橋の架替工事が終了し、交通の安全性が図られています。

ラムサール条約登録湿地である宮島沼は、水鳥・湿地センターを拠点として、地域住民や関係機関と協力しながら、自然と親しむことにより大切さを感じることができるよう、イベントの開催や環境学習を推進します。

### (4) 南部生活圏

峰延町、光珠内町、豊葦町は、本市の南の玄関口として国道12号及び道道月形峰延線、道道美唄三笠線で結ばれた地域で国道12号の東側に丘陵地、西側に農地が広がり、森林地帯や田園地帯及び市街地で構成されている地域であり、安全で円滑な交通の確保の観点から、国道12号の4車線化の早期完成を引き続き要望していきます。

(5) 北部生活圏

北美唄町、茶志内町、日東町、中村町は、農地、集落のほか、空知団地や農道離着陸場などがあり、本市の工業と農業振興の拠点となる地域の一つです。

空知団地については、雪冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンター構想及び食料備蓄拠点構想の早期実現に向けた取り組みを進めていきます。

